

# 令和6年3月13日 予算決算常任委員会 会議録

- 日時 令和6年3月13日（水） 午前8時59分～午後4時28分
- 場所 議場
- 出席委員 津川俊仁、前田栄治、中山功一、河本文哉、井川敦雄、蓑原美百合、尾嶋準一、奥田伸行、秋山修、油本朋也、斉尾智弘、町田貴子、長谷川昭二、阪本和俊、野田秀樹
- 欠席委員 なし
- 執行部職員等 手嶋町長、岡本副町長、磯江総務課長、中野企画財政課長、松本観光交流課長、清水産業振興課長、杉本環境エネルギー課長、小澤福祉課長、手嶋地域整備課長、藤江町民課長、吉岡健康推進課長、中原農業委員会事務局長、友定出納室長、笠見教育長、中原教育総務課長、前田生涯学習課長、渡辺中央公民館長
- 議会事務局 大庭局長、福嶋主幹、長谷川事務補佐員

〈会議に付した案件及び経過と結果〉

## 1 開会 (8:59)

### ○津川委員長

皆さん、おはようございます。ただいまの出席委員は15人です。定足数に達していますので、これより予算決算常任委員会を開きます。

## 2 委員長あいさつ

### ○津川委員長

初めての予算決算常任委員会です。私自身も戸惑っておりますが、これまでの定例会での予算審議のようにしっかりと進めたいと思いますので、皆様の御協力をまずお願い申し上げたいと思います。

それでは、日程に従いまして、町長挨拶をお願いします。

手嶋町長。

## 3 町長あいさつ

### ○手嶋町長

皆さん、おはようございます。先ほどもございましたが、初めてのと申しますか、予算決算委員会ということで、執行部側のほうはこれまでの体制と何ら変わりなく、正々堂々と申しますか、しっかり答弁させていただきたいと思っております。いろいろ、今回も新事業であったり、あるいは少し改正をしたりとか、あるいはなくしたりというような事業もございます。そうしたところも丁寧に、もし質疑等あれば対応させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

## 4 付託議案の審査（質疑）

### ○津川委員長

そうしますと、本定例会において予算決算常任委員会に付議された議案は、議案第4号、令和6年度北栄町一般会計予算から議案第17号、令和5年度北栄町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）までの14議案です。審査については、お手元の日程表に従って行います。本日は各議案の質疑のみとし、討論・採決は明日の委員会で行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第4、付託議案の審査に入ります。これより各議案に対する質疑を行います。

**(1) 議案第4号 令和6年度北栄町一般会計予算**

○津川委員長

議案4号、令和6年度北栄町一般会計予算に対する質疑を行います。なお、質疑に当たっては、必ず予算書のページ数をお示しください。

まず、歳入全般にわたっての質疑はありませんか。

井川委員。

○井川委員

おはようございます。まず、歳入について何点かお聞きをしたいと思います。

まず12ページ、町税についてでございます。この納税というのは、国民の三大義務の1つなんですけども、今、国会のほうではいろいろと問題があって、払うだ払わんだと、そしてまた今確定申告の最中で、町のほうでもそういう事務をされとって大変だろうと思いますけども、それはそれとして、払うものは払わなければいけないというふうに思っておりますけども、今回、1項第1目、町税、町民税の個人分として、徴収率99%ということで計上されておると言われておりましたけども、本来ですと、無理かもしれませんが、計上するときは、私、100%で計上して、やっぱり徴収するんだという意気込みがあってもいいと思うんですけども、何でこれ99%、何で1%落としたので計上されとるんですか、お願いします。

○津川委員長

手嶋町長。

○手嶋町長

歳入といいますと、やはりこれまでの実績はもちろんでございますけど、歳入欠陥になってくると、今度、事業全体といいますか、会計全体が回らなくなります。こうやって毎年前年の、前年といいますか何年か前からのこういう推移等を見ながら——、それは今委員が言われたように当然100%が当然ではございますが、こういう予算を組むときには、あくまでも近い値といいますか、そういうところで組むようにしておりますので、御理解を願いたいと思います。

○津川委員長

井川委員。

○井川委員

予算組みの段階でそういうことを言われましたけども、やっぱり見ておって、初めからもう1%は取れないんだよと、何かもう初めから諦めとられるような予算の組み方だなというふうに……。やっぱり本当に、過去の実績を見ましても90、100%は今のところ無理だというのも過去の数字を見ても分かりますけども、やはり私はそういう意気込みが、やるんだという意気込みが欲しかったんですけども、それはそういうことで分かりましたけども……。1%滞納があるであろうというようなことで組んでありますけども、例えば中にはお金がなくて払えんだよというような相談もあると思うんですけども、そういうときの対応というのは、どういうふうにされておりますでしょうか。

○津川委員長

藤江課長。

○藤江町民課長

お答えします。徴収自体は納付期限までというふうには定めておりますけれども、事情があつてなかなか払えないということについては、期限内納付を目指しながらも、相談には個々で乗っているところです。

○津川委員長

井川委員。

○井川委員

あんまりそれ以上のことは聞きませんが、やはり最初に言いましたとおり、100%を目指して頑張っていたかと思いますが。

それから次の第2目の法人税、これについては、これは徴収率ってどの程度これ見込まれて組まれてますでしょうか。

○津川委員長

藤江課長。

○藤江町民課長

法人町民税につきましては、現年分につきましては徴収率を99.8%で見込んでおります。

○津川委員長

井川委員。

○井川委員

法人税についても100%ではないということですが、例えば法人税については、これはその法人の方が払わないのか、払えないのか、これはどちらなんですか、過去の経過から言います。

○津川委員長

藤江課長。

○藤江町民課長

基本的には全て徴収猶予、先ほどおっしゃられた、払いたくてもなかなか払えない状況にある徴収猶予の分につきましても滞納という扱いになりますので、これが事情によって払わないのか払えないのかという個々のものについては、なかなか把握できてないところです。

○津川委員長

井川委員。

○井川委員

これも同じく、わざと払わないという人はないと思いますけども、やっぱりこれも何とか100%目指して頑張っていたかというふうに思います。町民税については一応ここまでにしておきます。

次にちょっと12ページ、4項町たばこ税についてお伺いをいたします。町内でもたばこの生産者、今5軒、約5ヘクタールでたばこ栽培をされております。予算として1億円という数字が上がってまして、これは町の財政にとりましても資する次善の策だというふうに思っておりますけども、普通ちょっとたばこって聞きますと、ちょっと健康の害というものを心配するんですけども、けれどもやっぱりこうして1億円、町のほうに税金が入ってくるというんで、これは多分税率等にもよると思うんですけども、今後、中長期的な見通しとして、このたばこ税っていうのは今後やっぱりずっと伸びていくものなかっていうのは、どういうふうな見通しを立てておられますでしょうか。

○津川委員長

藤江課長。

○藤江町民課長

この町たばこ税については、町内で販売されたたばこの本数によって納税されているものですが、正直どんどんたばこ自体が税率改正により値上げされていく中、どんどん減っていくものだというふうに当初見込んでおりました。特に令和4年度から令和5年度については大幅な値上げになりましたので、その意味も込めまして、一旦減額で計上していたところ、見込みとは相反しまして増額しているような状況ですので、令和6年度につきましても11月末での徴収見込みで増としたところです。

○津川委員長

井川委員。

○井川委員

このたばこ税については、先ほど言いました町民税とは違って徴収に行かなくても、変な話ですけど、これは何もしなくても入ってくると、ほんにありがたい税金なんですけども、一方でそういう健康の害というのがありますんで、どっちがいいのかということも分かりませんが、こうして入ってくるのはありがたいなというふうに思っておりますけども、今後の見通しはそういうことだろうと、分かりました。

ちょっと次に行かせてもらいます。13ページから14ページでございます。説明のときに、第2款地方譲与税から第9款地方特例交付金までの予算につきまして、説明では、県の試算額を基に計上しているという説明がありました。ということは、そうなってくると年度ごとの例えば予算を立てるときっていうのは、いわゆる年末っていいですか、新年度の予算のときにしかこういう予算は分からないと。いわゆる中長期的な見通しを立てるとき、この辺の予算というのはどういう格好で立てておられるか、1点お聞きをいたします。

○津川委員長

岡本副町長。

○岡本副町長

すみません、私のほうから答弁させていただきます。確かに県とかなんかの予測により立てているものではございますが、基本的なトレンドっていうのは国の政策等に大きな変更がない限りは予測ができるものとは考えております。ですので、より正確な予測をしようとする、そういった県とかなんかでの推定を使って立てさせていただいてるところでございます。以上でございます。

○津川委員長

井川委員。

○井川委員

そうしますと、そういう特別な、そういう積算方法というものは特別なくしてですか。ちょっと副町長の今の答弁を聞きますと、そういう格好になるんですけども、ちょっとその点一つ、1点だけ確認させてください。

○津川委員長

中野課長。

○中野企画財政課長

中長期的な見通しとしましては、中期財政見通しでお示ししていますけども、その前提条件の中に、当面は令和6年度の予算で据置きとして見込んでおります。あとは、毎年度の交付につきましては、算定基礎というものがあるので、それによって町に交付される額というのは算定をしています。以上です。

○津川委員長

井川委員。

○井川委員

分かりました。それぞれ立てられるときに、何か積算基礎があつて私はこういうものを立てられるかなというふうに思ってたんですけども、そういうことでしたらそれで結構でございます。

続きまして、15ページお願いします。第12款の分担金及び負担金、第1項第2目農林水産業費分担金449万9,000円組まれております。今年度に比べて約355万円弱増えているんですけども、この事業の内容について教えていただけますでしょうか。

○津川委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

お答えいたします。こちらの分担金につきましては、性質としましては、事業を行う際の地元の負担金であります。増額の要因はということでもありますけども、ため池の改修に絡んで、下鳥池であります、測量設計を行うに当たっての地元負担金っていうのが新たに令和6年度ありますので、その分が大きな要因であります。以上です。

○津川委員長  
井川委員。

○井川委員  
ありがとうございました。

ちょっと次に行かせていただきます。28ページですね。第20款諸収入、第5項の第2目雑入、これ第1節総務費雑入と合わせまして第7節の教育費雑入の関係でございます。これちょっと確認なんですけども、これ、いわゆるそういう駐車場、総務費雑入でいきますと、真ん中辺に駐車場利用協力金というものが464万4,000円、それから教育費雑入でいきますと、教職員等駐車場利用協力金として132万円と、駐車場を組んでおられます。多分これは職員さんなり学校の先生方の駐車場の協力金だと思うんですけど、それで間違いございませんでしょうか。

○津川委員長  
磯江課長。

○磯江総務課長  
そのとおりです。

○津川委員長  
井川委員。

○井川委員  
それでちょっと1点お伺いしたいんですけども、これちょっと私の地元の由良地区の方から、いろんな方からちょっと問合せがありまして、中央高等学園専修学校がありますよね、そこの先生方が中央公民館の駐車場を利用されとるじゃないかなと。ずっと車が置いてあるんだけど、あれについてはどうなってるのと。どういう契約になってるのっていう問合せがあるんですけども、それについてはどういうことになってますでしょうか、お伺いをいたします。

○津川委員長  
磯江課長。

○磯江総務課長  
そこの部分は確認できてませんので、そこに駐車を許可してないというか、駐車をされる場合は月額1,000円頂きますよということで、頂いていますけど、そういう契約になってないので頂いていないと思っています。

○津川委員長  
井川委員。

○井川委員  
というのは、先ほども言いましたけども、よくずっと車が置いてあると。いわゆる中央公民館大栄分館の西側、中央高等学園専修学校の隣のスペースに、あれ先生方の車じゃないの、よく置いてあるんだけど。それ、ちゃんと役場のほうで許可して貸してあるのとかありますので、そのことはちょっと確認していただければと思いますので、よろしくお願いたします。

○津川委員長  
磯江課長。

○磯江総務課長  
では確認して、駐車をしている場合にはもらうようにします。

○津川委員長

井川委員。

○井川委員

では、ちょっと最後に1点だけ、今度はお伺いします。25ページ、ちょっとすみません。16款財産収入の1項財産運用収入の第2目利子及び配当金の第1節利子及び配当金なんですけども、ここの中で、財政調整基金積立利息で61万円、それからまちづくり振興基金積立利息で520万8,000円という利息が計上されておりますけども、この利息っていうのは、利率は大体どの程度で計算されておりますでしょうか、お伺いをいたします。

○津川委員長

中野課長。

○中野企画財政課長

これは厳密に直近の利率で見込んでいるわけではなくて、ほぼ前年の実績を見ながら予算計上のほうはさせていただいております。それでいきますと、財政調整基金の利子につきましては、定期預金では0.02%、国債のほうでは0.5%、それからまちづくり振興基金のほうでは、何口かに分けてやっているの、一番高いもので約1.2%程度で計上しています。

○津川委員長

井川委員。

○井川委員

この基金っていうのは、さっき言いましたけど、全部定期でやられとるんですか。

○津川委員長

友定出納会計管理者。

○友定出納室長

井川委員の御質問にお答えします。基金の運用は定期と、それから国債等の債券を利用しておりますので、定期もそれぞれの定期の種別によっては各町内にある金融機関、それぞれそちらのほうで定期をさせていただいています。債券のほうは国債等で証券会社を通しての債券運用としております。以上です。

○津川委員長

井川委員。

○井川委員

ありがとうございました。定期預金については、それぞれ今は0.02%っていうことあります。それから国債については、先ほど企画財政課長が言われました、国債は1%ですかね、ちょっとその確認だけさせてください。

○津川委員長

友定出納室長。

○友定出納室長

お答えします。国債についてはそれぞれのタイミングで購入しているの、一番低い毎年の利率としては0.5%で、それ以上のものも過去に購入してますので、それによっていろいろと運用しております。以上です。

○津川委員長

井川委員。

○井川委員

すみません、最後に一つだけ。先ほど国債で、一番低いので0.5%、一番高いものは幾らですか。

○津川委員長

友定室長。

○友定出納室長

すみません、国債は0.5%です。あっ、0.55かな、0.55%です。以上です。

○井川委員

分かりました。いいです。

○津川委員長

そのほかございませんか。

前田委員。

○前田委員

2点ほどお伺いします。先ほどの28ページ、30ページの駐車場の件ですけれども、総務課長の答弁を聞いてちょっとそれはと思ったんですけれども、もしも利用しとられたら料金もらいますって言われましたけど、町有地を民間の方が借りるのに、そうやって料金払えば借りれるもんなのか。また、先ほどの1,000円っていうのは、やっぱり役場とか教員さんがしていただいているので月1,000円で協力してもらっているわけであって、その辺の金額のこともしっかりしないと、1,000円でいいですよなんていう話になると、それはちょっとおかしな話。また、町有地をそんな簡単に民間の方に貸しているのかということもありますので、ちょっとそこら辺をお聞きしたいと思いますけど。

○津川委員長

磯江課長。

○磯江総務課長

正式には、何ていいますかね、賃貸借契約でお貸しをしているっていうような状況では全然なくて、協力をさせていただく、協力金という形です。形としてはそういう形で頂いているということです。

○津川委員長

前田委員。

○前田委員

協力金だろうが何だろうが、町有地を民間の方にそうやってさささっと貸してもいいもんなのかということをお聞きしとるわけです。

○津川委員長

磯江課長。

○磯江総務課長

ほかの例といたしましては、広域連合と土地改良区というような形もありまして、そういう御意見をいただきましたので、貸す方がいいのか、協力をいただくのがいいのか、断るのがいいのか、その辺も判断したいと思います。

○津川委員長

岡本副町長。

○岡本副町長

すみません、私のほうから補足させていただきます。御質問に関しては、いわゆる町職員とか町学校職員、改良区といったいわゆる公的な役割があるものと、純然たる民間なものが同じ条件で貸しているのかということと、それに対しての料金の適正化ということだと思います。まずは、ちょっと実態を確認させてください。そして、その上で必要な手続を取っていただいて、それに合わせた料金を徴収するという形で是正させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

○津川委員長

前田委員。

○前田委員

分かりました。

次に、もう1点お願ひします。25ページの16款2項の1目財産売払い収入の中で、一番下の町有地売払い収入1,009万2,000円、これのちょっと説明がなかったなので、どこを売り払われるのかということをお願ひします。

○津川委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

お答えいたします。こちらにつきましては、道の駅の再整備に伴って、町が持つおる敷地を国交省と協議の上で国が必要な敷地ということがありますので、町から国に売払いを行うための予算であります。以上です。

○津川委員長

そのほかございませんか。

野田委員。

○野田委員

ちょっと一つだけ、ちょっと町長の考えを聞きたいと思ひまして。13ページ、地方譲与税、定番となっております森林環境譲与税のことですけれども、私、以前から何回か一般質問でもしております。というのが、各自治体に配分されるその算定基準がちょっとあまりにもおかしいということで、要は森林のない都会の自治体、あるいは少ない自治体に年間何億円も譲与されとるのに、北栄町は僅かなものであれですけれども、やはり基準がおかしいということはずっと私も言ってきたりして、今回、というか去年ですね、少し変わって人口割がちょっと減ったりしとるですけれども、今後、やはりまだ私納得していませんのでね、町長の今後の、どう要望されるのかっていう考えを聞きたいというのが一つです。というのが、中部森林組合の組合長が森林組合として陳情されまして、ほんで少しだけちょっと様子が変わったんですけれども、組合長に、このままで終わられんでしょうねと、引き続き要望されるんではないかと私確認取りましたら、今後も要望していくということだったんですけれども、北栄町として、町長の今後の考え方をちょっと聞きたいですけれども。

○津川委員長

手嶋町長。

○手嶋町長

この問題、全国的な問題であります。ただ、北栄町の場合は森林が25%かな、鳥取県とちょうど反対ぐらいのところであって、人口もそんなに多くないということ、面積も少ないということで、どっちになっても実はあんまり入ってくる税金としてはそう変わらないのかなという思いはあります。ただ、これはやっぱり先ほど言われたように、例えば東京とか、神奈川とか、本当にどこに森林があるだっというようなところに人口割でたくさん入ってきてるってことは、一つ大きな問題っていうことは、これはもう全国の自治体のトップもそれを把握されて、要望のほうをさせていただきました。そういうところもあって、今回少し、ほんの少しですけど変わったということで、これからは我が町のことだけではなくて、やはり全体のことを考えながらさせていただきたいと思ひますので、先ほど言われました中部森林組合等の総会でも、私も出席させていただいて、そういう思いも確認させていただいてとりますので、場をもって要望等をさせていただきたいと思ひます。

○津川委員長

野田委員。

○野田委員

よろしくお願ひしたいと思ひます。というのが、令和6年度、この譲与税を使って松枯れ対策にということだったんですけれども、その松枯れのほうはもう待ったなしなんですよね、今。もうこのままいったら海岸沿いの防風林がなくなってしまうかと思ひて。これがなくなったら、要は砂浜の農地、農作物が駄目になっちゃうわけですから、非常に北栄町としては、この譲与税を使ってこれをやっていくっていうこと、私はそれもう大賛成で、でしたらもっと譲与税を増やしてもらって、もうどんどん松枯

れ対策に使っていただきたいということがあるもので、町長にお願いしたいんですわ。

○津川委員長

手嶋町長。

○手嶋町長

全くそのとおりでございまして、私、就任のときから知事のほうに言って、実際知事と一緒に現場を回って、県のほうにもその旨を確認していただいて、補正をしていただきましたし、当初予算のほうでもしっかり対応していただいているところではございますけど、県や町の金額だけでは当然足りませんので、金額は少しでも多いほうが良いということで、今委員が言われましたし、私も先ほど答弁はしましたけど、しっかり要望のほうはさせていただきたいと思います。

○津川委員長

そのほかございませんか。

秋山委員。

○秋山委員

12ページをお願いします。町税の個人分なんですけども、前年度と比較で4,714万9,000円の減額の予算になってるんですけども、この説明会のときに聞いた話を記憶の中でちょっと質問するんで、間違っていたら訂正してほしいんですけども、この減額分は国の減税措置によってこの金額が減るという理解でよろしいでしょうか。

○津川委員長

藤江課長。

○藤江町民課長

お答えします。そのとおりです。令和6年度は定額減税により住民税が扶養人数も含めて1人当たり1万円の減税がなされることから、それを見込んでおります。

○津川委員長

秋山委員。

○秋山委員

そこの減税がなかったら、この個人分の町税収入は幾らになるんでしょうか。

○津川委員長

藤江課長。

○藤江町民課長

所得割に関して言いますと、前年度に比べて約2,100万円の増となります。

○津川委員長

秋山委員。

○秋山委員

この減税分で税収が減った分が、国から補填を受けるということを言われたと思うんですけども、これの歳入はどこに幾ら上がってるんでしょうか。

○津川委員長

藤江課長。

○藤江町民課長

14ページをお願いいたします。9款1項1目の地方特例交付金、説明欄、下段の定額減税減収補填特例交付金がそれに当たります。

○津川委員長

秋山委員。

○秋山委員

これ6,000万円で計上されてるんですけども、今言われたのは、2,100万円の税収が減るという町税のほうの説明なんですけども、この差額の4,000万円っていうのはどういう内容、根拠ですか。

○津川委員長

藤江課長。

○藤江町民課長

2,100万円というのは、減税がなかった場合の所得割の増額分でございます。定額減税につきましては、今見込んでおりますのは、特例交付金と同額の6,085万4,000円です。

○津川委員長

秋山委員。

○秋山委員

ちょっとよく分からないんですけども、そうすると、この特例交付金の6,000万円を受けると、本年度の予算の4億9,400万円に6,000万円を足したものが本来入ってくる町税って理解するのは駄目なんでしょうか。

○津川委員長

藤江課長。

○藤江町民課長

それが令和5年度に比べて増収見込みとしている額として間違いないです。

○津川委員長

秋山委員。

○秋山委員

減税がなくて、この特例交付金もなかった、特例交付金、ああそうか、特例交付金分は増えるわけだから、こういうその減税だとかこの特例交付金が仮になかったとしたら、この町税の個人分というのは、前年度に比べると増えるんでしょうか。

○津川委員長

藤江課長。

○藤江町民課長

はい、増えます。

○津川委員長

秋山委員。

○秋山委員

ちょっとこの質問をした意図は、もともとこの税金の個人分っていうのは、人口の減少に準じて税収が減るっていうのが一般的に言われてることなんですけども、実際にこの税収の個人分の推移を見たときに、人口の減少と税収の減収とは一致していないので、この税収の個人分については、過去とかこれからどういうふうな傾向を示すというのは何か持っておられますか。

○津川委員長

藤江課長。

○藤江町民課長

人口減少が即町税の税収の減につながるというふうには考えておりません。もう少し長いスパンで、生産人口、いわゆる所得があるような人口が急激に減ってきた場合、減収につながってくるというふうには考えております。

○津川委員長

秋山委員。

○秋山委員

生産労働人口の動きが一番影響を受けるというふうには、今説明されたと思うんですけども、私はそれ以上に経済発展がどうかということだと思うので、人口掛ける平均っていうのは、所得というか、どれだけ経済発展をしていくかが税収に影響していると思うので、その辺のところを考えながら、税収見込みを立てていただきたいと思います。以上

です。

○津川委員長

藤江課長。

○藤江町民課長

本町の町税につきましても、経済の動向等について推移を見守りながら算出のほうをしております。

○津川委員長

そのほかございませんか。

町田委員。

○町田委員

三、四点お願いします。まず、38ページ、一番上の段ですけれども、上の2段目か、負担金、入札参加資格申請……

○津川委員長

まだ歳入の部分でお願いします。

○町田委員

すみません。

○津川委員長

そのほかございませんか。

秋山委員。

○秋山委員

15ページ。一番上の地方交付税なんですけれども、地方交付税も全体の流れとして、合併特例の10年間は別々に見て一本で算定するよりも多い、それからその後5年間は減って行って、減った中での地方交付税になるということで、将来的には地方交付税は減って行って町財政が苦しくなるっていうのが過去に受けた説明なんですけれども、この地方交付税が今年もやや増額の予算が見込んであるんですけれども、その辺の地方交付税の在り方っていうのは、基本的にはどういうふうを考えればいいんでしょうか。

○津川委員長

中野課長。

○中野企画財政課長

お答えします。令和6年度の積算につきましては、国のほうの地方財政計画で1.7%増額となっております。ただ、これを町の予算に組み替えたときに、単純に1.7%を同額で組むということではなくって、町それぞれの算定基礎の状況も変わってきますし、それから交付税のほうも毎年見直しがされていますので、過去の実績と見合わせて多少の増額ということで、0.8%の増額で今年度は見込んでいます。

それから、中期財政見通しのほうでは個別の算定については若干減っていくだろうという見込みでは、中長期の見通しは立てているところです。以上です。

○津川委員長

そのほかございませんか。(なし)

そうしますと、次に歳出の質疑に入ります。

まず、1款議会費についての質疑はありませんか。(なし)

次に、2款総務費についての質疑をお願いします、ありませんか。

町田委員。

○町田委員

先ほどは失礼しました。38ページ、上のほうに入札参加資格申請共同受付システム負担金というのが書いてありますけれども、これは入札参加の資格申請を共同受付っていうのがちょっとよく分からないんですけれども、説明お願いできますか。

○津川委員長

中野課長。

○中野企画財政課長

こちらのほうは新しく計上させてもらっていますけども、今、入札参加の申込みというのは、入札に入りたいという希望の業者さんはそれぞれの自治体のほうに参加の申込みをしてもらっています。県のほうがそれを一括でシステム化をして取りまとめるという話がありまして、そちらのほうの予算を計上させてもらっています。ただし、業種については建設工事、コンサル、測量のみとなっておりますけども、こちらに関する業種の会社については、それぞれの自治体に参加の申込書を出す必要がなくて、県のほうに出せば、それを全部の自治体で鳥取県内は活用ができるというシステムの導入を予定しています。以上です。

○津川委員長

町田委員。

○町田委員

それで今年度って、令和6年度からそういうふうになるっていうことですね。

○津川委員長

中野課長。

○中野企画財政課長

ちょうど昨日、説明会があったばかりなんですけども、システムの構築のほうを12月をめどにされるということで、実際には令和7年度の参加申込みからの運用になります。以上です。

○津川委員長

町田委員。

○町田委員

続きまして、41ページ、下から2つ目の18節、北条地区振興活動費補助金とあります。50万円です。これは、内容とどこに支払うのかお願いします。

○津川委員長

磯江課長。

○磯江総務課長

北条ふるさとまつりの秋に行く、11月ですね、例年行っている祭りのお金で、「あつまらいや北条」に支出でございます。

○津川委員長

町田委員。

○町田委員

40ページ、北条支所管理費のところの集落支援員報酬っていうところで説明を聞いたときに、ここであつまらいやの費用って聞いたような気がするんですけども。

○津川委員長

磯江課長。

○磯江総務課長

集落支援員は、北条地区の振興のために支援員にそういう任務を行っていただくというものです。その人件費でございます。

○津川委員長

町田委員。

○町田委員

それでは、その北条支所の管理費の中に入っているあつまらいやっていうのは、活動費っていうことになりますかね。活動するのに必要な資金っていうことですかね。

○津川委員長

磯江課長。

○磯江総務課長

この50万円のことだと思いますけど、それは祭りの経費でございます。（「祭りの補助金」と呼ぶ者あり） 祭り等の活動補助金になります。

○津川委員長

町田委員。

○町田委員

次に、45ページの13目情報処理費の17節備品購入費、備品購入費としてパソコン30台、498万3,000円と聞きましたが、どこに設置でしょうか。

○津川委員長

磯江課長。

○磯江総務課長

これは職員用のパソコンです。順次古くなってきたりしたものを更新していくと。新しい職員に配ったりというようなものでございます。

○津川委員長

よろしいですか。

町田委員。

○町田委員

最後に、52ページの2款の上のほうですね、1節報酬、統計調査員報酬とありますが、これは統計調査の報酬ということだと思いますけれども、近年、あまり個々に来なくて、郵送で返したりとか、そういうことをインターネットで回答したりとかっていうのがあるんですけども、調査員の報酬っていうのはどこに支払いするのでしょうか。

○津川委員長

中野課長。

○中野企画財政課長

令和6年度に予定している大きな統計調査としましては、国の基幹統計調査になりますけども、5年に1回行われる農林業センサスを予定しています。オンラインでの回答とかも多くはなっていますけども、個別に回って調査票を配っていただくとか、事前の調査とか、それ以外の集計だとか、いろんな作業をしてもらいますので、その調査員さんを委嘱をして、それぞれの方にお支払いするという経費です。以上です。

○津川委員長

町田委員。

○町田委員

それでは、これは人件費ということになりますね。町内の方ですね。

○津川委員長

中野課長。

○中野企画財政課長

どなたにやっていただいてもいいんですけど、過去の実績からいきますと、町内の事情に詳しい方をお願いしたいと思っています。以上です。

○町田委員

分かりました。

○津川委員長

そのほかございませんか。

前田委員。

○前田委員

予算書の38ページをお願いします。2款1項の、一番上の先ほどの入札管理のもう1個下ですね、21節の補償、補填及び賠償金、全国総合賠償補償保険災害補償金とあります。去年までなかったようですが、これは何でしょうか。

○津川委員長

磯江課長。

○磯江総務課長

このものは、違う科目に計上していたものを、これは全体のもの、これは町の、何ていいますか、イベントで町民の方がけがをされたりですとか、道路に穴が空いていて車が壊れたですとか、そういう全体の保険ですので、総務費のほうに、一般管理のほうに移したというものでございます。

○津川委員長

前田委員。

○前田委員

分かりました。

次に、43ページお願いします。これも、9目の企画費の中の8節の旅費で、それ以外もあるんですけども、台湾との国内外の交流事業の中で中学生を20名ということでした。やっと始まったなというところがありまして、ですけども、隔年っていうことをずっと言われるんですね。来ていただくほう、送り出すほうっていうことで隔年なんですけども、隔年にするとやっぱり行けない学年の子ができちゃうんじゃないかなっていうのをずっと思ってるんです。行けない年の子ができちゃうんじゃないかなっていうのがあって、これ、なかなか毎年大変だということは聞いておる、言われておりますけども、毎年受けるほうも送り出すほうも、毎年両方できないかなというのをすごく感じるんですけども、その辺、検討もされとられると思うんですけど、どうなんでしょうか。

○津川委員長

松本課長。

○松本観光交流課長

御質問にお答えします。この青少年交流につきましては、コロナ前の、ちょっと正確じゃないかもしれないですけど、平成30年頃から年間1年で受入れと派遣と両方行っております。大体、最終的にコロナ前で受入れを行ったのが令和2年の2月で、その年の令和元年の7月にもこちらから派遣しておりますので、大体、それぞれの学校や町の事情もありますけども、大体例年7月に派遣をして、1月終わりから2月の台湾のほうは旧正月の頃に受入れを行っているようなことをコロナ前から少しずつ始めておりますので、今のところ、派遣、受入れを1年間のうちに毎年やる方向で調節する予定にしております。以上です。

○津川委員長

前田委員。

○前田委員

それが来年から始まるかどうかは分かりませんが、今年はやっぱり、もう当初ですけんね、台湾の方ともいろいろ交渉しながらやっとならると思うんですけども、今年からぜひやってほしかったなと思うんですけども、その辺の内部での話合いみたいなのはどういうふうにされたのか。

○津川委員長

松本課長。

○松本観光交流課長

内部というのがあれなんですけど、台湾側とは県の担当課を通しながら、こちらの希望を伝えながら、向こうの希望を確認しながら交渉しているところです。以上です。

○津川委員長

そのほかございませんか。

油本委員。

○油本委員

失礼します。43ページお願いします。43ページの一番上ですね。7節の報償費、魅力発見報償費ということです。この件に関して質問します。先月の予算説明会で、同僚議員の指摘といいますか、意見によりまして、事業名称、事業費の名称が、前は高校生生活支援金というものから、今回、魅力発見報償費というふうに、簡単にといいいますか、素早く変えられたわけですが、予算計上に当たり十分時間をかけ、関係者の間で検討を重ねられた結果だとは思いますが、そもそもの目的ですが、これは学校の生徒数を増やすため、強いて言えば高校の存続のためにこの商品券配付という手段を考えられたのか、それをまず伺います。

○津川委員長  
中野課長。

○中野企画財政課長

そもそもはというところですけども、やはり高校魅力化ということで、鳥取中央育英高校を選んで進んでくれる生徒数を増やすということが目的です。その手段として、これまでやってきましたけども、地域探究への関わりだとか、部活動どうするかとか、学校と一緒にやってきましたけども、町として直接何かをするということで、この商品券を使ってもらって、まず地域に出てもらって町を知ってもらおうという取組ということで計画をしております。

○津川委員長  
油本委員。

○油本委員

ほくえい商品券ということで、ここにリストを私も拝見したんですが、そもそも誰のための計画か、企画なのか、費用なのかということなんですけども、このリストを見ますと、私がよく拝見しますに、高校生の皆さんがよく通われているようなところにはちょっと使えない商品券じゃないかなというのをちょっと感じる場所があるんですよ。つまり、学校の近くの例えばコンビニですとか、そういう集まられる傾向のある店が含まれていないように感じるんです。コンビニにしましても、ちょっと遠方になると思うんですよ。果たしてこの予算なんですけども、うがった見方をしたらですけど、高校の魅力の発信と言いながら、生徒さんを集めるために企画されたものなのか、つまり高校生のためなのか、その家庭の、家庭で何か使われる備品のためのもなのか、もしくは、さらに言えば町内の商工振興のためなのかということも見え隠れしてはいますが、その辺確認します。果たしてこれ、誰のための商品券なのか伺います。

○津川委員長  
手嶋町長。

○手嶋町長

これは、あくまでもこの商品券等については手段でありますから、最終的な目標は北栄町の発展のためであります。委員も御存じだとは思いますが、今、中部から、北栄も含めて、東部・西部に高校生が通っております。次に、これが何が起きてくるかということ、当然そこの高校等に通って、そこの地元例えば就職をしてしまうとか、産業の力がそちらのほうに分散されてしまうということを懸念しております。逆に考えれば、この北栄町の鳥取中央育英高校に来てくれて、北栄町のことを、あるいは中部のことを見ていただいて、その就職先にこの中部を、北栄町を選んでいただく、そうならば、最終的には北栄町の地域の活性化となって発展していくという思いがございますので、そういうことを含めて、なるべく中部から出ていかないようにといいいますか、というようなことも含めて、逆に、ようこそ北栄町へ、ようこそ鳥取中央育英高校へという思いで、今この業務を開始するようにしているところでございます。

○津川委員長  
油本委員。

○油本委員

すみません、もっと端的に答えていただければよかったです。私が伺ったのは誰のためのチケットかということで、今、目的ございました。県の中部から出ていくんじゃないなくて、ここに来ていただきたいという意図で進められたということですが、大体のことは理解しているつもりでございます。来年度、例えばもしもこういった計画を実施されるのであれば、この予算につけられた、言うなれば費用対効果、これを確認するために、この商品券が実際にどの店舗で、どの時期に、どなたが御利用なされたのか。高校生さん御本人なのか、家族の方なのか、そして全発行額に占める利用された割合、そういうのをつまびらかにされて、分析され、例えばロコミで広がったのか、ロコミとかSNSを通じて広がって、鳥取中央育英高校の募集の定員の増につながったのかまで、ある程度のスパンを区切って、例えば、例えばですよ、商品券の利用状況を、それぞれ使われると思いますので、行政報告会などで、もちろん毎月とは言いませんが、報告を出されるとか、年間を通しまして、その成果ですよ、この事業を起こした、それを例えばこの時期に、予算を計上される時期に、こういう成果があったから今年もこういうことがやりたいんだということを明確に示していただきたい。そこまで資料を提供するつもりでこの事業を進めていただきたい。私はそう思いますが、執行部の考えを伺います。

○津川委員長

手嶋町長。

○手嶋町長

そこまでの明確な数字というのは出ないと思います。ただ、例えばこれをやって、アンケート等をして、この使い道とか、これはどうですか、よかったですかとかっていうようなところも、そのアンケートについてはまだ考えてませけど、そういうところでこれから鳥取中央育英高校に、今回はぐっと、前回よりはぐっと増えたんですけど、これを維持、あるいは増えていくような結果になれば、これは成功といいますか、そういうことになったと思います。ちょっと何にどれだけ使ったとかっていうところまでは、今は考えてないところでございます。

○津川委員長

そのほかございませんか。

○岡本副町長

今のに補足をさせていただきたい。

○津川委員長

岡本副町長。

○岡本副町長

すみません、細かい何を買ったかっていうところは難しいとは思いますが、当然、どういった商店で利用されたかとかっていうのは出てきますので、そういったトレンドについては、使用状況について、年に何回も報告するというよりはどこかの段階で一度報告させていただくという形になるとは思いますが、事業でございますので、そういった報告、どこまで出せる、どこまでいわゆる分析できるかっていうのはちょっと分かりませんが、そういった報告は一度させていただきたいとは考えております。

もう一つ、あとは、いわゆるこういったことが、あくまでいろんな手段が、高校魅力化ってまだ答えがありません。ですので、どういった政策が効いていくかっていうのを試行錯誤しながらということにはなります。ですので、こういった施策がいわゆる高校を選ぶときの一つの選択につながるかどうかっていうところも、来年度、高校生のアンケートも予算でお願いしておりますので、そういうところもちょっと聞いてみることも検討したいと思っております。以上でございます。

○津川委員長

そのほかございませんか。

井川委員。

○井川委員

私、この総務の関係で何点か質問させていただきますけども、ちょっと私の予定しておりました順番を変えまして、先ほど同僚委員からありましたので、育英高校の魅力発見報償費についてお伺いをいたします。これは総括質疑のときにも町長のほうにお尋ねをいたしましたけども、この育英高校の魅力化事業については昨年から新設された事業で、事業内容としては、鳥取中央育英高校の魅力化へ向けて地域資源やデジタルを活用し、幅広い社会人・専門人材に学ぶ機会を充実しますとありまして、今年のごとの事業内容につきましても、将来を担う人材の確保につながりますとなっております。私一人の思いかもしれませんが、先ほどありましたけども、生徒に一人1万円を配ることが、商品券を配ることが、果たして本当に将来を担う人材の育成に、人材確保につながるとは、私はこれ到底思えないんですよ。商品券配ることが人材の育成と。先ほど町長のほうが答弁されましたけども、この魅力化事業の最終目的は北栄町の発展のためだと、そしてその手段として、生徒を増やすためにも、またそういう商品券を配るといことなんですけども、何かちょっとこの魅力化事業とこの予算の執行の具合が合わないんだなというふうに思っております。つまり、県のほうでもこの魅力化事業、いわゆる来年度、地域に根差した魅力ある学校づくりの推進事業で、令和6年度から鳥取中央育英高校が追加されたということで、鳥取中央育英高校は新規として、生徒たちがスポーツ指導者として地域の小・中学生と関わることにより自己肯定感を高め、資質の向上を図るとともに地域における学校教育の理解促進を図ると。これは別に県と一緒にやるということじゃなしに町独自でやられるわけなんですけどもね、果たして商品券を配ることが本当に育英の生徒さんたちの人材育成につながるのかというのがちょっと、私にはこれもう疑問で、私一人かもしれませんが、疑問でたまらないと。何とかその疑問を払拭していただければありがたいんですけども、その答弁を願えればと思います。

○津川委員長

手嶋町長。

○手嶋町長

今、高校魅力化ということでいろんなチャンネルを使って何とか、鳥取中央育英高校がずっとこの数年間入学者数が減少していく中で、県のほうは、例えば1学年の学級数を減らすとか、令和8年度には本当に大きな再編を考えられてるところで、いよいよ例えば鳥取中央育英高校がなくなったと仮定する場合に、これもネットのほうでも既に出ておりますが、ある府の、大阪府だったかな、そこの高校についても、やはり15歳から17歳の層の子どもたちが結局出ていくことで、それに一緒に保護者もついていって、町が少し元気がなくなっていくというような状況もあったということも確認はできてます。そういうことに北栄町がならないように、やはりその思いがあって、今回、高校魅力化事業、いろんな事業を今しているところであります。その一つとして、今回、出ていく方、中部から西部や東部に出ていく方には、今、交通費の助成をしておりますが、じゃあこちらに来られる方、あるいは北栄町に残って高校を選んでいただいた方にも何かあってもいいんじゃないか、そういう思いもございます。人材育成、例えば商品券だったりお金をあげることが直接人材育成にどれだけ結びつくかっていうのは確かに難しいところはありますが、町としてこういう子どもたちを、子育て支援といいますか、見守っているんだよと、町として子育て支援をやっていくんだよという姿勢をまずは子どもたちに見せて、それを子どもたちが感じていただいて、北栄町あるいは中部に貢献できるような、そんな人材になればという思いでこの事業を進めているところでございます。

○津川委員長  
岡本副町長。

○岡本副町長

すみません、私からも補足答弁させていただきます。先ほど町長からは、いわゆる目的、中部以外に子どもたちが行く中で、中部に来て、中部の学校に来てくれる、当町の学校に来てくれる生徒に向けての支援というお話をいたしました。

あと、手法のほうでは、やはりなかなか使わない店という話もありました。ただ、やはり何もしないと由良駅から学校までの往復で終わってしまう、もしくは家までの往復で終わってしまう、そういう子どもたちに、北栄町の商店っていうものを利用していただきたい、もしくは家族と一緒にそういうのを訪ねていただきたい。そのことがいわゆる体験の価値の充実につながるということを見たものでございます。高校魅力化において重視しているのは、いわゆる体験の価値の充実でございます。それがデジタルであったり、もしくはここに来て初めて会える地域や、もしくは地域外の魅力的な人と会っていただく、そういった魅力を充実させていただきたいと考えておりまして、その一環でございます。

ただ、先ほどほかの委員からも御指摘いただきましたが、それが本当にそういった消費につながったかどうかということに関しては、検証はしっかりとさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○津川委員長  
井川委員。

○井川委員

ありがとうございました。町長、副町長に答弁いただきましたけど、副町長のほうで、体験価値を得ると。であれば、例えば事業項目の中にそういうことも含めてもらわんと、そういうことなしに口頭で今聞かせていただいて、そういう体験をするということも一つの手段かもしれませんが、そういうことも事業内容の中に、項目のほうに一つとしても入れていただければなと思っております。

そして、先ほどまた由良駅から高校に通うということがございました。ちょっとこれ、ちょっと話がずれるかもしれませんが、由良駅ね——、これやめます。

あと一つ、1点だけ、いわゆるこの魅力化事業の、今回こういうことで出されたというものは、これは立てられておりますでしょうか。

○津川委員長  
岡本副町長。

○岡本副町長

私のほうから答弁させていただきます。まず一番最初に、そういった、例えば、こういう配るっていうのが実際の学びにつながっている、体験を深めることにつながっていくという取組が重要じゃないかというお話しいただきました。今回も北栄町の若手のグループさんとか何かで、そういう町内の企業さんの人たちと出会うというような試みをしていただいたところではございます。また、こういった高校生議会の場とかいうところでも、そういったものを置いて、そういう産業に関心を持っていただくっていうところの働きかけっていうのもコミュニティ・スクールといった仕組みを通じまして、働きかけを行っていきたいと思っております。

また、年次計画でございます。確かに、これまではどちらかというと目の前のことをやって、どうやって立ち上げていくかっていうところではたばたしていた時期ではございますが、委員御指摘のとおり、もうそろそろ今年度はこれ、来年度はこれっていうところをしっかりとちょっとつくっていく時期かなと思っておりますので、御指摘いただきましたんで、そういうことも踏まえて考えさせていただきたく思います。以上でございます。

す。

○津川委員長  
井川委員。

○井川委員

ありがとうございました。よろしく願いいたします。

ちょっと次の質問をさせていただきます。今度は37ページ、総務費の総務管理費の関係で、ごめんなさい、36ページでした。申し訳ございません。委託料の関係でございます。上から3段目に、職員健康診断委託料っていうことで組んでありますけども、これちょっと確認させていただきたいんですけども、この診断委託料の中にストレスチェックという項目は含まれておりますでしょうか。

○津川委員長  
磯江課長。

○磯江総務課長

ストレスチェックは行っていますが、これに含まれているかどうかちょっと確認できません。後で回答させてください。

○津川委員長  
井川委員。

○井川委員

じゃあ、よろしく願いいたします。なら、その答弁の後にお聞きをいたします。

では、次でございます。今度は、先ほどのところ、43ページの企画費の関係でございます。12節委託料の町民アンケート調査の関係でございます。今年、国からの交付金等を頂くためにこういう調査を行いますよということがあったんですけども、この調査というものは、その対象者とか、いつ頃やられるかという計画っていうのは何かありますでしょうか。

○津川委員長  
中野課長。

○中野企画財政課長

このアンケートにつきましては、まちづくりビジョンの見直しに際して、5年に1回、町民アンケートというのを取っております。それも兼ねてということでしょうと思っておりますんですけども、実施は恐らく秋ぐらいをめどにと考えています。まずは、調査項目の調整が必要になってくると思っております。これまでのまちづくりビジョンでのアンケートの結果の推移を見たいので、その項目と、プラス何か新しいことを聞いてみたいというところがありますので、そこでの調整、それから、全国との比較ができるような調査項目を盛り入れていくということで、秋ぐらいの実施ができればと考えています。

○津川委員長  
井川委員。

○井川委員

ありがとうございました。ちょっと私の勉強不足もあるんですけども、対象っていうのは町民全員、それともある程度抽出してということになるのでしょうか。一旦、願います。

○津川委員長  
中野課長。

○中野企画財政課長

これまでと同じように抽出で、町民さん1,000人規模で考えています。以上です。

○津川委員長  
井川委員。

○井川委員

分かりました。

ではその次に、次も委託料の関係でございます。上から4段目のDX導入委託料、これも総括質疑で質問をさせていただきました。これも本当に、私、いいことだと思っております、していただいて。ただ、そのときも言いましたけども、対象はどの程度の人数になるのか。いわゆるスマホを持ってないと役に立たないと。例えば町民にこういうものがありますけども、じゃあ、持ってる人はいいと思うんですよ。全体のどのぐらい程度になることを予想してこういう事業を組まれたのか。例えば、これちょっと昨年の1月1日の北栄町の人口の状況なんですけども、いわゆる15歳から64歳までが町民全体の51.6%。ある程度15歳から64歳は、ほとんどスマホというものは今使用されているんじゃないかなというふうに思っております。それからゼロ歳から14歳、これはちょっと分からない、これが12.6%。それから65歳以上が35.8%ございます。そのうち80歳以上が11.8%おられます。町民の何%ぐらいの人がこれを利用されるということでこういう事業を思いつかれたのか、お願いいたします。

○津川委員長

磯江課長。

○磯江総務課長

今ある告知機をなくしたいために今回行うのではなくて、告知機は今までどおりあります。プラスでスマホをお持ちの方はスマホで受け取れるような、プラスの事業だと考えていますので、町としては何%がどうというような計算では行っていないというのが前提でございます。

それと、先ほどのストレスチェックの関係ですけど、ここの中に13万幾らで含んでおります。以上です。

○津川委員長

井川委員。

○井川委員

ちょっとまず、なら、初めにストレスチェックの関係から。その中に含まれとるといことなんですけども、そこで見たときに、そういうカウンセリングの先生とかの費用も一緒に委託されとる費用に含まれているということで理解してよろしいでしょうか。

○津川委員長

磯江課長。

○磯江総務課長

結果説明とかありますし、カウンセリングについては、別に産業医という職員の健康管理をしたりする者がおりますので、それは別のほうで予算を組んでおります。

○津川委員長

井川委員。

○磯江総務課長

分かりました。そういう職員さんの健康状態、ストレスチェック、今、いろいろと職員さんも悩みが多いことだと思いますので、そういうこともどんどん利用していただければというふうに思います。

じゃあ、ちょっとスマホに戻りますけど、私、スマホでやるというときに、本当にいいと思ったんですよ。というのが、高齢者の方でもスマホを持っておられたら、例えばどっかおられたときにそういう位置情報が分かるとか、これから福祉なりいろんな予算出てきますけども、持っとられたら、例えば行方が分からなくなっても位置情報が分かるだろうなというふうに思いましたし、例えば告知機はあるんだけど、それ以外にこういうのをつくるんだよというので、やはりそういうので町の情報等も素早く対応につながるというのでよかったと思ったんで、そういう高齢者の方にもこういうスマホを持

ってもらったたら、私いいなと思ったんで、そういうことを含めてやられたかなと思ったんですけども、別にそういうことは関係なしに、告知機は告知機としてあるんですけども、別にそういうスマホの対応を取りたいということで組まれたと。別に、高齢者のどうこうは関係ないっていう、関係ないっていう言い方は変なんですけども、そういう思いでやられたということでいいですかね。

○津川委員長

磯江課長。

○磯江総務課長

そのとおりでございます。ただ、ケーブルテレビに入っていないと自治会の情報が聞けないという方のこともありますので、スマホのニーズもあるということでございます。そして、スマホを持ちたくないという方も当然ありますし、その辺も考えてのことでございます。

○津川委員長

井川委員。

○井川委員

分かりました。

最後にもう1問だけ。45ページ、14目の防犯対策費でございます。その14節工事請負費で、一応防犯カメラ設置工事請負費ということで組んでありますけども、今、防犯カメラ、町内に何台ついておりますでしょうか。

○津川委員長

磯江課長。

○磯江総務課長

総務課で把握をしているのは、由良の駅前と、米花商店街の駐車場をにらむものを総務課で設置をしました。観光のほうで……（「コナン大橋」と呼ぶ者あり）コナン大橋のところにつけております。

○津川委員長

井川委員。

○井川委員

今回つけられる台数というものは、これは何台の予定ですか。

○津川委員長

磯江課長。

○磯江総務課長

屋外のものでしたら大体30万円ぐらいかかるのかなという形です。屋内のものでしたら2台ぐらいつけられるのかなということで、額が指定されていますので、今のところは1台ということで考えております。どこに置くかについても、まだ検討中でございます。

○津川委員長

井川委員。

○井川委員

防犯カメラね、私、例えば通学路とか、先ほど総務課長言われましたけども、駅前とか、例えば以前不審者の出た場所とか、よく不審者が現れましたと、子どもたちの下校中ぐらいに、やっぱりそういうところであればなと思ったんですけども、駅前とそういうにぎやかな米花商店街なり、コナン大橋と、人通りの多いところで、もうちょっと、そういうところもいいんですけども、やはりそういうところもちょっと検討していただければなと思いますし、また、今ついているものについての補修っていいですか、チェック、ちゃんと作動しとるかどうかという点検もずっと行われておりますでしょうか、お伺いをいたします。

○津川委員長

磯江課長。

○磯江総務課長

正直、ふだんの確認はしていません。確認をするのは、警察等からこのデータをくださいというような依頼があったときのみのチェックですので、ふだんのチェックはできておりません。

○津川委員長

井川委員。

○井川委員

チェックはやってないということですので、やっぱりいざ何かあったときに、じゃあ、作動してなかったよということじゃ困りますので、ある程度のメンテナンスなり、チェックはしていただきたいということをお願いして、私は終わります。以上です。

○津川委員長

磯江課長。

○磯江総務課長

そのとおりしたいと思います。

○津川委員長

そのほかございませんか。

中山委員。

○中山委員

39ページをお願いします。39ページの備品購入費の中に、防災行政無線施設備品購入費ということで、これは告知機っていうふうに聞いたんですけど、間違いないでしょうか。

○津川委員長

磯江課長。

○磯江総務課長

告知機です。

○津川委員長

中山委員。

○中山委員

先ほどの質問の中にもあったんですけども、防災情報を携帯の端末のほうに送ると併せて、告知機も並行していくということだったんですけども、今既に持っておられる方についてはプラスで端末ということは考えられると思うんですね。新しく家を建てられるとか、転居してこられた方については、両方勧められるのか、携帯のほうを勧められるのか、告知機のほうを勧められるのか、その辺はどうなんでしょうか。

○津川委員長

磯江課長。

○磯江総務課長

現状ある告知機、スマホの説明をして、選択していただくような形になります。

○津川委員長

中山委員。

○中山委員

となってくると、告知機要らないよっていう方も増えてくるかなと思うんですけども、やはりこれは50台を改めて購入、備えられるということなんでしょうか。

○津川委員長

磯江課長。

○磯江総務課長

今、5,000台ぐらい出てますけど、どうしても壊れてきたりしますので、50台程度は

必要だということです。

○津川委員長

中山委員。

○中山委員

ありがとうございます。

次に、51ページお願いします。戸籍住民基本台帳のことなんですけれども、12節に委託料ということで、戸籍・住基システム等改修委託料、これ、振り仮名の追加ということでお聞きしてますけれども、間違いないでしょうか。

○津川委員長

藤江課長。

○藤江町民課長

はい、そのとおりです。

○津川委員長

中山委員。

○中山委員

ここに上がっている680万5,000円という金額の中には、システムの改修だけなのか、システム改修した後の仮名の登録に関する費用も含まれているのか、その辺りはどうでしょうか。

○津川委員長

藤江課長。

○藤江町民課長

仮名の登録ができるようにシステムのほうを改修いたします。

○津川委員長

中山委員。

○中山委員

ということは、登録作業についてはまた別の費用が発生するというふうに考えたらよろしいのでしょうか。

○津川委員長

藤江課長。

○藤江町民課長

登録については、実際、システムに入力していくのは職員というふうに考えております。

○津川委員長

中山委員。

○中山委員

分かりました。職員がされるということで、仮名を登録した後に、その仮名が合ってるかどうかというの確認はどういう形でされるのでしょうか。

○津川委員長

藤江課長。

○藤江町民課長

この振り仮名の収集につきましては、また国のほうから詳細は説明されるかと思えますけれども、実際に御本人さんから申し出ただいた振り仮名について登録していくような作業になっていきます。それが、例えば何らかの理由で訂正が必要ということになれば、随時、また登録の修正っていうのは職員のほうでしていくものと考えております。

○津川委員長

中山委員。

○中山委員

デジタルだということで仮名が必要になってくるんだと思うんですけども、デジタルであるがゆえに融通が利かなくて、私、「こういち」という名前ですけれども、「こおいち」と登録されて、私自身「こういち」ですので、「う」と打つたらはじかれたという、そういうことにもなりかねないのかなというふうにも思ってますので、その辺、これからだと思うんですけども、しっかりと対応していただきたいなと思います。

○津川委員長

藤江課長。

○藤江町民課長

それらの振り仮名についての記載事務については、しっかりやっていくところだと思っております。

○津川委員長

中山委員。

○中山委員

次に46ページの、先ほどの防犯カメラの件なんですけれども、チェックはほぼしてないと言われました。確かに内容の一つ一つはそうだと思うんですけども、以前、小学校で不審者が入ったときに、実は録画ができてなかったということがあったと思うんですね。それでは役に立たないと思いますので、動作確認については定期的に行うような仕組みを持っていただいたほうがいいかなと思いますので、対応をお願いします。

○津川委員長

磯江課長。

○磯江総務課長

はい、そのようにいたします。

○津川委員長

しばらく休憩します。再開は10時40分にしますので、よろしくお願いします。

(10:24~10:38) 【休憩】

○津川委員長

休憩前に引き続き再開します。

引き続き総務費についての質疑をいただきます。

河本委員。

○河本委員

43ページで、先ほどありました防災アプリの内容のほうをお伺いします。全国的に見ると、独自のアプリをつくるところとか、普通にLINEでやってるところとか、いろいろあると思うんですけど、内容的に何ができるようになるっていう、放送の置き換えだけなのか、何かいろいろ機能とか、内容的にはどのくらいまで考えていらっしゃいますか。

○津川委員長

磯江課長。

○磯江総務課長

今の現状では、町から放送した、自治会から放送した音声をスマホで受け取るのと、文字で受け取るの、2種類のみです。

○津川委員長

河本委員。

○河本委員

そうですね。単純にそれだけであれば本当にLINEの機能だけでもできるような気

がしますけども、例えばほかの鳥取市とかもやっていますけど、ホームページに行ったりとか、何か申請したりとか、アンケートも、そういう機能もどこまで盛りだくさんにするのかよく分からないですけど、それだけだとちょっと使い勝手というか、あまりにも何かコスパが悪いような気がしますけど、いかがでしょうか。

○津川委員長

磯江課長。

○磯江総務課長

ほかの機能についてはこれからということで、今の予算のものでは、先ほど説明しました文字と音声ということで、そのほかについてはこれから検討してまいります。

○岡本副町長

補足させてもらいましょうか。

○津川委員長

岡本副町長。

○岡本副町長

河本委員からの御質問に補足いたします。恐らく各地で導入されているLINE公式アプリっていうものだと思うんですけども、あれも基本的には入り口だけで、そこから先飛ぶものっていうのは個別にシステムをつくっていく必要がございます。その中で、取りあえず今回は、こういう防災無線の機能という形をまず整えるという形なんですけど、そういうものを例えば今後、LINEアプリのような、そういう全体の窓口にするかどうかということについては、今後の検討になっていくかと思っております。以上でございます。

○津川委員長

河本委員。

○河本委員

多分そうですね、これから機能は充実していくのかなとは思いますが、防災アプリっていうスタートから、いろいろ、特に周知とか、コメント求めたりとか、町民とのやり取り、そういうのが増えていったらいいなと思っております。以上です。

○津川委員長

そのほかございませんか。

長谷川委員。

○長谷川委員

47ページ、移住推進費ですけれども、これの18節に定住者住宅取得支援補助金、それからその下に空き家利活用流通促進事業補助金ということで、これに関連してお聞きしますけれども、空き家の利活用に関してなんですけれども、空き家バンクの登録っていうのも今まで聞いているんですけれども、購入だとか賃貸、そういうものについての交渉の支援というものがあるのかどうか、その辺についてお聞きしたいんですけども。

○津川委員長

松本課長。

○松本観光交流課長

お答えします。ちょっと交渉の支援っていうのがどういったものかあれですけど、空き家情報バンクに登録していただく際に、その空き家の所有者さんに、町が運営している空き家情報バンクはあくまでも情報を載せるだけでございます。契約や相手方との交渉っていうのは、所有者さん本人でしていただくこととなりますので、町では宅建協会さんと協定を結んでおまして、所有者さんが空き家バンクに登録したいって言われたときに、宅建協会の会員の不動産屋さんをどなたか選んでくださいというような形じゃないですけど、そういったことをあつせんするようなことをしております。ですので、所有者さんのほうがそういう宅建業者をつけたいということであれば、協会のほうに空

き家の情報を流して、宅建業者さんに手挙げをしていただきます。その手挙げの中から、所有者さんに宅建業者さんをそこから選んでいただいて、契約を結んでいただいて、空き家の売買や賃貸のときの契約書や交渉というものをしていただくようなシステムを取っております。以上です。

○津川委員長

長谷川委員。

○長谷川委員

思ったのは、空き家バンクを見ていて、写真だとかそういうもので、紹介の内容で、ああ、この物件ちょっと古そうだなとか、そういつて諦めてしまってほかのものを見るとかっていうことになりはしないのかなっていうふうに思ったもんですから、やっぱりもうちょっと購入をしたいとか、借りたいとかっていう人の要望っていうか、そういうものを聞き取って交渉をするということがあれば、もっと成立していくんではないのかなっていうふうに思ったもんですから、そういうことについてお聞きしたわけですけども、宅建業者を介してそういうことをしているという、そういう理解でよろしいんでしょうか。

○津川委員長

松本課長。

○松本観光交流課長

空き家バンクに載っている物件につきまして、買いたい、借りたいという方が出てきましたら、その物件を見たいということであれば、町の担当者や所有者さん、宅建業者さん、そういった方と一緒に希望される方とおうちを見ていただいて、そういった話をさせていただくことをしておりますし、空き家情報バンクにつきましては、所有者さんが空き家バンクに載せたいというような申出があった際には、まず、担当者と宅建業者の協力していただける方とでその物件を確認させていただいています。その上で、あまりにもちょっと大きな改修がないと利用できないようなものについては、実は登録は御遠慮させていただいております。ですので、なるべく流通しやすいといえますか、そういった空き家を登録するようにはしているところでございます。以上です。

○津川委員長

長谷川委員。

○長谷川委員

空き家の利活用が促進されることによって、危険空家も減っていくんではないかなというふうに思いますので、その辺も考えていただいて、促進をさらに進めていただきたいというふうに思います。

○津川委員長

松本課長。

○松本観光交流課長

そのようにしていきたいと思います。昨日の行政報告でも言いましたけども、日曜日の空き家利活用シンポジウムの放送がTCCでありますので、そういったところも講師の先生にお話ししていただきましたので、ぜひ御覧いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○津川委員長

そのほかございませんか。

蓑原委員。

○蓑原委員

42ページなんですけど、9目企画費の中だと思んですけど、今年のごとの中でちょっと説明していただいているんですけども、政策研究っていうところで、そこに該当するのちちょっと分からないんですけども、先日、新聞報道であったんですけど、エイ！

ホクエイっていう団体が、官民連携団体ということで紹介してありました。このエイ！ホクエイとかっていうグループの予算はどこに入っているんでしょうか。まずそこからちょっとお伺いしたいです。

○津川委員長

中野課長。

○中野企画財政課長

エイ！ホクエイに関しましては、44ページになります。町からの補助金として、44ページの下から4つ目です。高校魅力化活動支援事業補助金として50万円を計上させていただきます。以上です。

○津川委員長

蓑原委員。

○蓑原委員

では、このエイ！ホクエイという団体は、高校魅力化の事業として取り組まれているということですか。

○津川委員長

岡本副町長。

○岡本副町長

エイ！ホクエイ、官民連携団体となっておりますが、別に町から補助金を受けて町の事業を委託してやるだけではございません。彼らは彼らとして、こういう地域を振興するいろいろな事業があり、ものによって必要があれば町がそれに対して支援を行っていくというものでございます。ですので今回、町が想定してるのはこの補助金の分ということでございます。以上でございます。

○津川委員長

蓑原委員。

○蓑原委員

その団体に、今回は高校魅力化事業に関わっていただいているということですね。

○津川委員長

岡本副町長。

○岡本副町長

今、はっきりしているのはこのものということですね。もし、彼らから提案があって、それで本当に町の何かに資するというのであれば、また議会に諮らせていただいて、何らかのことを考えるということになるかと思えます。以上でございます。

○津川委員長

蓑原委員。

○蓑原委員

それともう1点。今年のごと(予算説明会議員用資料)の14ページのところで、旅する公務員4人という予算組みがあったように思います。ここの部分は、すみません、改めて予算書の中ではどこに該当するんでしょうか。

○津川委員長

中野課長。

○中野企画財政課長

予算書は43ページになります。2款1項の企画費の中の8節旅費、普通旅費として240万円計上になってはいますが、そのうちの政策研究費部分として86万9,000円を組んでいます。その中に含んでいます。以上です。

○津川委員長

蓑原委員。

○蓑原委員

4人ということですが、この方は町の職員の方が4人対応するということでしょうか。

○津川委員長

岡本副町長。

○岡本副町長

私のほうから補足答弁させていただきます。これは、町の職員がその町の中の行政しか知らないと非常に視野が狭くなってしまったり、新しい知見が得られないということで、先進的な取組を行っている町に1週間程度、いわゆる交換留学みたいな形で派遣いたしまして、そこでその町の職員と一緒に活動しながら新しい知見を持って帰っていただいたり、視野を広げていただくというものでございます。ですので費用としましては、いわゆる旅費という形で計上しているというものでございます。

こちらのほう交換留学で考えておまして、向こうの町からも同程度来ていただいて、今度、向こうのほうにも北栄町の中で進んでいる部分、例えばいろいろと福祉分野とか注目されている部分がございますので、そういうのを学んで帰っていただくということを考えております。取りあえず、今回まず4人、4人でやってみようというものでございます。以上でございます。

○津川委員長

蓑原委員。

○蓑原委員

先進的な事例を学ぶっていうところで、有効な取組にさせていただきたいと思います。

それから次なんですが、43ページに、話題になっています防災アプリの件なんですけれども、いろいろと内容とか説明していただきましたが、その使い方も説明が必要だと思うんですね、住民の方に。そのこの部分で、公民館事業の中でもスマホ教室を計画されているんですが、アプリは導入するけれども、その機械を使いこなせないという目的が果たせませんが、そのこの部分ほどのように計画されておりますでしょうか。

○津川委員長

岡本副町長。

○岡本副町長

私、CIO補佐官として答弁させていただきます。おっしゃるとおり、アプリとかを導入しても、それを使えなければ実際の町民の生活の向上につながりません。ですので、町の媒体でありますとか、先ほど御提案いただきましたので、公民館等でのスマホ教室とかなんかも、そういった使い方とかなんかを説明してもらおうとか、そういうことも検討していきたいと思います。以上でございます。

○津川委員長

蓑原委員。

○蓑原委員

ぜひその取組を広げていただくというか、回数を増やしていただいて、住民の方が使えるようにしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○津川委員長

そのほかございませんか。

斉尾委員。

○斉尾委員

39ページをお願いいたします。1項の総務管理費でございます。その中の13節使用料及び賃借料、ここでAEDのリース料っていうのがあります。このAEDのリース料というのはいろんなところから出てきております、例えば学校とかですね。これはどこで質問すればいいかということいろいろ考えんたんですけど、一番最初に出てくる場所だろうなということで、今、ここで質問させていただきます。このリース料6万円、現

在役場にあるのは1台ぐらいかなと思ってるんですけど、そのリース料っていうことで、もし間違えたらちょっと訂正してもらいたんですけど、このリース料の中に消耗品部分もあると思ってるんです。例えば電池代とか、パッドの部分とか、こういう部分っていうのはどういうふうな取扱い、この中に含まれるですか。

○津川委員長

磯江課長。

○磯江総務課長

先月ですかね、今年に入ってからですかね、パッドを実際に交換しました。それは、リース料ではなくて別の消耗品の中で実施をしております。

○津川委員長

斉尾委員。

○斉尾委員

消耗品といいますと、では、ほかのところで予算計上されてるというふうに考えていいですか。

○津川委員長

磯江課長。

○磯江総務課長

そのとおりです。

○津川委員長

斉尾委員。

○斉尾委員

そうしますと、例えば年に1回交換とか、その辺の交換周期っていうのはどういうふうなことで設定されておるんですか。あとは、使用できるかどうかっていうようなことも点検されているのかどうかっていうことをお尋ねしたい。

○津川委員長

磯江課長。

○磯江総務課長

ごめんなさい、周期的なものはちょっとよく分かりませんが、1年ごとではありません。もっと長いスパン、3年とか5年とかだったような気がします、今回のパッドの交換ですけど。

定期的に点検ができていくかというところなんですけど、本体と何か通信ができていくようで、その中でチェックもできますし、蓋を開けたときに、交換のときにも音声で流れますので、その分でチェックはできていると思います。

○津川委員長

斉尾委員。

○斉尾委員

AEDについては、以前に質問したときには、北栄町では公共施設に設置してあって、今まで使われた実績がないというようなことの答弁がありました。使われないうことは非常に、事故がないというようなことでそれは喜ばしいことだと思うんですけども、本当に何かあったときに、いざ使おうと思ったら使えない、動かないということがないように、ぜひ、どういう形の、先ほど言われたような点検の仕方でもいいのかどうか分かりませんが、そごがないようにお願いしたいということでもあります。

○津川委員長

磯江課長。

○磯江総務課長

当然、必要なときに使えないというのは問題ですので、しっかり点検等は行っています。

○津川委員長  
齊尾委員。

○齊尾委員  
あと、最近世の中で話題になっているのが、女性のために使うときに、プライバシー保護のために胸を覆うような三角巾をつけてるってところが増えとるようなんですね。こういうところっていうのは考えておられるですか、これは。

○津川委員長  
磯江課長。

○磯江総務課長  
庁舎のものについては、対応はできていません。

○津川委員長  
齊尾委員。

○齊尾委員  
できてないようですので、希望としては考えていただきたいなと思います。これについては意見ということで聞いていただけたらと思いますので。

次に50ページ、2項の徴税费の中で22節です。過誤納還付金、これ400万円ということなんですけども、これの説明をちょっとお願いしたいなと思いますが。

○津川委員長  
藤江課長。

○藤江町民課長  
税金については、年度中途等に金額が変わることから、納め過ぎていた税金等についてはお返しする必要があります。それを還付金と言いますが、それが現年度分、例えば令和5年度中でありましたら、収入の中で還付金のほうをお返しするような形になりますが、これが、今ですと令和4年度以前のもの、これを過年度分と言いますけれども、その過年度分について還付が生じた場合の還付金の財源です。

○津川委員長  
齊尾委員。

○齊尾委員  
今言われた令和4年度の分を、令和5年度ではなくて、令和6年度の予算で還付するっていうのは、これは法制上のそういう措置ということで考えてよろしいんですか。

○津川委員長  
藤江課長。

○藤江町民課長  
そのとおりです。令和6年度の予算ですので、令和5年度を例にするのはちょっとまずかったかもしれないですけども、令和6年ですと、令和5年度以前の税額に対して更正等が生じた場合に、既にお支払いいただいた分についてお返しする分です。

○津川委員長  
そのほかございませんか。  
蓑原委員。

○蓑原委員  
43ページをお願いします。18節の負担金、補助及び交付金のところの乗りあいタクシー運行支援事業補助金なんですけれども、現在は1か所でされているんですが、ここの費用については、どのような内容なのか御説明をいただきたいと思います。

○津川委員長  
中野課長。

○中野企画財政課長  
現在行っている乗合タクシーにつきましては、由良タクシーのほうに実施のほうをお

願っております、そちらの費用の補助金として計上しているものです。以上です。

○津川委員長

よろしいですか。

○蓑原委員

はい。

○津川委員長

そのほかございませんか。(なし)

それでは、次に、3款民生費についての質疑をお伺いします。ございませんでしょうか。

前田委員。

○前田委員

56ページお願いします。3款1項4目の18節の負担金、補助及び交付金、これ、タクシーの件があります。このタクシー利用料助成ですけども、いろいろお話をお聞きして、半年間でも周知期間を設けていただいたってというのはありがたいんですが、お聞きしたいのは、例えば300円にしたまんまの場合と、500円にした場合の1年間の、半年じゃないですよ、1年間の役場の、すみません、役場ってという言い方はおかしいかもしれないですけども、(町)側の負担がどのくらいの差があるのか。よく事業がこのままじゃ継続できないって言われますけど、ちょっと説明で100万円ぐらいだっというような説明を聞いたんですけども、そこら辺をもう一度お願いできますか。

○津川委員長

小澤課長。

○小澤福祉課長

300円を据え置いた場合の町の予算額の差額ですが、131万5,000円となります。

○津川委員長

前田委員。

○前田委員

確かにその数字を説明のときにお聞きしたときに、やっぱり違和感がすごくあったのが、この北栄町の予算は100億円、特別会計とかを抜くと一般会計で100億円。その中で、未来への投資ということで、子どもとか、それ以外にも道の駅だとか、いろんなことには結構なことをされるんですけども、この100万円ちょい、130万円ぐらいのことで事業継続がこのままじゃ難しいっていうふうに言われる意味がいま一つ理解できないんです。やっぱり行政サービス、住民サービス、特に高齢者の困っておられる方へのサービスということで、他町にはないことをしていただいとる、すごくほかの町の人からは、いいね、いいねっていう言葉をよく聞くんですけども、それをやっぱり300円を500円に上げるっていうのが、本当にやっていけないのかもしれないですし、今、物価高とか、タクシー代が上がったり、いろんなことっていうのはもう当然皆さん分かるとるんで、理解はできるんですけども、公共料金と同じ扱いの頭で、私いくと、ちょっと半年でも猶予を設けていただいたというのはうれしいんですけど、本当は1年間猶予を、周知期間を設けていただきたかったなというのが実際です。実際、1年間、周知期間どころか、このまま上げなけりゃ上げないほうがいいとは思うんですけども、やっぱりちょっと唐突過ぎるなっていうのがありますので、予算としては出されておられますけども、出されておられるので今になってからやっぱり取り下げてくださいねとは言えないかもしれないですけども、その辺もう一度御再考いただけるようなことはできないんですかね。

○津川委員長

手嶋町長。

○手嶋町長

この300円という金額で令和4年度から事業を始めたという具合で、主には、やはり、例えば由良から遠いところの方とかに、できれば使っていただきたい。交通弱者と言われる方にできれば使っていただきたい、そのためにも、これまで800円のところを300円というところにさせていただきました。以前もお話をさせていただきましたんですけど、実はあまり実績は伸びてなくて、違うところのほうがよく使われたという、私の思いとはまた違うところで。それはそれでよかったです。一気に300円にしたということもあったんですけど。今回は、やはり全体としてタクシー料金、例えば初乗りですか、あれも640円から740円ですかね、上がって、全体的にも16%ぐらいは上がるということもありました。こういうのをずっと対応していくと、金額は予算全体からしたら少ないかもしれませんが、こういうのが積み重なってやはり歳出も圧迫していくことにはなります。ここは、住民の方にも少し御理解をいただいて、全体が上がってきたということで、その分、少し負担をお願いしたいなど。800円から300円にした、300円から500円ということで、いきなり800円に戻すのもどうかなとは思いますが、ここは500円ということでさせていただきましたところがございます。事業全体といいますか、持続可能な事業としていくためにも、少し住民の方にも負担をお願いするということですので。1年間のということではございますけど、半年ということ、私は十分かなとは思っております。

○津川委員長  
前田委員。

○前田委員  
理解は当然してるんですけども、先ほど言ったみたいに、取り下げてくださいということはもう言えませんのであれですけども、予算説明会のときに、ぜひ周知期間を設けていただきたいということでお話しさせていただきました。もう本当に半年でも設けていただいたというのは、受け入れていただいてありがたいなと思うんですけども、私の中ではやっぱり1年間というのがありましたので、そこの中の協議として、1年という意見というのは一切出なかったのか。やっぱり半年だねっていうことで、皆さんも協議で決められたのか、町長がもう半年だとか、そういうふうに半年とか1年というのを決められた経緯を一度お願いします。

○津川委員長  
手嶋町長。

○手嶋町長  
事業を開始したときも、あれはよくなるほうでしたので、そんなに周知期間は確かに要らないかと。今回は少し負担をしていただくことですので、私も少し、確かに急に、今3月で、4月からというのはちょっとしんどいということもあったので、それが2か月なのか3か月っていうのを私も思いましたが、どうせだったら、頭の中では1年でもいいかな、1年ということももうやらないのと同じですので、まずはこういう考え方をこの議会でもお示しして、例えば町報だったり、TCCだったりでお話をして、半年あれば何とか周知ができるだろうということで、どっちかという、私のほうから半年にしようということでお話をさせていただきました。

○津川委員長  
前田委員。

○前田委員  
分かりました。ありがとうございます。

次に行きたいと思えます。60ページの3款2項1目児童福祉総務費の件で、去年の比較ということで4,007万円ほど増えております。そのうちの3,700万円ぐらいが職員さんの給与が増えたり、19節の扶助費の中の子どものための教育・保育給付費というのが去年の当初1,470万円から一千八百何十万円に増えておると。もう一度、そのうちの3,700万

円のところの説明がちょっと非常に聞き取りづらかったので、この件は広域入所が増えているからってというようなことも関係してるんでしょうか。

○津川委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

内容につきましては、広域入所に支払っている運営費というところの増額でございます。なぜ増額になるかというのは、やっぱり人数が一番の要因でございます。以上です。

○津川委員長

前田委員。

○前田委員

前はなかなか北栄町内、特に北条こども園はできた頃は二、三年入れなくて、広域入所に行かれる子どもさんが多かったと。最近では北条こども園も入れるようになって、由良、大誠、それと大谷は今までどおりなんでしょうけども、広域入所が増えているというのが不思議なんですね。町内に入れるキャパというか、定員が足りてなくなっちゃうんじゃないかと。子どもさんはこんだけ減っていつてるのに、広域入所の金額だけのごぼっと増えて、町内の入れる定員数がいっぱいになってるから広域入所が増えてるんじゃないかと、お勤めであったり、いろんなことで広域入所を選ばれてると思うんですけども、北栄町内のこども園の定員というのが今度全然満たっていないんじゃないかなっていうのをちょっと心配してるんですけども、その辺はどういうふうに……。

○津川委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

まず、町内のこども園の定員ですけれども、施設の規模に応じてその定員を設けると。実際子どもが入園するに当たって、職員を配置するということで、職員の人数を後から措置する形になります。広域入所の人数ですけれども、低年齢、特に育休明けとなりますと、お勤め先に近いところがいいとかいうような御事情もあろうかと思えます。倉吉が多かったりはするんですけども、その辺りが、やはり保護者の方の志向という形になろうかと思えますので、広域入所も子どもを預けるという選択肢として一般化してるのかなというふうには捉えているところでございます。以上です。

○津川委員長

前田委員。

○前田委員

広域入所の件はそのとおりなんです。家族の方の、特に送り迎えとか、お勤め先のところ保育園が併設されとったりとか、いろいろなことがありますので広域入所の件はいいんですけど、先ほどお聞きしたのは、町内のこども園の定員が、定員に対して子どもを通わせる人数がぐっと減っちゃうってことを心配してるわけであって、そういうことの心配はないですかということなんです。

○津川委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

定員については、先ほど申しましたとおり、施設の規模、どれだけ受け入れられるかっていうようなところで設定をしておるものです。ですので、実際に入る見込みの子ども人数に対して過剰な施設を準備するということは考えていく必要はあろうかと思えますが、そこまで、今時点で、過剰過ぎるというような認識はないところでございます。以上です。

○津川委員長

前田委員。

○前田委員

ちょっと質問の意味、もう一度すみません。もう今3月ですから、4月から入られる子どもさんはもう決まっておるわけですね、町内の保育園に。そうすると、広域入所が増えるっていうことは、町内に入られる定員に満たってないんじゃないですかってお聞きしとるんです。もう分かっとなりますよね、子どもさんが入られる人数。北条こども園には定員何人に対して何人入られますよ、大誠こども園には定員に対して何人入られますっていうのはもう分かっていますよね。それを大きく下回っちゃってるんじゃないですか、定員に全く足りてないんじゃないですかっていうことをお聞きしとるわけです。

○津川委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

すみません、なかなか私が質問の意図を理解してなかったんですけども、予算につきましては――。その前に、翌年度の入園申込みっていうのは、今11月から募集を行っております。予算編成とちょうど並行してという形になっておりますので、ある程度見越した数字で予算は算出しているところでございます。以上です。（発言する者あり）

○津川委員長

しばらく休憩します。

(11:15~11:17) 【休憩】

○津川委員長

休憩前に引き続き再開します。

中原課長。

○中原教育総務課長

予算説明会のときにこども園の見込み人数というものを御説明をさせていただきました。それに対して、実際、現状の入所申込み人数が幾らかというところでお答えしたいと思っておりますけれども、まず、申し訳ありません、今時点の申込み人数、予定人数というのは、ちょっと数字が今手元にないもので、また後ほど報告をさせていただきたいと思っております。こども園の予算上想定しました人数でいきますと、園ごとで申し上げます。北条こども園が190人、大誠こども園が130人、由良こども園が110人、大谷こども園が10人で合計440人というところで予算を組んでおりますので、それに対しての実際の申込み人数はまた後ほど回答させていただきます。以上です。

○津川委員長

よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

そのほかございませんか。

中山委員。

○中山委員

2項児童福祉費の1目の19節扶助費の中に、小・中学校入学祝い金ということがあって、これ、来年度も継続されるということでうれしく思っているんですけども、小学生が何人、中学生が何人で、金額が幾らになるのか、内訳を教えていただければと思います。（「ちょっと休憩してください」と呼ぶ者あり）

○津川委員長

しばらく休憩します。

(11:19~11:19) 【休憩】

- 津川委員長  
休憩前に引き続き再開します。  
中原課長。
- 中原教育総務課長  
入学祝い金の人数についてお答えいたします。小学校につきましては115人、中学校については144人で算定をしております。以上です。
- 津川委員長  
中山委員。
- 中山委員  
これ、今年度もそうだったんですけど、基準は5月、6月のあたりになるということではないんでしょうか。
- 津川委員長  
中原課長。
- 中原教育総務課長  
5月1日の時点の在籍人数、住所も要件も必要となりますけども、その人数で支給をしたいと考えております。
- 津川委員長  
中山委員。
- 中山委員  
次に、65ページをお願いします。2項児童福祉費の8目児童措置費の19節扶助費に、障がい児通所給付費9,923万6,000円が計上されています。放課後等デイサービスの利用者が増えているということなんですけれども、この財源が国県支出金と一般財源とあるんですけれども、これはどういう部分で分かれているか、何がどう充当されているのかということを説明いただければと思います。
- 津川委員長  
小澤課長。
- 小澤福祉課長  
御質問にお答えします。この9,923万6,000円のうち、国が2分の1、県が4分の1、残りが4分の1で町の一般財源となります。国県支出金がいわゆる国と県の負担分になっております。
- 津川委員長  
中山委員。
- 中山委員  
ということは、4分の3が国県で、4分の1が町ということですね。この利用者は今後もまだまだ増えると思うんですけれども、ということは、それに併せて来年度、その次の年と考えたときに、一般財源からの支出もどんどん増えていくというふうに考えたらよろしいですかね。
- 津川委員長  
小澤課長。
- 小澤福祉課長  
はい、そのとおりであります。
- 津川委員長  
そのほかございませんか。  
斉尾委員。
- 斉尾委員  
先ほどの障がい児通所給付金のところですけども、これ、以前聞いたときに、例えば障がいのある方ですので、緊急に通院される場合もあると思います。そういうときの手

当てというのはここには載せてないと、予算計上はされてないっていうふうに捉えていいですね。

○津川委員長

小澤課長。

○小澤福祉課長

すみません、ちょっとその点、確認させてもらってからお答えさせてもらいたと思います。

○津川委員長

斉尾委員。

○斉尾委員

聞きたいところは、勤めておられる保護者の方がほとんどだと思います。こういう障がいがある方が、こういうところにおられて急に病院に行く必要があるかなというときに、保護者の方が、当然、前の答弁だと迎えに来てもらって病院に送っていくというようなことだったと思います。でもそのところ、私は何とかならないかなと思ってるんですね。保護者の負担を減らすような方向で何とかならないかなと思っているわけですが、その部分はここの部分には計上はされてないということだと想像しとるんですけど、そういうことですか。

○津川委員長

小澤課長。

○小澤福祉課長

すみません、今、確認させてもらってからお答えさせていただきます。

○津川委員長

よろしいですか。

○斉尾委員

はい。

○津川委員長

そのほかございませんか。

蓑原委員。

○蓑原委員

55ページお願いいたします。老人福祉費の13節の使用料及び賃借料のところの見守りサービス利用料の件ですが、これは以前説明がありました、ICTを利用したものでハローライトということですが、説明によりますと、一応連絡が取れないといいますが、電球が作動しないと家庭に連絡するということで、町との関わりといいますが、この方がこういう状態だという、その連携はどのようになっているのでしょうか。

○津川委員長

小澤課長。

○小澤福祉課長

このサービスは、事前に4件まで登録、その申込者の方がどこに知らせるかというのは4件登録することが可能であります。ですので、ここで町と個人の方との関わりというのは、例えば必要な福祉のサービスを受けておられる方であれば当然関わりはあるかと思いますが、もし何もそういった福祉サービスに関わってない方でしたら、特段町との関わりはない状態の方もいると思いますので、それは契約者がどういった状況かによって変わってくると思います。

○津川委員長

蓑原委員。

○蓑原委員

せっかく見守りサービスとして使っていただくのであれば、何かその方の状況把握が

分かるような連携といいますか、そういうものがあればいいのかなと思って伺いました。そういうところもちょっと検討していただければと思うんですけども、それともう一点ですが、対象の方の、要綱として町の設置分は、70歳以上で、生活保護受給者で、緊急通報装置の貸与を受けてない方というふうなことがあるんですけども、この緊急通報装置とは目的がそもそも違いますよね。緊急通報装置があっても、やはり何か状況によって急変されてる状況があるかもしれません。その緊急通報装置は、あくまでもちょっと具合が悪いので助けてっていったボタンを押さなければ、それは作動しなくて分からないわけで、見守りの部分とこの装置があるからってということでこの方を除外するというのはどうかと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○津川委員長

小澤課長。

○小澤福祉課長

お答えします。緊急通報装置も、やはり条件によって町のほうが負担しているものがありますから、2つのものを町の負担で設置するというのは、やはり一つ、そちらの今緊急通報装置をつけられる方については自らの意思表示で呼出しができるということで、こちらのほうは対象外とさせてもらっとるところであります。

○津川委員長

蓑原委員。

○蓑原委員

あえて見守りということでサービスを提供するのであれば、やはりそこは見守るところで、重複でも手厚い支援というところで考えていただけたらと思います。

それと対象人数なんですけれども、町の設置分は実質3人、2つ目の要綱として、70歳以上で独り暮らしの方が20人という状況で、65歳以上の高齢者の方が約5,000人北栄町にいらっしゃるというふうなデータが出ている中で、表現悪いですけど、たった3人とか、たった20人っていうふうなことでして、機器による見守りサービスと、それから地域の愛の輪協力員だったり児童民生委員の方だったり、いろんな方の見守りもあるんですけども、ここの見守りサービス、ICTを利用したという部分であれば、もう少し対象人員を増やしてはどうかと思うんですけども、ここまで絞られた何か理由みたいなところはありますか。

○津川委員長

小澤課長。

○小澤福祉課長

お答えします。まず、町設置分につきましては70歳以上で独り暮らしの生保受給者ということで、対象者を限定させていただいておりますので、今の対象者の中で3人程度おられるということで予算化させてもらっております。そういった設置したほうがいいなと思う方が3人おられるということで、これを計上させてもらっております。それから町支援分につきましては、20件で少ないということですが、本当に初めてする事業ですし、まずは20を計上させていただいて、もし申込みが多いようでありましたら今後の補正予算のほうでまたお願いさせてもらおうと考えております。

○津川委員長

蓑原委員。

○蓑原委員

申込みが多ければ、また対応をしていただきたいと思います。

それともう一つ、このハローライトの部分で、もし何らかの理由で壊れたときの対応といいますか、そこはどのように契約がなっておりますでしょうか。

○津川委員長

小澤課長。

- 小澤福祉課長  
すみません、ちょっと確認してまた後で答えさせてもらいたいと思います。
- 津川委員長  
よろしいでしょうか。
- 蓑原委員  
はい。
- 津川委員長  
そのほかございませんか。  
町田委員。
- 町田委員  
57ページの19節扶助費の一番上の段です。心身障がい者医療費扶助費400万円、この心身障がい者っていうのは、全ての障がい者のことでしょうか。
- 津川委員長  
小澤課長。
- 小澤福祉課長  
精神、知的、身体の全ての障がい者の方が対象になっております。
- 津川委員長  
町田委員。
- 町田委員  
分かりました。医療費の本人の支払い分とかは、やはりその障がいに応じて異なりますか。（「ちょっと調べさせてください」と呼ぶ者あり）
- 津川委員長  
少し時間がかかるようですので、後で回答されます。
- 町田委員  
はい。
- 津川委員長  
そのほか。  
齊尾委員。
- 齊尾委員  
55ページをお願いいたします。1項社会福祉費で、18節の負担金、補助及び交付金のところで、一番下に高齢者補聴器購入費補助金というのが60万円ということであります。これにつきましては、3万円ですかね、の補助があるということはお聞きしております。非常に大事な制度で認知症対策にもなるということもございますけども、この補聴器ですけども、いろんな高いものから、同僚議員も質問してましたけども、十数万円するものもあるようであります。最初にお聞きしたいのは、5年ぐらいで買換えになるということも聞いてるんですね。これについて、例えば認知症対応であると5年で買換えるといった状況になったときに、この3万円というのは多分1回だけだと思うんですね。この辺について、ちょっと2回目のことも対応できるのかどうか。できたばっかりの制度なので今後のことになるとは思いますけど、その辺のことはどういうふうに想定されておられるのかお尋ねしたいと思います。
- 津川委員長  
小澤課長。
- 小澤福祉課長  
すみません、これもちょっと確認して、後でお答えさせてもらいたいと思います。
- 津川委員長  
齊尾委員。
- 齊尾委員

それではもう1点、高い補聴器を購入した場合、高額医療費制度の対象になって返ってくるんじゃないかということも聞いてるんですね。還付金があるんじゃないかと、そういうことはないですか。

○津川委員長

吉岡課長。

○吉岡健康推進課長

高額医療費ということになりますと、医師の診断、療養の対象になるということが条件になると思います。

○津川委員長

斉尾委員。

○斉尾委員

この補聴器購入の場合には医師の診断が必要だということが条件づけられてますよね、町の制度のほうで。ですから、そちらのほうで対応できるのかなと思ってんですけど、ここの点いかがですかね。

○津川委員長

吉岡課長。

○吉岡健康推進課長

町の補助と、それから高額医療との扱いが違うように思います。高額医療のほうは補装具という扱いで、医師が障がいなりに対して必要だということを認めたという形ですし、ちょっと私、補聴器制度のことは上手に存じないんですけども、制度が違うといいますか、扱いが違うように思いますが——、この点は、小澤課長分かりますか。また改めて、ちょっと調べてお答えさせてください。

○津川委員長

斉尾委員。

○斉尾委員

私も、この辺についてはそういう業者の方から聞いたぐらいのことなので、行政の方はしっかりと御存じなのかなと思って質問させていただきました。ですから、この点は私もまた再度調べて、どこかで機会があればお尋ねしたいと思います。以上です。

○津川委員長

小澤課長。

○小澤福祉課長

すみません、先ほど答弁保留した補聴器の交付につきましては、5年間は再交付できないようになっておりまして、5年以降であれば再交付の対象になっております。

○津川委員長

斉尾委員。

○斉尾委員

では、こういう制度って1回使ったらもう二度と使えないというふうに私は思ったんですけど、今の課長の答弁を聞いて、5年間で例えば症状が進むわけですよ、御高齢の方。どんどん購入したときよりも難聴が進むというようなこともありますから、そういうふうに、そういう制度であれば症状が進行したときのことでも補完していただけるなというふうに思っております。ただ、売れ筋ということで25万円から40万円というのが多いということは聞いております。そういう情報を今もらいましたけども、この辺について、将来的なことを含めて3万円でもいいのかなということも議論していただきたいなと思います。以上です。

○津川委員長

小澤課長。

○小澤福祉課長

3万円の部分につきましては、過去も、これまでも御意見いただいております。やはり他市町村との状況も確認しながら、その辺は検討させてもらいたいと思います。

○津川委員長

岡本副町長。

○岡本副町長

私のほうから補足答弁させていただきます。この制度っていうのが、いわゆる聴力機能が低下して、そのまま放ってしまうと認知症とかほかの重篤な状況に進みかねないというところがあって、まずは普及させようという、インセンティブとしての補助金ということで、3万円という形で周辺の町村の状況を見て設置させていただいたものです。ですので、どちらかという先ほどの特別医療というのは、もっと進んでしまって、いわゆる障がいに近いレベルになったときにはそういうものを使えますよというところですので、何回か段階があるというふうに御理解いただければと思います。

金額のほうが適正かどうかということなんですけど、今のところは、そういった最初の分の推奨というところのレベルであれば現在の金額で妥当とは考えておりますが、今後ほかの町の状況ですとか、そういった状況は見守っていきたいと考えております。以上でございます。

○津川委員長

小澤課長。

○小澤福祉課長

蓑原委員の答弁保留していたハローライトが壊れたときの負担ですが、こちらのほうは利用者負担となっております。

○津川委員長

先ほどの回答について何かございませんか。よろしいですか。

蓑原委員。

○蓑原委員

すみません、金額的なものは幾らぐらい、電球がもし壊れちゃったらどういう金額になるですか。

○津川委員長

小澤課長。

○小澤福祉課長

すみません、こちらもちよつと後で調べて答えさせてもらいたいと思います。

○津川委員長

蓑原委員にお聞きしますが、予算審議に必要な金額ですか、今の質問は。ですね。

蓑原委員。

○蓑原委員

住民の方の負担がどのくらいになるのかなとちよつと把握をしたくて質問しました。

○津川委員長

では、後で回答をお願いします。

そのほかございませんか。(なし)

次に、4款衛生費についての質疑を行います。

長谷川委員。

○長谷川委員

73ページです。2項清掃費1目じんかい処理費ですね、の12節委託料、ここに下から4行目、上がったところに、軟質プラスチックの回収委託料ということで、新しい事業だと思っておりますけれども、これについてお聞きしたいんですが、回収ボックスのことなんです。スーパーと、それからあと3か所ぐらいで取りあえず始めるということだったと思うんですけれども、各自治会とか、最低限もう1つ、町のリサイクル回収の場所があり

ますよね、ここの南側にね。そういったところにも必要ではないかなというようなことは、以前にも自治会の分についてはお聞きしたんですけども、ここの指定の3か所に持っていきってというのがなかなか難しいのかなっていう感じもするんです。そういう人もあるんじゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○津川委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

説明をしてきてたつもりなんですけど、もう一度説明をさせてください。町のリサイクルステーション、大栄庁舎、北条支所は、2か所はボックス回収そこでもできます。あと、それ以外に3店舗御協力をいただく予定が今できているという状況です。

○津川委員長

長谷川委員。

○長谷川委員

それはちょっと私が記憶違いでした。ですから、自治会のほうのごみの通常の収集所がありますけれども、今度回収をされる方は別の方ですよ、今の通常のごみ収集をされている業者さんとは別になるというふうに思ってるんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○津川委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

回収ボックスに集められた軟質プラスチックを集める収集業者は、別の収集事業者になります。

○津川委員長

長谷川委員。

○長谷川委員

そうすると、やっぱりもう少し増やして、自治会の収集所を活用してボックスを置くとかっていうことは、これできないんでしょうか。

○津川委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

中部ふるさと広域連合でも、プラスチック回収というのは今検討されています。数年後にはその話が具体化する予定になっています。それまでのつなぎ、啓発も含めて、そして琴浦町が既にやられているという状況、そして女性団体等からも要望がある、そういうことを総合的に勘案して、今回ボックス回収を始めるという状況に至りました。

○津川委員長

長谷川委員。

○長谷川委員

もう1点、以前の説明のときにあつたかもしれませんが、お聞きしたいと思います。軟質プラスチックの分類とか仕分なんですけど、これってその仕分のやり方とか、どれがそれに該当するのかっていうのを最初はなかなか戸惑うんじゃないかな、間違いもあるんじゃないかなと思うんですけども、その辺についてどのように進めようとしてお聞きしたいと思います。

○津川委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

軟質プラスチック自体、はさみで切れるような程度のものを軟質プラスチックだということで、あと、例えばこういうものですよという写真つきで具体的に分かるようにし

て、あとはきれいにしておいてくださいというような、出すに当たって気をつけていただきたいこと、分かりにくいことは、説明をするようなチラシを配布したり、環境推進員さんのほうにもお願いしながら、自治会のほうにもお願いしながら取り組みたいと思っております。

○津川委員長

長谷川委員。

○長谷川委員

環境推進員さんだけで実際事は足りるというふうな判断なんですか。例えば自治会ごとにそういう講習会を開くとか、そういうようなことは考えておられないんですか。

○津川委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

チラシは分かりやすく、先ほど言ったようなことに留意したもののチラシ全戸配布は当然させていただきますし、必要があれば、分かりにくいのでぜひ勉強会をとということであれば、出向いて出前学習のほうは出前講座的にやらせていただけたらと思います。ぜひ、そういうことは御利用いただければというふうに考えております。

○津川委員長

長谷川委員。

○長谷川委員

やっぱり回収の機運を高めるためにも、そういう講習会みたいなことも開いて皆さんに周知を図っていくということも一つの方法かなと思いますので、お願いしたいと思います。以上です。

○津川委員長

そのほかございませんか。

町田委員。

○町田委員

失礼しました。衛生費ですよね。72ページが一番上の枠で、最後に猫避妊・去勢手術費補助金130万円とあります。この猫の避妊・去勢手術は、手術をするまでに大変手間暇というか、保護猫はなかなか捕まえるのに大変ですので、柵を使ったり、それから暴れるのを運転して連れていったりとか、いろいろすごく手間暇かかるので、何か、93万円ですかね、幾らかこのために使ってくださいという入金があったと聞きました。それで、私の言いたいのは、この手術費だけではなくて、やはりいろいろボランティアで大変な目をしてられる方のそういう捕獲費というか、そういうのを見てあげてほしいなと思っております。これは、130万円は何匹の予算でしょうか。

○津川委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

上限は1万5,000円ということで設定させていただいておりますが、猫によって雄、雌とかでも金額が違うということで、大体100頭程度のものを予算化しているというところなんです。

○津川委員長

町田委員。

○町田委員

ぜひ1頭当たりの金額をもう少し考えていただきたいなと思います。やはり猫の、野良猫っていいですか、保護猫の苦情も多分たくさん出てると思います、毎年。それと、猫もなかなか減らないということは、やはり人間が捨てたりとかって理由で、人間

がしてるっていうふうに思いますので、やはり人間がきちんとそういう処理もしないといけないと私は思っておりますので、考えていただきたいと思います。

○津川委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

おっしゃるとおり、本当に集中的にやらなくちゃいけない部分もありますし、本当に中部には猫じゃらしさんというボランティア団体がありまして、精力的に地域のサポートをしていただいています。それで集中的に取り組をしたり、それでその地域、自治体からいなくなる、猫が去勢・避妊ができていくという実態も年々増えてきておりますので、そのおかげで苦情のほうも少なくなっている状況もあると思っております。また、その方々ともお話ししながら、猫の捕獲器とかそういうことも整備をしていくことは順次やっておりますので、引き続き取組を進めていけたらと思います。どうも御意見ありがとうございます。

○津川委員長

町田委員。

○町田委員

ぜひ検討していただきたいと思います。

それからもう1件お願いします。69ページ、上のほうの14節工事請負費、健康増進センターの改修工事請負費349万7,000円ですが、これ、女子トイレを洋式にって聞いたんですけども、これは何台分でしょうか。

○津川委員長

吉岡課長。

○吉岡健康推進課長

お答えします。今、健診棟、それから支援センター側、それぞれトイレがありまして、1つずつついております。これは、健診棟側にもう1基増設するという工事でございます。

○津川委員長

町田委員。

○町田委員

全部で何台ですか。

○津川委員長

吉岡課長。

○吉岡健康推進課長

今回の工事は1台で、全部で3台になる予定です。

○津川委員長

町田委員。

○町田委員

この349万7,000円は、1台分ですか。

○津川委員長

吉岡課長。

○吉岡健康推進課長

クロスの壁紙の張り替え、それから、機能が悪くなったカーテンの更新も合わせて340万円ほど計上させていただいております。

○津川委員長

町田委員。

○町田委員

分かりました。1台分にしては少し高額だなと思いましたが質問いたしました。

- 津川委員長  
そのほかございませんか。  
中山委員。
- 中山委員  
69ページをお願いします。母子衛生費の12節委託料の中のフッ化物洗口委託料45万8,000円ですけれども、これは小学校、こども園、中学校でやっているフッ化物洗口かなと思いますけども、合ってますでしょうか。
- 津川委員長  
吉岡課長。
- 吉岡健康推進課長  
小学校とこども園で実施しておるものでございます。
- 津川委員長  
中山委員。
- 中山委員  
取組の内容を知りたいんですけれども、週何回やっているとか、あとは1回にかかる費用はどのくらいなのかということを知りたいです。
- 津川委員長  
吉岡課長。
- 吉岡健康推進課長  
手元にちょっと1回当たりの費用は持っておりませんので、また後でお答えさせていただきます。
- 津川委員長  
中山委員。
- 中山委員  
毎日やっているとか、週1回とか、そういうところはどうでしょうか。
- 津川委員長  
吉岡課長。
- 吉岡健康推進課長  
小学校については週1回です。ちょっとこども園については承知しておりませんので、また報告させてください。
- 津川委員長  
中山委員。
- 中山委員  
というのが、コロナ禍のときにこの活動は一回ストップしてると思うんですね。コロナが5類になった時点でまた始まったように思ってるんですけれども、止まってたとき、やってなかったときとやってるときとで衛生状態について差があるのかどうか、その辺は調べておられるのでしょうか。
- 津川委員長  
吉岡課長。
- 吉岡健康推進課長  
止まってた状態のときには歯磨きもできないことがあったように思いますので、虫歯が何件増えたかとかということところはちょっと数字は持ってませんけども、状況としてはよくなかったと考えております。
- 津川委員長  
中山委員。
- 中山委員  
歯科からは多分推奨されてると思うんですけれども、町内としての客観的なデータを

基に今後やるのかどうかということ調べたほうがいいかなと思ってまして、効果があると言われてるんでやってるんですけども、本当に効果があるのか、あるいは、体に取り込むことで、毒性はないと言われてますけれども、これがこども園の時代から小学校卒業するまで続けばまたどうなるか分からないので、その辺のデータもちょっと集めていただければと思うんですけども、いかがですか。

○津川委員長

吉岡課長。

○吉岡健康推進課長

データについては持っておりますので、また報告させてください。

今委員の質問にあったように、コロナの間中止しておりましたので、ずっと続けてきたものがまた中断になって、またこれからということになりますので、即効的というか、全体的としてはちょっと分かりにくくなっておりますけれども、その点御承知おきください。

○津川委員長

中山委員。

○中山委員

よろしく申し上げます。

次に73ページ、清掃費の委託料、軟質プラスチックの件ですけれども、予算説明会のときに頂いた資料を見ていて、私分からないなと思ったのが、はさみで切れる硬さのプラスチック類ですというのが一つの目安になっているわけですけれども、テレビの通販とかを見ると、このはさみを使うとどんなものでも切れますよみたいなものがあって、そういうのを考えてしまうと、何でも該当しちゃうのかなというふうにも思ったりしますし、それからペットボトルのラベルについては軟プラなんだけれども、ペットボトル自体は軟プラではない、でもペットボトルもはさみで切れるんですよ。その辺り、もうちょっと周知の方法、どうにかならないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○津川委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

御意見ありがとうございます。本当にそういう部分はあると思いますので、そういうことができるだけ分かるようにしたいということで取組は進めさせていただきたいと思えます。ただ、切るのに硬いものを切ると危険、けがもされますので、無理をされないところで切れるものというようなところはしっかり徹底していきたいと思っております。どうもありがとうございます。

○津川委員長

中山委員。

○中山委員

あと、新しく軟質プラスチックという分類が生まれるわけですけれども、今までと同じような捨て方、特にペットボトルのラベルなんかそうだと思うんですけど、普通のごみで捨ててしまいますけど、そういうのは引き続き行われても問題ないのか、それとも、そこはきっちりもう分類してくださいというのか、どうなんでしょうか。

○津川委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

まだボックス回収でしかできないということ、拠点回収でやるということですので、まず啓発と率先行動でそこにどんだんなじんでいただけたらというふうに思います。数年後には中部全体で取組が始まる、それも軟質だけではなくてプラスチック全体ということで予定されてますので、そこにスムーズに取組がつながっていくようにとい

うことで、全部がボックス回収に出さなければならないという、拠点回収で出してもらわなくてはいけないということではなくて進めたいというふうに思っています。

○津川委員長

しばらく休憩します。

(11:59~12:57) 【休憩】

○津川委員長

休憩前に引き続き再開します。

最初に、答弁保留の回答からいただきます。

小澤課長。

○小澤福祉課長

答弁保留の回答をさせていただきます。

まず、予算書の55ページをお願いします。一番上です。蓑原委員から御質問のあった見守りサービス利用料のことについてですが、ハローライトが壊れたときの費用についての御質問でありました。これにつきましては、経年劣化であれば無償で交換いたします。ただ、利用者の故意または過失であれば個人負担となりまして、税込みで1万780円、こちらのほうは個人負担となります。

続きまして、予算書の57ページの下のほうをお願いしたいと思います。19節扶助費の心身障がい者医療費扶助費について、町田委員さんから御質問があった件です。対象者についてであります。こちらにつきましては、身体、知的、精神の中度の障がいの方が対象となっております。この方々の医療費について半額を助成する事業であります。

続きまして、予算書の65ページをお願いします。中ほどの障がい児通所給付費につきまして、斉尾委員から、子どもの体調急変のときの送迎についての質問がありました。こちらにつきましては、体調急変時には保護者の方の送迎をお願いすることになります。ただ、その症状の内容によっては、当然緊急性を要するものですか、非常に重たいようなものであれば当然救急車を呼んで搬送することになります。以上であります。

○津川委員長

ただいまの回答につきまして、何かございますか。

蓑原委員。

○蓑原委員

調べていただいてありがとうございます。壊れたときの金額も高額でしたので、またその点も十分周知して取り組んでいただきたいと思います。

○津川委員長

小澤課長。

○小澤福祉課長

その辺も周知したいと思います。

○津川委員長

そのほかよろしいですか。

次に、吉岡課長から答弁保留の回答をいただきます。

吉岡課長。

○吉岡健康推進課長

中山委員の御質問で答弁保留をしておいたものをお答えします。

まず、こども園は(フッ化物洗口を)何回やっているかということですが、こども園は週5回というか、毎日やっているようです。1回当たりの費用ですが、こども園については630円、1人当たりで約6.8円程度、小学校のほうで1回当たりが1万3,932円

で、1人当たりで17.8円の薬剤費を使用しております。

データのほうをとということでしたけども、質問のほうにありましたコロナの影響はという辺なんですけども、例えば4歳児であれば、令和元年29%であったものが、令和4年20.8%まで落ちていたんですけども、令和5年度の実績は26.9%。5歳児であれば、令和4年30.8%だったものが41.6%ということで、ちょっと明らかに悪化しとるかなというふうに思っております。小学校のほうの実績ですけども、年々傾向があるということとはなかなか言いづらくて、これ、今後も推移を見ながら判断する必要があると思っております、例えば今の4年生であれば、令和元年度、1年生の頃54.41%であったものが10ポイントアップして64.5%、虫歯がある子どもたちですね、増えていると。5年生であれば、当時2年生であった子どもたちが、53.96%あったものが現在では49.6%に減つとると。6年生、当時3年生であった者が、68.7%の虫歯があった子どもたちが45.9%に減つとると。即断とかということとはできないとは思いますが、また推移を見守ってまいりたいと思っております。以上です。

○津川委員長

何かありますか。

中山委員。

○中山委員

ありがとうございました。数字をぱっと見たら、やっぱり効果あるのかなとは思いますが、指導の仕方というのものもあるのかなとも思いますので、どこまで分析ができるかというのは難しいかとも思いますけれども、そのほかの詳細なところがまた今後出てきたら参考になるかなと思いますので、いろいろやっていただけたらと思っています。

○津川委員長

吉岡課長。

○吉岡健康推進課長

教育委員会と連携しながら、小学校のほう、こども園もそうですけども、やっている事業ですので、学校のほうからも、フッ化物だけじゃなくて家庭での仕上げ磨きの方法、いい普及の方法はないだろうかというお話もいただいたりしております。フッ化物だけやれば虫歯が減るということは思っておりませんので、そういったことも考えながら進めてまいりたいと思っております。

○津川委員長

引き続き、中原課長。

○中原教育総務課長

午前中、前田委員から御質問をいただきましたこども園の定員といたしますか、人数の関係でお答えいたします。午前中、私、答弁で、予算上の想定人数を4園で440人ということでお答えしました。それに対しまして、4月、受け入れする人数、現時点の人数で申し上げますと、4園で409人を予定しているところでございます。以上です。

○津川委員長

よろしいでしょうか。

そうしますと、元に戻して、4款衛生費について質疑を続けます。

蓑原委員。

○蓑原委員

72ページをお願いします。2項の清掃費でじんかい処理費のところです。7節の報償費、再生資源回収報償金ですけども、説明で、実績に基づいて少し減額ということでしたけれども、この事業が地域におけるごみの減量化や循環型のまちづくりへの意識の浸透を図るため、自治会、子ども会等の団体による自主的な回収活動と地域活動の活性化を支援しますという、こういう事業概要になっております。本当に今の社会に必要なことだと思います。ごみの減量化とか地域の活動ということと、住民同士の交流の場と

いう、一つの交流の場として大事な部分だと思いますので、周知のほうをさせていただいて、この取組を有効にさせていただきたいと思います。

○津川委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

御意見ありがとうございます。おっしゃるとおりの部分がありますので、ぜひ積極的に、また自治会長会なり子ども会とかにも周知しながらより取組が精力的に、多くの団体が登録されているのでなかなかたくさんはあれですけど、1つずつでも増やしていくように取り組んでまいります。ありがとうございます。

○津川委員長

そのほかございませんか。

次に、5款農林水産業費について質疑を認めます。

井川委員。

○井川委員

私、2点ほどお伺いをいたします。まず、恐らく77ページですね。1項農業費の農業振興費の、恐らく18節に係る分だと思うわけでございますけども、第2次北栄町農業振興基本計画の中の北栄町農業の現状と課題ということがあって、その中の課題として、ハウス等の設備も平成初期から積極的に導入してきたが、老朽化し、維持管理や更新等への再投資が必要になってきているという課題を持っておられます。本当に、建ててからもう30年以上たつとるという具合なので、実際に近年多発する大雨や大雪等の気象災害などで農地や農業用施設等、農業基盤にも甚大な被害が出ていると。パイプハウスの補強などの災害に強い産地づくり等が課題となっている、こういう認識を執行部のほうも持っておられると。実際、農家のほうはそのパイプハウス、もう30年もハウス建つとれば、埋めたところの地際っていいですか、ように腐食をしないと、さっき言いましたとおり、大雨とか大風、雪が降れば倒壊するというふうな今現状であります。農家の方も、いわゆるもう古いので更新しようというのであればいいんですけども、御存じのとおり資材価格が高騰しており、今ハウスを建てておられる平均的な6メートル間口の50メートルハウス、いわゆる3アールので、今で大体建てるのに約300万円かかると。いわゆる1反では1,000万円、いわゆる3棟建てるのに1,000万円、こういう状態になつとると。こういうことを認識しておられるのに、ここの中で、そういうものの予算というものは組んでありますでしょうか、お伺いをいたします。

○津川委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

お答えいたします。ここにある予算ですけども、新たに新設をするとか、あとは設備導入をするという予算でありまして、補修に係る、今おっしゃられたような予算は計上しておりません。

○津川委員長

井川委員。

○井川委員

新規の就農者とか、新たに建てられるというのの補助、助成はいいんですけども、今現役でやっておられる農家の方、生産者の方、今本当に北栄町のスイカの定植の時期なので一生懸命やっておられると。でも、実際、現場のほうではそういう状態になると。そういう方に対して、予算を組む段階でそういう方、こうして農業基本計画でもそういう問題意識は持っておられると。そういうのに対して、そういう予算を組む段階でそういうことは考えられなかったのか、続いてお伺いをいたします。

○津川委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

お答えいたします。今委員からありました声というのは、生産者の皆さんとの意見交換の中でも、何とか今の施設を補修できないだろうか、補修を支援してもらえないだろうかという声はあっております。その中で、有効な補助事業というのは県のほうとも相談しながら探してはおるんですけども、なかなかない状況であります。やはり事業を行うというのは財源が必要ですので、ここにあります農業振興の予算につきましても、あくまでも国や県と協調で財源を持って向かっておるところであります。課題としては、補修ということは受けておりますので、何らかの支援策がないかということは、引き続き県のほうにも相談しながら検討はしていきたいというふうに思っております。以上です。

○津川委員長

井川委員。

○井川委員

この問題はこれで最後にしますけども、やはり今、農業のまち北栄町、そして今、大栄西瓜というのは本当に北栄町のブランド品になつとると。そういうものをやっとなられる生産者に対して、やはり県、国の補助がなくても、町独自でも予算というものを考えて、そういう農業振興をやっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。これは要望ですので、お願いいたします。

次に行かせてもらいます。80ページでございます。同じく第1項農業費の11目有害鳥獣防除費の関係でございます。ここの18節の関係で2点ほど。ほうきのジビエ推進協議会負担金というのが、これが今年度新しく出ておりますけども、この協議会とはどういうものかというものを、まず1つお願いしたいと思っております。

○津川委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

お答えいたします。こちらの協議会につきましては、以前から設立はされておったんですけども、令和6年度から市町村にも負担を求めるということで予算化をしておるのであります。このジビエ協議会ですけども、有害鳥獣の捕獲、それからそれを活用したジビエの活用促進ということで組織されておる協議会であります。

○津川委員長

井川委員。

○井川委員

ジビエっていったら、例えばすぐ浮かぶのはもうイノシシかなと思うんですけども、そういうジビエの料理とかの加工というか、そういう施設っていうのは、この推進協議会の中で持ってもらえるんでしょうか。

○津川委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

私の持つとる情報では、協議会自体がそういう施設を持つとるということはないというふうに考えております。加盟されとる個人の方がそういう方であったりということでは記憶はしております。以上です。

○津川委員長

井川委員。

○井川委員

じゃあ、例えば北栄町内でそういう有害鳥獣を、イノシシを駆除したといったときには、そういう協議会に加入しとれば、例えばそういうところに運搬して、使っていた

けるっていう言い方は変かもしれないけども、そこまでしてこういう協議会には加入をするということでよろしいでしょうか。

○津川委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

お答えいたします。あくまでもこのジビエ協議会はジビエの活用普及ということの協議会でありまして、加工するとか処理をするとか、そういうところが目的の会ではないと思っておりますので、あくまでも処理は捕られた方であったりが処理をする、また、処理をできるところにお願いをするということになろうかと思えます。以上です。

○津川委員長

井川委員。

○井川委員

分かりましたけど、せっかく5万円組んで入ってその協議会に入ることですので、だんだんと今イノシシも里のほうまで出てきておりますので、ジビエという名前を聞いたらいいとは言いませんけども、有害鳥獣ですので、これをしっかりしていただきたいなと思えますし、その下段の鳥獣被害総合対策事業補助金というので221万6,000円、これも何か今回初めて出てきた項目だと思うんですけども、これについて説明をお願いいたします。

○津川委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

お答えいたします。こちらの補助金につきましては、県と協調の侵入防止柵の設置に係る費用を補助するものでありまして、県3分の1、町3分の1、それから受益者が3分の1というふうになっております。内容につきましては、3件の侵入防止柵の設置の話がありまして、曲であったり北条島であったり土下であったりで柵を設置されるというものであります。以上です。

○津川委員長

井川委員。

○井川委員

最後ですけど、この侵入防止柵、これについては網なのか、例えば電柵なのかというのは、もう予定として入っていますでしょうか。

○津川委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

お答えいたします。曲につきましては梨の園地でありますので、カラスから守るための柵ということで、柵というよりもワイヤーを空中に張って網をかけるというものであります。北条島、土下につきましては柿の園地であります。イノシシの侵入を防ぐものということで、柵を設置するというもので聞いております。以上です。

○津川委員長

そのほかございませんか。

野田委員。

○野田委員

ちょっと待ってくださいよ。79ページの1項9目14節の一番下ですね。団体営農業農村整備事業工事請負費1,745万3,000円。説明をさらっとされたときに、浜川水路橋と聞こえたんですけども、どういった内容か、ちょっと詳しい説明をお願いしたいんですけど。

○津川委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

お答えいたします。浜川水路橋、弓原地内にあります北条川放水路に架かっている浜川水路橋の改修工事であります。中身につきましては、ここに上がっておりますうちの420万円が浜川水路橋のものでありまして、水路橋の水密ゴムの更新に係る費用で計上させていただいております。以上です。

○津川委員長

野田委員。

○野田委員

ということは、この工事全体がもう420万円の予算ということでしょうか。

○津川委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

お答えいたします。これが全てではありませんで、令和5年度予算を繰越しをさせていただいて、その中で水路橋の操作盤を2基、それから今回のゴムというものを更新をさせていただくというものであります。以上です。

○津川委員長

野田委員。

○野田委員

そもそもこの浜川の水路橋、北条川放水路を造ったときに、以前、放水路がないときには田井の浜から弓原浜に水路があった、浜川水路という用水路なんですわね。これが北条川放水路を造ったときに用水路がなくなるということで、ちょっと珍しい水路橋というもので、北条川放水路の上を飛ばして水を供給するという水路橋なんですけども、ちょっと聞きますけど、これ、県が工事して、多分水路橋造ったときの金は県だったと思うんですけども、維持の関係は全部町がするわけですか。

○津川委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

お答えいたします。建設したときは県事業でありますけども、その後の管理でありますとかは町に移管されとるというものであります。

○津川委員長

野田委員。

○野田委員

団体営でやっとなる田んぼの地域ですので、その辺は私は分かるんですけども、ただ、放水路造って、水路橋を県で造って、あと維持はなら町でしなさいよということになっちゃうのか。維持はこれからずっと続くわけですけども、県も関係しとるわけで、こういったのは、やっぱり県のこういったこの事業には県の補助も私はないといけんと思うんですけど、その辺についてはどうなんですか。

○津川委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

お答えいたします。今回の更新事業でありますけども、事業としましては農業水路等長寿命化・防災減災事業を活用しております。費用負担につきましては国50%、県17.5%、町32.5%となっております。県の負担もあるものであります。以上です。

○津川委員長

野田委員。

○野田委員

もう一度言ってください。ちょっと早過ぎてメモできなんです。

- 津川委員長  
清水課長。
- 清水産業振興課長  
負担割合でよろしいですかね。
- 野田委員  
はい。
- 清水産業振興課長  
国が50%、県が17.5%、町が32.5%であります。以上です。
- 津川委員長  
野田委員。
- 野田委員  
ということは、今後の更新にもこういった補助があるわけですね。
- 津川委員長  
清水課長。
- 清水産業振興課長  
今後の更新というのはまだ先の話になっちゃうと思うですけども、その際には財源をしっかりと取れる有効な事業を選んで、国それから県の支援もいただきながら更新をしていきたいというふうに考えております。以上です。
- 津川委員長  
野田委員。
- 野田委員  
長くなってもいけませんけど、疑問をちょっと聞いときますね。今回は水密パッドの更新、要は劣化して替えないけんということで分かるんです。それからあと、そういったところ、操作パネル、分かるんですけども、数年前に作動せずに壊れたことがありますよね。ああいった修理も今後出てくると思うんですけど、そういった場合は町費で、単費でやるわけですか。
- 津川委員長  
清水課長。
- 清水産業振興課長  
どういうパターンがあるか分かりませんが、緊急ということになりますと、なかなかその事業を使っていくということになれば時間的に余裕がないということがあれば、そういう単町っていうこともあるかもしれませんが、基本的には点検確認をしながらそういうことがないように、今回のように時間を持って事業を取って向かっていきたいというふうに思っております。
- 津川委員長  
野田委員。
- 野田委員  
よろしくをお願いしますね。そういったやっぱり今言われたように、緊急になったら単費でせんと事業費使えんようになりますので、やっぱりこういった水密パッドなんかも定期的に替えていかんと漏水とかが出てきますし、ふだんの点検をやっていって、町の負担がなるべくないようにやっていただきたいんですけど。
- 津川委員長  
清水課長。
- 清水産業振興課長  
そのように努めたいと思っております。
- 津川委員長  
そのほかございませんか。

中山委員。

○中山委員

予算書にないことをちょっとお聞きしたいんですけども、今年のごとの6ページの産地パワーアップ事業についてなんですけれども、予算書に載ってないっていうのは令和5年度の分を繰り越してするのでということを出てこないんですけど、事業としてはあるわけですよね。どうしてそういう取扱いにしたのかっていうことをちょっとお聞きしたいんですけども。

○津川委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

お答えいたします。産地パワーアップ事業は国の事業であります。このパワーアップ計画が3年の計画になっておりまして、今の計画が令和3年から始まって、3、4、5で令和5年度が最終の年になります。ただ、要件としては繰越しが可能ということがある中で、令和5年度予算を県の緊急経済対策でも県予算分を11月補正予算で計上されましたので、そこで併せて必要額を町としても12月に計上させていただいて、繰越しをさせていただくという状況です。以上です。

○津川委員長

中山委員。

○中山委員

ありがとうございます。予算書に出てこないっていうことで、ないのかなって一瞬思ったりするんですけど、その辺り町民の方にも分かりやすく説明できる、今回そういう形を取らせていただいてよかったなと思ってるんですけど、ゼロになっちゃったらいじゃなくて、ちゃんと繰り越してますよっていうのが分かる仕組みもやっぱり要るかなと思ったりはします。

○津川委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

お答えいたします。町民の皆さんに知っていただくきっかけという部分ですけども、令和5年度の補正予算書、このたび上程させていただいております補正予算書のほうに繰越しということで、産地パワーアップ事業、上げさせていただいておりますので、こちらのほうで御確認いただけるということになっております。以上です。

○津川委員長

そのほかございませんか。

秋山委員。

○秋山委員

81ページですけども、ここの多面的機能支払交付金のところの18節と20節のところ、多面的機能の支払交付金と推進貸付金について出てるんですけども、これの財源とお金の流れを説明していただけませんか。

○津川委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

それでは、81ページの18節の多面的機能支払交付金の1億84万3,000円につきましては、これは国の事業でありますので、国2分の1、県4分の1、町4分の1の費用負担で多面組織が農地維持、それから長寿命化というようなことを行っていくものであります。こちらの多面的機能の支払交付金の財源、国の財源につきまして、交付決定が夏以降になります。4月から大体8月ぐらいまでの活動については、先ほど申し上げられました20節の貸付金の1,755万6,000円、こちらはふるさと農村活性化基金、町のほうで持っており

ますこの額を、こちらのほうを一時貸付けをして、国の交付決定までの間、多面組織に貸し出して、活動をしていただくというような流れになります。以上です。

○津川委員長  
秋山委員。

○秋山委員  
そしたら、この18節のほうの支払交付金の財源の歳入のほうは、予算書にはまだ載ってきてないのか、載ってきてるんですか、歳入のほうにどっか。

○津川委員長  
清水課長。

○清水産業振興課長  
すみません、ちょっと一度確認させてください、歳入につきましては。

○津川委員長  
秋山委員。

○秋山委員  
ちょっとそしたら併せてこの貸付金制度の1,755万6,000円っていうのは、この1億84万3,000円の中の一部という理解でいいんですか。

○津川委員長  
清水課長。

○清水産業振興課長  
お答えいたします。別物であります。1億の分とはまた別のものであります。

○津川委員長  
秋山委員。

○秋山委員  
なら別のものだとしたら、ちょっと私そのものだと思ってたもので、別のものだとしたら18節と20節は内容の違いはどういうところなんでしょうか。

○津川委員長  
清水課長。

○清水産業振興課長  
使途の内容としては多面組織が活用する部分では同じでありますけども、時期的に4月から大方8月の終わりぐらいの国の交付決定が出るまでの間、町が持つふるさと農村活性化基金を活用して活動を行い、その後には、交付決定後には18節の多面的機能支払交付金を活用していくと。20節の貸付金につきましては、年度内償還ということで、毎年運用していくというものであります。

○津川委員長  
秋山委員。

○秋山委員  
ちょっと今の説明で私理解できないんですけども。交付決定ができるまでは貸付金制度を使って事業をやるっていうのは分かるんですよ。それで交付があったら、それを返済するから基金か何かに返していくんだと思うんですけども。これは今は一本化プラス1自治会ぐらいの組織になっていると思うんですけども、この上のほうの1億84万3,000円を使ってする事業と、この20節で使ってする事業はどこが違うんですか。

○津川委員長  
清水課長。

○清水産業振興課長  
失礼しました。理解ができました。同じものであります。前半にふるさと農村活性化基金で事業を行っていくわけでありまして、交付決定が行われた後には、そこから払われていくということで、先ほど答弁しましたけども、同じ内容の1億84万3,000円の

中で、上半期分もまた交付決定後に支払われるというものであります。

○津川委員長

秋山委員。

○秋山委員

すみません、何度も。この1億84万3,000円のうち1,755万6,000円の分は前もって使っていく事業で、あと残りの部分が、交付決定が出てからまた使っていく、事業に使えるという資金というふうに理解していいんですか。

○津川委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

まず、交付決定前に行った事業費にも使えますし、交付決定後に行う事業についても多面的機能支払交付金は使えるというものであります。

○津川委員長

しばらく休憩します。

(13:33~13:35) 【休憩】

○津川委員長

休憩前に引き続き再開します。

清水課長。

○清水産業振興課長

再度お答えいたします。この多面的機能支払交付金事業ですけれども、事業の総額は18節にあります金額、1億84万3,000円であります。先ほど御質問がありました20節の貸付金のほうにつきましては、町の基金を使って交付決定前の事業に充てるものでありまして、こちらのほうにつきましては年度内に返していただくもの。返していただく部分につきましては、80ページの上段のほうに24節積立金というものがありますので、こちらのほうにふるさと農村活性化基金積立金で返してもらったものを入れると。年内で貸し付けて、戻してもらおうというものであります。

先ほど質問がありました歳入につきましては、22ページのほうを御覧いただきまして、22ページの農林水産業費県補助金の説明欄、真ん中どころ11行目に多面的機能支払交付金7,755万2,000円ということがありますけれども、こちらのほうが国県の補助部分であります。以上です。

○津川委員長

秋山委員。

○秋山委員

7,755万2,000円が国からの分で、国からの財源は2分の1って説明されましたよね。交付税が1億4,000万に全体はならへんですか、2分の1だとしたら。

○津川委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

改めて説明いたします。多面的機能支払交付金の財源につきましては、国が2分の1、県が4分の1、その分が入っております。

○秋山委員

分かりました。

○津川委員長

そのほかございませんか。

齊尾委員。

○齊尾委員

78ページをお願いいたします。ここでこの一番上ですけれども、説明欄のところにジャンボタニシの防除対策補助金っていうのが44万円上がっております。このジャンボタニシっていうのは、ここ最近ずうっとこうやって少しずつ上がってきてるんですけど、なかなか成果が見えてないというような気がしております。圃場だけではなくて水路にも卵を産みつけてるとかっていう、特に北条の地域あたりの皆さんの話聞くと、そういうようなことを聞きます。将来的には上のほうにももしかしたら上がってくるんじゃないかなっていうことも心配しておりますけれども、上っていうのは上流のほうですね。見通しはどうなんですか、これは。この金額で対策できるんですか。その辺の見解をお願いします。

○津川委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

お答えいたします。ジャンボタニシにつきましては、だんだん生息範囲が広がってきておるとい実態はあります。しかしながら、しっかり圃場に入っていない、食害に遭わないための対策が必要ということで予算を組ませていただいております。予算の内容につきましては、薬剤散布、それから水口ネットを購入する費用の4分の1を町が単独で支援するものであります。なかなかジャンボタニシ、水路の中にはおるんですけども、水路のほうを防除するというのはなかなか難しいということがありますので、まずの目的は、食害に遭わない環境をつくるということで圃場の中に入れさせない。それから食べられる、苗を植えてから1か月ぐらいまでが勝負ですので、その間はしっかり薬剤防除を行う。それから年を越さないように、しっかり各圃場で秋耕うんを行っていただいて、ジャンボタニシが年を越さないようにっていうことが取組の内容となります。以上です。

○津川委員長

齊尾委員。

○齊尾委員

ジャンボタニシの防除については、私以外にもほかの委員も心配して質問をしております。毎年出ていて、聞くと同じ答弁です。薬剤、ネット——、進歩がないですね。どうなんですか、専門家とか相談されているとは思いますが、もうちょっと予算つけて駆逐するぐらいの勢いがないかなっていう気がします。どうですか、この辺。

○津川委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

効果がないわけではなくて、状況としましては令和元年から取組始めて、令和3年、令和4年は被害がかなり減ったということがあります。今年度、令和5年について、大体70アールぐらいの食害があったということでちょっと増えたんですけども、こちらにつきましては、見解としましては防除というよりも、水張り、浅水管理を日々行っていくことが大事なので、浅水管理がちょっとできていなかったところが食害に遭ったという報告を受けておるところです。ですから、取組の効果がないというわけじゃなくて、しっかり取り組めば食害は防げるというもので認識しております。以上です。

○津川委員長

齊尾委員。

○齊尾委員

効果を期待して、この件については終わりたいと思いますけど、もう1点、ちょっと専門家に相談というのはどのような形でされておりますか。

○津川委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

水田の件につきましては、農業再生協議会があります。そちらのほうで国の方、それから県の方にもお越しいただいて御意見をいただいておりますし、ジャンボタニシの対策協議会の中で、やはり専門的知見のある方にも意見をもらいながら取組を進めておる中で、有効な策として先ほど申し上げましたとおり、圃場に入れないこと、食害のある時期は適正な薬剤で防除をしていくこと、あとは秋耕うん、各生産者さんの取組になるんですけども、秋耕うんをしっかりと行って、圃場にタニシを残さないという取組が有効であるということで意見を聞いております。

○津川委員長

斉尾委員。

○斉尾委員

ぜひ再来年度のこの当初予算のときには予算が減るとか、もうなくなりましたよっていうようなことを期待して、このところの質問は終わりたいと思いますけども、次に、83ページをお願いします。これも毎年、毎回いつもよく聞くんですけども、この5款2目の松くい虫防除費でございます。これについては12節の委託料のところでは金額が上がっております。一番上ですけども、特別伐倒駆除委託料4,100万円ということでございます。これは前年度の当初予算よりは減っているんで、減ってきているというふうには私は認識しています。ごめんなさい、これは令和4年度ですから、令和5年度の金額について私は把握してませんので、令和4年度は7,800万円ぐらいでした。これが今回、令和6年度ということで4,100万円ぐらいになったということで、予算規模としては少なくなってるなということでございますけども、今後の見通しはどうですか。

○津川委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

お答えさせていただきます。特別伐倒駆除委託料4,102万9,000円につきましては、前年度比較では前年度の当初は5,456万7,000円※でありまして、増えております。なぜ増えておるかといいますと、昨年度は640立米分の伐倒駆除を予定しておりました。今年度につきましては800立米分を予算要求させていただいております。増えておるという状況でありまして、しっかりと刈り残しがないように進めていきたいというふうに思っております。※（前年度特別伐倒駆除委託料は、正しくは3,258万5,000円）

○津川委員長

斉尾委員。

○斉尾委員

資料の見方をちょっと誤ったというふうなところがありますけども、今後どうなんでしょうか。同僚委員からも松林がなくなってしまうのかっていうようなことの質問もあったと思いますけども、例えば3年ぐらいで何とかかなりますよっていうような、そういうふうな見通しっていうのは何かあるんですか。

○津川委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

お答えいたします。これまで特別対策ということで県の支援もいただきながら取り組んできたところがありますけども、なかなか収束が見えません。今後の見込みというのも、なら、いつまでに収まるよっていうのは分かりません。しかしながら、砂丘地農業を守っていくためには海岸沿いの松林っていうのは必要不可欠ですので、しっかり防除、それから今の話の駆除、それから再生の視点、再生のほうは松ではない砂丘地に強い木を植えていこうという取組ですので、こちらをもって砂丘地を守っていききたいとい

うふうに思っております。以上です。

○津川委員長

齊尾委員。

○齊尾委員

植える木を変えるという方針も持っておられるというようなことで、徐々には変わっていくんだろうなと思いますけども、歩いてみると、本当に皆さん御存じのように枯れた松が多いですね。町民、あの辺の方の皆さんは本当に心配されて、どうなるんだということをよくお聞きします。ぜひ、決め引きを早くつけていただいて、例えばそういう可能性のある松は全部切ってしまうっていう、これは乱暴な意見で採用はなかなかされない、言ってるほうの私も心苦しいですけども、それぐらいの勢いで止めると、松くいを止めるというそういう気持ちでぜひ対応してもらいたいなと思います。以上です。

○津川委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

この松枯れ対策につきましても、専門家、鳥取大学の教授先生の御意見も得ながら取組を進めておるところであります。行政の取組プラスアルファ、予算書で言えば82ページが一番下段に枯松伐採促進事業補助金というものを用意しまして、地域でも松枯れ対策の取組を行っていただけるように予算を上程させていただいておりますので、地域で一体となって、この松を守っていききたいというふうに思っております。以上です。

○津川委員長

そのほかございませんか。

長谷川委員。

○長谷川委員

81ページです。81ページ、環境保全型農業直接支援対策費ということですが、14目ですね。これ10万8,000円ということで、化学肥料だとか農薬を半減させるということで、地球温暖化の防止だとか生物の多様性の保全だとかということであるんですけども、そういう内容から見ると非常に重要だと思うんですけども、額面的には非常に小規模であります。予定されているところがあれば取組の内容をお聞かせいただきたいと思ひますし、この事業の町における将来の目標だとか、その事業の進め方をお聞きしたいと思ひます。

○津川委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

お答えいたします。こちらの予算につきましては、委員おっしゃるとおりで化学肥料の低減という取組の中で、今の予定では弓原地内の農業法人が取り組むということで、要望をお聞きした上で予算を上程させていただいております。金額的には少ないということでもありますけども、これ、国の事業でありまして、費用負担、財源の負担が国2分の1、県4分の1、町4分の1の事業となっております。単価も決まっております。10アール当たり1万2,000円の交付があるというもので、90アール取組まれるというもので積算をしております。今回が新たな事業ではなくて、これまでも令和4年度まで原西部水田生産組合さんが長年取組まれておられたりということで、かつてから町内での取組はあっております。この取組を、将来にわたって持続可能な農業という中で、有効な取組だというふうに考えておりますので、取り組みたいという方があれば積極的に支援したいというふうに思っております。以上です。

○津川委員長

長谷川委員。

○長谷川委員

要望があればということなんですけれども、農業政策として積極的に町のほうから声をかけていくということはないということなんですか。

○津川委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

お答えいたします。まず、制度の周知ということをしていく必要があるのかなというふうには今、思っているところでもありますので、周知のほうもしながら呼びかけていきたいというふうに思います。

○津川委員長

そのほかございませんか。

前田委員。

○前田委員

80ページをお願いします。一番上の9目農地費の中の電気の負担軽減、電気というか燃料高騰対策ですね。まず、北条水系土地改良区は去年は上げておられますけども、今年ゼロになっている理由を。

○津川委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

お答えいたします。北条水系につきましては、こちらの燃料高騰の積算方法が令和3年度の電気代、それから令和5年度と比較して上がった部分が対象になるということで、こちらは財源が国の重点支援地方交付金を活用する中での要件になっております。その中で、北条水系土地改良区は比較したところが値上がりしてなかったということで計上してないものです。以上です。

○津川委員長

前田委員。

○前田委員

分かりました。そうすると、先にそっちを聞いたのは、次の北条砂丘土地改良区は去年よりも400万円、当初より四百数十万円増えて、逆に大倉土地は去年は93万円で、今回50万円、49万9,000円と、すごく増えたり減ったりしとるもので、大抵こういう高騰対策だったら上がるだったらみんな上がるのかなと、下がるんだったらみんな下がるのかなと思ったら、上がるのと下がるのがこれだけ違うっていうことは、先ほども言われた積算根拠でこの数字が出るとということですか。

○津川委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

お答えいたします。昨年度の積算をどのようにしたかっていうのは、ちょっと今持っていないので分からないんですけども、あくまでも今回の予算につきましては、先ほどの令和3年度と令和5年度の比較という中で算出したものを計上させていただいております。

○津川委員長

前田委員。

○前田委員

持っていないんですけどもっていうことですので……。令和3年度と比較してということと言われるので——、私もそういうものを持ってませんので、ですけども、この数字は、こんなこと言うのもなんですけども、持っとられんって言われたので、正確なんですよね。持っていないって言われるので、余計にもう一回聞きたくなるんですよね。

○津川委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

お答えいたします。昨年度の積算をどのような積算でしとるかっていうのを、また改めてお答えさせていただきます。

○津川委員長

そのほかございませんか。(なし)

そうしますと、次に、6款商工費についての質疑を。

油本委員。

○油本委員

85ページをお願いします。一番上のくくりとといいますか、11節の役務費になります。公共ポイント手数料、この件でお尋ねします。よろしいですか。町長の施政方針の中の9ページの中に子育て支援の充実というコーナーがありまして、その中で出産時のポイント付与ということで上げておられます。昨年3月定例会などで、紙おむつですとか粉ミルクの購入できる加盟店がないという理由で、出産祝い金はポイントではなく現金で支給したほうがベターではないかと私が質問しましたところ、それに対し、答弁、まず中原課長が言われました内容が、町内で子育てする関連商品が購入できることが望ましいとおっしゃいました。一方、町長。内容は、地域の経済循環と活性化のためポイント支給を選んだが、もう少し様子を見て対応するという回答でございました。去年の3月定例会でした。しかしこの1年間、それに対する具体的な報告、何も伺っておりません。この予算を計上されたわけですが、ちょっと唐突感が否定できないものであります。実際に課長はアンケートをされたのか、されたのであれば、どのようなアンケート調査をされたのか、それをお伺いしたいのと、町長は様子を見るからおっしゃいました。何をどのように様子を見られてこの結果に至られたのか、お伺いしたいと思います。

○津川委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

お答えいたします。支給を行っている皆さんには、アンケートを取らせていただいております。受給されてどうだったかというところだったり、あと使い道であったり、あと新たにお店を利用したかどうか、あと経済的支援になったかどうかというようなところでお尋ねをしております。課題につきましては、委員おっしゃるとおり、なかなか使い道、使うお店が少ないというところを以前より御指摘をいただいておりますが、このアンケートの中でもやはりそういった声があったというところで受け止めております。以上です。

○津川委員長

手嶋町長。

○手嶋町長

様子を見るということで、初めての試みでございますので、まだ1回目ということで、まだまだ様子を見る必要はあるなと思います。実際、そんなに例えばおむつとか直接のものでなくても、本来それになくてもはいけないもののほかにも、その分、買えるものはあると思います。そういうところで生活支援ということにつながっていけば、この制度はよい制度になっていくんだろうなという思いがございます。

○津川委員長

油本委員。

○油本委員

まず中原課長、町内でそれをポイントで買えるところが少ないとおっしゃいましたが、私の認識では全くないと思っております。その件に関していかがですか。

○津川委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

物によるかと思えます。ミルクですとかおむつというところであると、確かに委員おっしゃるとおりにならないというような部分になろうかと思えますし、それが子どものための全てということではないので、少ないという要件でさせていただきました。以上です。

○津川委員長

油本委員。

○油本委員

町長も全く同じ答弁を繰り返されておりました。一貫性を感じます。いろいろ検討していただいた上で、すぐに決断を出せとは申し上げませんが、当事者にとって使い勝手のよい、いわゆる現金のほうがいいんじゃないかという声もありますし、新生児に不可欠な紙おむつとか粉ミルク、この加盟店をつくっていただくというのも一つの手かと思えますので、これはお願いし続けるのと、いわゆるしつこいようですけども、この方針、この新生児に対してお祝いという姿勢ですけども、これは町内の消費拡大を重視した結果なのか、それとも、保護者の利便性を言うなれば町内消費拡大の次に置いた結果なのか、お伺いしたい。

○津川委員長

手嶋町長。

○手嶋町長

最初には、やっぱり子育て支援ということで出てくるものでございます。そして、ちょうど令和3年度からほくほくカードを使って町内経済の循環ということで事業を進めているところもありまして、その両方相まって、じゃあどういう支給といいますか、支援がいいのかということで、今回ほくほくカードということであります。実際ほくほくカードが軌道に乗ってどんどんなっていけば、そこから離れて今委員が言われるように、例えば現金でありますとか、また別の方法というのも、これから考える余地はあると思えます。

○津川委員長

油本委員。

○油本委員

最後にしますが、私も正直ほくほくカードさんのこのポイントにはお世話になっております。今の町長の答弁、もう一度私なりに消化させていただきますと、再考の余地はあるというふうに町長はお考えと思っておりますよ。

○津川委員長

手嶋町長。

○手嶋町長

はい、そのとおりです。

○津川委員長

そのほかございませんか。

前田委員。

○前田委員

87ページをお願いします。観光費の中の18節負担金、補助及び交付金の中に、観光協会補助金が877万9,000円とあります。昨年が約1,290万円、課長の説明では仕事量を勘案してということがありましたけども、単純に、イメージ的に言えばコロナが去年から5類になって、令和4年、令和5年、そして令和6年と仕事量が増えているような気もするんですけどね、観光協会としては。なのに、増えたがよいとは言いませんけども、これだけ減ってしまうというのはちょっとなかなか納得ができないものですから、

その理由を教えてくださいたいと思う。

○津川委員長

松本課長。

○松本観光交流課長

御質問に答弁いたしますが、仕事量と言っただけでなく、実績を勘案してということで、実績というのは、簡単に分かりやすく言えば運営費ですね。観光協会につきましては、町の補助金のほかにもグッズの売上げ等もありますので、そうした好調要素も加味して、補助金の金額を今回令和5年度に対して減額して要求させていただいたところであります。以上です。

○津川委員長

そのほかございませんか。

秋山委員。

○秋山委員

85ページのこれ、一番上のところの3行目の公共ポイント手数料550万円というのは、これは、ほくほくカードのポイントをつけるための予算でいいんですかいね、理解は。

○津川委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

お答えいたします。そのとおりです。全公共ポイントの38事業分の予算であります。以上です。

○津川委員長

秋山委員。

○秋山委員

それを令和5年度の当初予算から今回同時に提案されている13号の一般会計補正予算では、227万1,000円の減額予算が提案されているんですけども、令和5年度の現計予算というか、この補正を上げる前でも上げた後でもいいんですけども、現計予算っていうのは、令和5年度の方は幾らになるんですか。

○津川委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

お答えします。この公共ポイント手数料につきましては令和5年度の当初予算としましては725万9,000円であります。以上です。

○津川委員長

秋山委員。

○秋山委員

そうすると、この減額の補正予算を勘案したのが当初予算という理解でよろしいんですか。

○津川委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

そのとおりであります。

○津川委員長

そのほかございませんか。

井川委員。

○井川委員

私1点だけ、今覚えているときだけに言っておきます。86ページ、商工費の2目観光費の12節委託料の下から3つ目、コナン通り除雪委託料でございます。これ、以前聞いた

ときに、いわゆるコナン通りの歩道について除雪をするというふうに聞いたんですけども、これに間違いなかったでしょうか。

○津川委員長

松本課長。

○松本観光交流課長

はい、そのとおりです。

○津川委員長

井川委員。

○井川委員

実際、これも私の地元の由良の方から聞いたんですけども、今年の1月に雪が降ったということで、観光客の方はインバウンドの方もおられて、雪の日でも来られたと。歩道の除雪がしてなくて、皆さんが道のほうを歩いておられたと。ちゃんと予算が組んであるのに、どうして歩道のほうを除雪されないのかなど。これ、決算になっちゃうかもしれないけども、ということで、ちゃんと雪が降ったときには歩道のほうの除雪をお願いしたいということで終わります。

○津川委員長

松本課長。

○松本観光交流課長

ありがとうございます。こちらの歩道についての除雪ですけども、県道の歩道ですの  
で、本来、県がしていただくところで、県から聞いている基準は20センチ以上、歩道の場合ですけども、になった場合には県のほうがするというので、県のほうと情報を交換しながらさせていただいていますので、当然、降雪しているときにはやっております。私もちょっと見えて、1日遅れ、2日遅れに、どうしても人の確保も含めてでな  
ってしまっているなというところもありますので、その辺はまた速やかにできるように検  
討していきたいと思えます。以上です。

○津川委員長

そのほかございませんか。

蓑原委員。

○蓑原委員

87ページをお願いします。観光費のところの使用料及び賃借料のところ、一番上に  
J A F ご当地ナビシステム使用料というのがあります。これ、どういうものかなと思っ  
てちょっと検索したんですけども、共同企画だったりドライブスタンプラリーとか自  
治体の御紹介ページを作るとか、そういう内容があったんですけど、ここ本町において  
は、これはどういう目的でシステムを使っているのでしょうか。

○津川委員長

松本課長。

○松本観光交流課長

ちょっと確認させてください、内容について。

○津川委員長

そのほかございませんか。

斉尾委員。

○斉尾委員

85ページお願いいたします。18節負担金、補助及び交付金のところで、下から2番目  
です。道の駅商品開発等支援事業補助金で300万円計上されております。これは道の駅  
商品開発の支援事業ということでありますけども、行政としてどういうふうに関わって  
いくのかっていうのがちょっといまいちイメージできないんですけど、どういうシステ  
ムといいますかね、例えば農家の方が何か商品を作りたいと思って役場に行けば、相談

に行けば、どのようなプロセスで商品開発につながるような支援になるのか、ちょっとこれをお願いいたします。

○津川委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

お答えいたします。こちらにつきましては、町内の事業者さんであったりとか農業者の皆さんでも、例えば生産組織であったりとかが加工に取り組んで町内の道の駅に出店されることについて、事業費の3分の2、金額上限につきましては30万円を支援するものであります。ですから、生産者の皆さんであったり、あとは町内事業者の皆さんが新たに取り組んで道の駅に出店した場合に支援することによって、新たな販路、稼ぐ場面を後押しするものであります。以上です。

○津川委員長

斉尾委員。

○斉尾委員

そういうところは分かるんですけど、全くノウハウのない農家だったり、店をやっておられる方たちが新たな商品を作りたいっていうときに、行政に相談しても商品できませんよね。だから、行政はその開発業者にちゃんとつなぐような、そういうシステムになっているのかどうかっていうようなこともちょっとお尋ねしたいです。

○津川委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

お答えいたします。この補助金につきましては、商品開発についての補助金であります。今委員がおっしゃられておる生産者の皆さんをつなぐシステムということがありましたけども、生鮮のほうももちろん直売として扱うようになります。そちらにつきましては指定管理者の株式会社TTCがマッチングを行いますので、時期については4月の下旬、4月の中旬だったかな、に行いますので、その場面で内容を聞いていただいて、生産者の皆さん、生鮮を出したいということであれば、そこでのマッチングでつながっていく、出品をしていくということになろうかと思えます。以上です。

○津川委員長

斉尾委員。

○斉尾委員

ちょっと繰り返しになりますけども、例えば私が商品開発をして道の駅に出したいっていうときには、TTCさんのほうのそういう説明会みたいなものに参加してくださいということですか。

○津川委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

そのとおりであります。もちろん町報等でこの説明会のほうは周知させていただきますので、そこでつながっていただいて、出品につなげていただきたいというふうに思っております。生産者の皆さんにとっても事業者の皆さんにとっても恩恵のあるマッチングになると思いますので、こちらのほうを積極的に周知していきたいというふうに思っております。以上です。

○津川委員長

斉尾委員。

○斉尾委員

それで、そういう説明でいろんな方の参加を促していただきたいと思えます。なかなかこの数字だけでは分かりにくいので、ぜひよろしくお願ひしたいなと思っております。

す。

それと、その上の備品購入費のところでは1,240万円が計上されております。これは道の駅の防災倉庫だということで、これについては県の補助がここに半分入っているんだろうと思うんですけど、そういうことでよろしいですか。

○津川委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

今、委員が言われました備品購入費1,240万円につきましては、防災倉庫の棚ということもありますけども、道の駅の運営に必要な机であったりとかロッカーであったりとか、どの事業者が入っても必要不可欠、その施設管理に必要なものの備品の総額であります。県の補助金のほうにつきましては、非常用発電施設、それから、防災倉庫の建屋を想定して補助金を受けるように準備をしております。以上です。

○津川委員長

斉尾委員。

○斉尾委員

そうすると、ここには県の予算は入っていないということだと思います。倉庫っていうんですから、よく道の駅なんか見るとコンテナみたいなのが置いてあるんですけども、ああいうイメージでよろしいんですかね。

○津川委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

今言われたようなコンテナではなくて、きちんと建築をした建屋であります。

○津川委員長

そのほかございませんか。(なし)

次に、7款土木費について質疑を受けます。

油本委員。

○油本委員

91ページをお願いします。よろしいでしょうか。上のくぐりの18節、3項1目18節の、こちら一番下の弓原浜対策活動費負担金、これ、10万円掲載されております。こちら昨年度、いわゆる令和5年の当初予算が60万円でした。また、その前の令和4年、またこれ10万円なんですよね。10万円、60万円、10万円となっております。このもちろん増減の原因及び事業内容の説明をちょっとお願いいたします。

○津川委員長

手嶋課長。

○手嶋地域整備課長

まず、弓原浜活動費負担金ですけれども、これにつきましては委員の皆様もある程度御承知だと思いますけれども、沈下対策として地元に対しましては、県だけではなくて町のほうもいわゆる弓原浜の活動を支援して、いわゆる地域の活性化を図っていただくための負担金ということで、毎年10万円の負担金を計上させていただいて、お支払いをさせていただいて、地元の活動に使っていただくという形にさせていただいているものであります。昨年60万円だった予算につきましては、いわゆる沈下の収束が近づいているということであったりとか、それから、いわゆる最後の1回目の工損補償を全ての対象の方が弓原浜地区におきまして承諾をされましたということがございまして、それらの収束に向けた何らかの記念碑的なものを造ろうということで50万円を計上し、地元では最後の要望となっております親水公園といいますか、いわゆる放水路の左岸側に公園化を進めておられましたので、それらの完成を見込んで石碑を寄贈するという形で、50万円の計上をさせていただいたものでございます。

○津川委員長  
油本委員。

○油本委員

左岸と今おっしゃいました。いわゆる放水路西側ということでございますね。(発言する者あり) はい、結構です。今、事業内容を伺いました。直近のデータを伺いましたら、年間約5ミリから多くても10ミリというふうに伺っております。町長の施政方針の中にも収束に向かっているということがございます。ということは、近い将来、この項目自体がもう廃目になる、なればいいなというようなことではございませんか、伺います。

○津川委員長  
手嶋課長。

○手嶋地域整備課長

お答えいたします。現在、沈下につきましては、毎年といえますか、毎月ボーリングをしながら調査を継続しておりますけれども、沈下速度が随分落ちてきているということはお聞きしております、沈下につきましては収束が間近ではないかという予測は立てられますけれども、あくまでもこれにつきましては鳥大の先生の御意見を伺いながら、実際に沈下の収束宣言をするかというタイミングを計っているところでございます。

これら先ほど申し上げました負担金については、委員仰せのとおり、収束し地元が正常化してくれば、負担金として御負担してきたものについては、ある程度こちらのほうも御負担するのをやめていくという方向性は考えられるんですが、これもあくまでも収束宣言が出て、さらには地元との意見交換をさせていただいたり、地元の意向などを確認しながら、これは進めていくものだというふうに考えておまして、今、早急にこれをやめるというような判断での話というのは、ちょっと今、まだ早急なのかなというふうに思っております。

○津川委員長  
油本委員。

○油本委員

最後にしますが、今本当おっしゃいましたように、表面上といえますか、地下の話ですけれども、収束傾向に向かっている、これはもう認識をお互いにされていると思います。最後おっしゃいましたように、くれぐれも地元の方たちとの会話を大事にさせていただいて、これからもコンスタントにそういうコンタクトは取っていただきたいと思います。最後に一言お願いします。

○津川委員長  
手嶋課長。

○手嶋地域整備課長

まさに委員のおっしゃられたとおり、この問題につきましてはしっかりと地元の方と意見調整を図りながら進めていく、課題解決していく問題だというふうに考えておりますので、くれぐれも慎重にかつ地元の意見を大事にしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○津川委員長  
そのほかございませんか。  
前田委員。

○前田委員

91ページをお願いします。一番下にある10目の県営栄第1団地用途廃止事業費、この中身、ここに県の負担金として分筆登記負担金30万3,000円とあります。今年のごとの説明を聞くと、県営住宅の耐用年数をもって県から移管を受け、用途廃止し、既存入

居者への譲渡を予定する。譲渡に向けて県が実施する土地の区画割り等の費用の一部を負担するとあります。

まずお聞きしたいのは、これは当然、県の土地で、県の建物だと思っんですけども、土地は北栄町なのかもしれないんですけども、まずこの売却益等はどこに入るんですか。

○津川委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

用地の移管を受けたということですので、町が全て所管することになりますので、売却益が出た場合は町ということになります。

○津川委員長

前田委員。

○前田委員

そうすると、土地等を売ったお金は町に入るので、そのうちの一部の県の負担を町がしましうっていいんですか、町の負担。

○津川委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

おっしゃるように、県営住宅をそこに住まわられている方が引き続き譲渡を受けて住み続けたいという話になったときには、県の制度として、町に一度移管をしなくちゃいけないということがルール上決まっているということで、移管を受けているということです。そういうやり方の中で、制度的に県が負担する部分と町が負担する部分が、町民が住んでいるということもありまして、県と町の中でそういう役割分担が決まっているというふうに御理解いただければと思います。

○津川委員長

前田委員。

○前田委員

分かりました。県営住宅なので、町の負担分があるのはどうなのかっていうのはちょっとあったので、理由をお聞きしたんですが、昨日の行政報告会でも、こうやって用途廃止だということになってるんですけども、募集準備中って出てたんですね。あれ、募集するんだと思って今日お聞きしようかなと思ったんですけども、栄第2団地もありますし、結局、今後のスケジュールですよ。この栄第1団地をいつ用途廃止して売却するのか、それが決まっているのになぜ募集準備をしているのかっていうのが、これは予算には募集準備のことは関係ないのであれですけども、それを見たので、あれ、用途廃止するのにどうしてなのかっていうのもあるので、今後のスケジュールを教えてください。

○津川委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

まず、入居募集については用途廃止するまでの期間でよければ入所してくださいということでの募集で、条件付になっているということで御回答させてください。スケジュールにつきましては、令和6年度、7年度、この2年間で譲渡に対しての手続を終えて、令和7年度末に譲渡をするというような予定で進んでおります。

○津川委員長

そのほかございませんか。

蓑原委員。

○蓑原委員

90ページお願いします。2目道路新設改良費の14節の工事請負費の通学路安全対策工

事請負費ですが、ここの部分は名前のおり子どもたちの安全性の向上を図るためのものですが、事業費のほうは少し500万円ほど減ってるんですが、これは対象の箇所が減ったのか、予算を下げられているのか、そこの辺をお聞かせください。

○津川委員長

手嶋課長。

○手嶋地域整備課長

お答えいたします。まず、対象は減っておりません。いわゆる交通安全対策の協議会の中で話をさせていただいた中身のものについては、全て対応として上げさせていただいています。

事業費の増減が起こったのは、昨年度はどちらかというと工事費のほうが多かった、に対して、今回は、今年のしごとの56ページ見ていただいたら分かるんですけど、測量ですとか設計だとかっていったほうが圧倒的に多い関係があって、どうしても事業費自体が少なかったということでありまして、対象事業等を減らしているというような内容ではございません。

○津川委員長

蓑原委員。

○蓑原委員

測量設計だけだとやっぱり子どもたちの通学路の改良にはちょっと至らないのかなと思うんですけども、工事という名前のおり、安全対策としての対応をお願いしたいんですけど、その点いかがでしょうか。

○津川委員長

手嶋課長。

○手嶋地域整備課長

お答えいたします。工事の流れそのものは、やはり測量ですとか、設計ですとかっていうことをした上で、しっかりとその事業費、これはあくまでも国の事業ですから、ある程度きちっとした、ある程度という言い方は失礼ですけど、基準に沿ったきちっとした設計というのが必要になってきます。それに対して事業を行うことで交付金というのが頂ける関係があって、やはり測量、設計、それから工事にかかっていくっていうことが時間的時系列の経過の中では必要な手順でございますので、どうしてもその手順の中でこういう事業費の増減が行われますけれども、この測量が終わり、設計が終われば、続いて、次は来年度以降工事っていうような形の流れになっていくものですので、決してこれを、例えば工事をしないで手抜きをしているというようなことではございませんので、その辺りは少し御理解いただければというふうに考えております。

○津川委員長

蓑原委員。

○蓑原委員

説明ありがとうございます。通学路の安全が保てますように、よろしくお願ひしたいと思います。

○津川委員長

そのほかございませんか。

しばらく休憩します。

(14:27~14:41) 【休憩】

○津川委員長

休憩前に引き続き再開します。

先ほどの答弁保留の回答をいただきます。

清水課長。

○清水産業振興課長

それでは、前田委員の質問で答弁保留がありましたのでお答えいたします。

ページが80ページの上段ですね、土地改良区の電気代の補助金であります。こちらにつきまして、令和6年度の当初予算においては、各改良区の電気代、令和3年度分と令和5年度分の比較ということからの算出ということの説明申し上げました。令和5年度の当初の金額につきましては積算根拠が違いまして、その積算方法とは、原油や天然ガスの価格、平均燃料価格を燃料費調整額として国が定めるものがありまして、これを各改良区の電気代に当て込みまして、高騰分、燃料費調整額を基に算出して計上をさせていただいたとったということで、算出方法が令和5年度の当初と令和6年度の当初は違うということで金額の違いがっております。以上です。

○津川委員長

前田委員。

○前田委員

ちょっと理解が違ったらと思いますけども、令和5年の当初は、先ほど言われたように電気以外もっていうところかもしれません。今回の令和6年の当初は、なら、そういう電気以外の灯油とか、そういうのも全部含めての計算ではないということですよ。去年はそういうのも入れての全部の計算だったけど、今回の計算は前の令和3年から令和5年の計算を基にっていうのがちょっといま一つね——、最初の説明とちょっとずつ変わってきて理解ができないんですけども、単純に、今回の971万円と49万9,000円というのの算出根拠をもう一度教えていただけたらと。

○津川委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

改めて説明をいたします。令和6年度の算出方法なんですけども、令和3年度と令和5年度の電気代の比較で、高騰した部分を計上させていただいておるところであります。電気代であります。

○津川委員長

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、引き続き答弁保留。

松本課長。

○松本観光交流課長

そうしましたら、蓑原委員の御質問に対して答弁保留がありましたので、答弁をさせていただきます。

ページは87ページをお願いします。6款1項2目観光費の13節使用料及び賃借料の説明欄一番上のJAFご当地ナビシステムの使用料、これがどういうものかといったことですが、こちらにつきましては、JAFが運営していますJAFナビというホームページがありますが、そこに御当地情報があるんですが、その御当地情報に北栄町の情報を掲載するためのシステム使用料でございます。以上です。

○津川委員長

蓑原委員。

○蓑原委員

私もそこをクリックしてみたんですけど、出ないので、また後でちゃんと出ているか確認していただけたらと。

○津川委員長

松本課長。

○松本観光交流課長

先ほど私もやってみましたけど、きちんと表示されましたので、またやってみてください。すみません、よろしくお願いします。

○津川委員長

それでは、土木費の質疑に戻ります。ございませんか。(なし)

次に、8款消防費について質疑をお受けします。(なし)

次に、9款教育費について質疑を求めます。

中山委員。

○中山委員

96ページをお願いします。教育費、事務局費の14節工事請負費の中に大栄小学校大規模改造工事請負費46億円があるんですけども、長寿命化ということだと思えるんですけども、説明の中では防水、それから外壁、内壁ということだったんですけども、もう少し具体的に、どの部分というところをお聞きすることはできますか。

○津川委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

どの部分かと言われますと、全体となってしまいますので、なかなか説明はしにくいかと思っておりますけれども、校舎全体ということでよろしいでしょうか。

○津川委員長

中山委員。

○中山委員

校舎に当たる建物が2つありますけど、それを全部ついでという捉えでいいんでしょうか。

○津川委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

内装もあるんですけども、全体、教室棟、管理棟、両方でございます。

○津川委員長

中山委員。

○中山委員

今回これ、かなりな金額だと思うんですけども、来年度また追加でとか、そういうことはなく、これで一旦終わる金額になっているんでしょうか。

○津川委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

設計で必要な箇所、学校のほうとも聞き取りをしながら、ここを直していくっていうことを確認をしておりますので、今回のこの金額、来年度の中で一応そこは完結したいと思っております。以上です。

○津川委員長

そのほか。

前田委員。

○前田委員

まず、100ページをお願いします。100ページの小学校費の中の12節委託料の大栄小プール改築工事設計委託料の件です。大プールと更衣室をこのたび改修される予定で設計の金額を上げておられるんですけども、やっぱりやるんだったら一遍にっていうのがどうしてもあるので、今回、大プールと更衣室以外は比較的新しいとは聞いてるんですけども、大プールと更衣室だけを大規模改修すれば、もう今後、当分の間は大栄小学校のプールに関しては改修するようなところはないっていうふうに思っているんでしょうか。

○津川委員長  
中原課長。

○中原教育総務課長

小学校、プールが、大という表現にすると、大プールと小プールがあります。それに付随して更衣室があります。小プールのほうがどうなのかというような意味も含んでの御質問かと思いますが、児童数が減少していく中で、本当に大プールと小プール、2つ要るのかというようなところも議論をさせていただいております。今回の当初予算ではその設計を行う業務でありますので、小プールを含めたところで、どういった在り方がいいのかというところを設計の中で出させていただいて、また事業費については提案をさせていただきたいと考えております。以上です。

○津川委員長  
前田委員。

○前田委員

お願いします。また後でやっぱりプラスになっていく、プラスになっていくっていうと余計なお金になっていくので、ぜひそういうところも検討を一緒にさせていただいて進めていただきたいと思います。

次に、111ページをお願いします。これは、4項社会教育費の中の12節委託料の中で、大栄分館指定管理委託料というのがあります。今年は1,539万1,000円ということで、去年よりも、去年が1,270万円ですから、二百五、六十万円上がってるんですけども、その理由、250万円は大きいので。

○津川委員長  
渡辺館長。

○渡辺中央公民館長

私のほうからお答えさせていただきます。まちづくりネットへの指定管理委託料として計上している分ですけれども、前年に比べまして266万6,000円増となっております。主な理由としましては、人件費の増でございます。まちづくりネットの職員の人件費は、町の会計年度任用職員の水準に準拠しておりますけれども、これが3人分で160万円。あとの要因としましては、昨年度まで消費税を補償、補填及び賠償金の項目で計上しておりましたが、今年度、町の定期監査、監査員の指摘によりまして、委託料に計上すべきということがございましたので、今年度、委託料に消費税相当として63万円を計上していると、それが主な要因でございます。以上です。

○津川委員長  
前田委員。

○前田委員

分かりました。

次に、お伺いします、117ページです。5項の保健体育費の中の18節負担金、補助及び交付金ということで、その中の一番下に全国高校総体負担金1万8,000円、少ない額ですけども、今年はインターハイは九州です。来年は岡山がメイン会場であるみたいなんですけども、当然去年まではなかったんですけども、今年、1万8,000円ですけども、上げておられる理由は何でしょうか。

○津川委員長  
前田課長。

○前田生涯学習課長

令和7年度に鳥取県で全国高校総体のほうが来るようになっております。北栄町については、自転車競技のほうがロードのほうで該当、西高尾のところっていうか、栄地区を通るということでルートになっております。その関係で、倉吉市とうちのほうで負担割合とかを相談させていただきまして、令和6年度から実行委員会のほうが立ち上がり

ますので、準備委員会のほうが立ち上がりますので、それに対する負担金ということで算出した金額となっております。以上です。

○津川委員長

そのほかございませんか。

井川委員。

○井川委員

私、1点だけ質問させていただきます。同じく117ページ、保健体育費の18節のねんりんピック北栄町実行委員会負担金の件でございます。説明のときに、ソフトテニスに係る経費総額933万3,000円のうち、北栄町負担分として、実行委員会に396万1,000円を計上したというふうに説明がございました。まず、933万円のソフトテニス総係費っていうのは、このソフトテニスは北栄町だけでなく米子市と日野町でしたかね、いわゆる3市町で行われますけども、ソフトテニスの経費、3市町合わせて933万3,000円で、そのうち北栄町負担分が396万1,000円だということで理解してよろしいでしょうか。

○津川委員長

前田課長。

○前田生涯学習課長

こちらの金額については、先ほどおっしゃったように、ソフトテニス交流大会については3市町でやるようにしております。この933万2,000円っていうのは北栄町の開催経費でございます。北栄町だけで933万円ほどかかりますが、そのうちの相違の部分についてのほうは、県のほうの補助金で賄われるということになっております。以上です。

○津川委員長

井川委員。

○井川委員

じゃあ、残りの例えば540万円ですかね、これは歳入のほうで入ってくるということよろしいですかね。

○津川委員長

前田課長。

○前田生涯学習課長

すみません、説明のほうがうまくいっておりませんでしたでしょうか。北栄町実行委員会に、933万円の全体の予算の中で、537万2,000円は県から入ってくる、それから北栄町から396万円を出して、930万円の予算の中で北栄町の大会をするという形になります。以上です。

○津川委員長

井川委員。

○井川委員

そうしますとね、例えば930万円、これは、あとの570万円ですかね、あれはどこの科目で支出されるんですか。

○津川委員長

前田課長。

○前田生涯学習課長

530万円については、ねんりんピックの北栄町実行委員会の予算の中に県から直接入ってくる形になります。町の会計は通しません。以上です。

○津川委員長

井川委員。

○井川委員

分かりました。例えば、その933万円で大会運営費とか、のぼり旗などの関係、装飾関係っていういなったかな、そういう経費を、で、実際、大会運営費っていうのは幾らぐ

らいになるんですか。あわせて、あとまた関係装飾、のぼり旗とか、そういうのは大体どのぐらい経費を見ておられますか。

○津川委員長

前田課長。

○前田生涯学習課長

管理運営費を95万円程度、それから歓迎装飾品に60万円程度、交流大会開催費としまして778万円程度を見込んでおります。

○井川委員

結構です。

○津川委員長

そのほかございませんか。(なし)

次に、10款公債費及び12款予備費についての質疑を受けます。(なし)

最後に、再度、一般会計全般にわたっての質疑を受けます。ございませんか。よろしいでしょうか。(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で本案に対する質疑を終わります。

## (2) 議案第5号 令和6年度北栄町国民健康保険事業特別会計予算

○津川委員長

次に議案第5号、令和6年度北栄町国民健康保険事業特別会計予算に対する質疑を行います。ございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で本案に対する質疑を終わります。

## (3) 議案第6号 令和6年度北栄町介護保険事業特別会計予算

○津川委員長

次に議案第6号、令和6年度北栄町介護保険事業特別会計予算を議題とし、これより本案に対する質疑を行います。

質疑がありませんので、以上で本案に対する質疑を終わります。

## (4) 議案第7号 令和6年度北栄町農業集落排水事業特別会計予算

○津川委員長

次に議案第7号、令和6年度北栄町農業集落排水事業特別会計予算に対する質疑を行います。

質疑がありませんので、以上で本案に対する質疑を終わります。

## (5) 議案第8号 令和6年度北栄町栄財産区特別会計予算

○津川委員長

次に議案第8号、令和6年度北栄町栄財産区特別会計予算に対する質疑を行います。

質疑がありませんので、本案に対する質疑を終わります。

## (6) 議案第9号 令和6年度北栄町大栄歴史文化学習館特別会計予算

○津川委員長

次に議案第9号、令和6年度北栄町大栄歴史文化学習館特別会計予算に対する質疑を行います。

前田委員。

○前田委員

6ページをお願いします。歳出の中で一般管理費の中に10節需用費があります。ここに燃料費3万円と計上してありますけども、この燃料費、去年まではなかったようです

が、燃料費って何の燃料費でありますか。

○津川委員長

松本課長。

○松本観光交流課長

こちらにつきましては、出張時に、今、館長のほうが県外の旅行会社のほうを訪問しながら営業を行っております。そのときに現地でのレンタカーを借りたりしているわけですが、そちらのレンタカーに係る燃料費でございます。以上です。

○津川委員長

前田委員。

○前田委員

今年初めて計上されている、去年まではどういうふう処理されておられたか。

○津川委員長

松本課長。

○松本観光交流課長

今年度につきましては、予算の中で流用してやらせていただきましたので……。実態が分かってきましたので、改めて令和6年度の当初予算から予算計上させていただいたものです。以上です。

○津川委員長

前田委員。

○前田委員

ちょっと最初が分からなかったですけど、去年まではどこに計上しておられたっていうことですか。

○津川委員長

松本課長。

○松本観光交流課長

令和5年度までは計上しておりませんでしたので、そういったレンタカーというものを想定しなかったんですが、実際に運用してみましたら、現地でのレンタカー費用ですとか、あと、それに対する燃料費が出てきましたので、それについては、令和5年度につきましては流用で対応させていただきました。

○津川委員長

前田委員。

○前田委員

次に、その下の役務費です。広告料とあります。これも毎年のように聞いてるんですけども、去年よりも非常に、3倍近い数字の広告料になっています。コロナ明けになって広告料も必要なのは分かるんですけども、まず、どういう広告を考えておられるのか、広告料ということで。

○津川委員長

松本課長。

○松本観光交流課長

すみません、これ説明のときに抜けてたかなと思います。広告料につきましては、30周年記念展の説明をしたときに、テレビCM料が550万円というような説明をさせていただきましたが、この広告料のうちの550万円につきましては、30周年展覧会のテレビCM料でございます。また残りにつきましては、通常の広告ということで御理解いただければと思います。以上です。

○津川委員長

前田委員。

○前田委員

その下の委託料のところでも聞こうと思ったんですけど、ここにCM制作委託料っていうことで88万円。なので、このCMを88万円で作成をして、952万5,000円でテレビにそのCMを、この全額ではないんですけど、952万5,000円のうちの数百万円をテレビを使ってCMを流すと。ちなみに、前のときはサンテレビだっということでお聞きしたんですけど、今回はどういうテレビ局に流される予定ですか。

○津川委員長

松本課長。

○松本観光交流課長

制作と広告料については前田委員が御説明していただいたとおりで、12節のCM制作委託料で制作をして、11節の広告料で、550万円の中でテレビCMを行うというもので間違いございません。また、じゃあどういったところかということは、今のところまだ検討段階ですので決まっておきませんが、例えば名探偵コナンのアニメの前後とか、そういったところでできれば一番いいのかなというふうには考えているところですよ。

○津川委員長

前田委員。

○前田委員

確かにそれが一番いいんですけど、前にそうしようとしたときに、某有名テレビ局、テレビ局の名前を言っているのかどうか分からないので控えますけども、非常に高額だと。でも、さっき言っちゃいましたので——、高額なので、ちょっと安いサンテレビにしたということだったんです。その非常に高いと思われるところに、この予算でいけるんだらうなっていうことの見積りを取っとられるのかっていうことをお聞きしたいと思います。

○津川委員長

松本課長。

○松本観光交流課長

お答えします。こちらにつきましては、見積りを取った上で要求させていただいた金額でございます。以上です。

○津川委員長

そのほかございませんか。

井川委員。

○井川委員

すみません、1点お願いいたします。一般管理費の13節。

○津川委員長

ページ数を。

○井川委員

7ページのキャラクター使用料1,075万4,000円組んでありますけども、これは小学館に払う料金ということでよろしいでしょうか。

○津川委員長

松本課長。

○松本観光交流課長

御質問にお答えします。こちらにつきましては、正確には小学館ではなくって、小学館集英社プロダクションでございます。別会社でございますので、というところと、そうでございます。また、そちらに支払うお金でございます。また、増額しているのは、入場料のほうも増額しておりますので、それに沿った形のキャラクター使用料の支払いになりますので、増額しているものでございます。以上です。

○津川委員長

井川委員。

○井川委員

失礼しました。省略しちゃったもので、申し訳ございませんでした。

先ほど言われましたけども、いわゆるこれは入場料が増えれば払うお金も増えるということで、それで、たくさん入ってくればたくさんお金を払いますよと。これって、ざっと見ましても約12%、入場料に対して。ちゃんとそういう契約になって、何%か知りませんが、入場料の何%というのはもう決まっていますでしょうかね。

○津川委員長

松本課長。

○松本観光交流課長

お答えします。このキャラクター使用料につきましては、今、井川委員おっしゃったとおりで、契約の中で入場料、例えば大人であれば700円ですけども、それに対して何%という契約をしております。また、細かい話しですけども、それだけではなくって、作ったノベルティーに対しても作成料に対して数%というような形で、契約の中で決まった金額をお支払いしているものです。以上です。

○津川委員長

そのほかございませんか。

質疑がありませんので、以上で本案に対する質疑を終わります。

#### (7) 議案第10号 令和6年度北栄町後期高齢者医療事業特別会計予算

○津川委員長

次に議案第10号、令和6年度北栄町後期高齢者医療事業特別会計予算を議題とし、これより本案に対する質疑を行います。

秋山委員

○秋山委員

7ページをお願いします。総務費の徴収費なんですけども、これが前年度予算に比べて44万1,000円、たくさん増えてるんですけども、国保だとか介護と併せて、この徴収費の算出根拠というか、なぜこれだけ増えたのかっていうのをちょっと聞かせていただけないか。

○津川委員長

吉岡課長。

○吉岡健康推進課長

説明のときにも申し上げましたけども、今年度は国のほうで納付書の様式が変更になります。具体的にはQRコードが対応したり、様式も大きくなったりということで、これが県内で印刷ができないということで、県外の業者に発注するというので、その見積りを徴収した結果、67万円という金額になったものです。

○津川委員長

秋山委員。

○秋山委員

もう質疑は過ぎてしまってるんですけども、国保とか介護の徴収費についても同じことなんですか。

○津川委員長

吉岡課長。

○吉岡健康推進課長

全てを承知しているわけではないんですけども、そのようになっております。

○津川委員長

そのほかございませんか。

以上で本案に対する質疑を終わります。

**(8) 議案第11号 令和6年度北栄町水道事業会計予算**

○津川委員長

次に議案第11号、令和6年度北栄町水道事業会計予算に対する質疑を行います。ございませんか。

質疑がありませんので、本案に対する質疑を終わります。

**(9) 議案第12号 令和6年度北栄町下水道事業会計予算**

○津川委員長

次に議案第12号、令和6年度北栄町下水道事業会計予算に対する質疑を行います。秋山委員。

○秋山委員

19ページをお願いします。今回が初めてだと思うんですけども、セグメント情報という項目だとかページがあるんですけども、このセグメント情報を設けられた理由みたいなものを教えてください。

○津川委員長

手嶋課長。

○手嶋地域整備課長

お答えいたします。このセグメント情報につきましては、18ページからの注記事項の中にセグメント報告として上げる内容として記載しておりますけれども、上げる内容等については、下水道の指針といいますか、会計の方針といいますか、基準がありますので、そちらのほうに従って掲載させていただいたという内容となっております。

○津川委員長

秋山委員。

○秋山委員

令和6年度はこの合併処理浄化槽事業が加わってくるんですけども、今度令和8年度は農業集落排水事業が加わってくるんですけども、この扱いは決まっているのでしょうか。

○津川委員長

手嶋課長。

○手嶋地域整備課長

お答えいたします。農業集落排水につきましては、もう本当に完全に下水道として統合してしまいますので、会計上の中では、このようにセグメントとして残ることはございません。ですので、会計として規模がそれだけの分だけ、管路の延長であるとか、それに対する費用であるとかっていったものが全て膨らむという形のイメージで置いていただければと思います。

○津川委員長

秋山委員。

○秋山委員

そしたら、農業集落排水事業については、公共下水道事業会計の欄の中に含まれてくるといふふうに理解してよろしいですか。

○津川委員長

手嶋課長。

○手嶋地域整備課長

はい、そのとおりです。

○津川委員長

秋山委員。

○秋山委員

真ん中のこの表で営業収益からずっと項目が並んでるんですけども、ここの項目については、何か決まりというようなものがあるんでしょうか。というのは、上からいくと3番目に営業損益、その次に経常損益ってあるんですけども、マイナス5億円ぐらいのものがプラスで1億3,000万円に変わっていくっていうか、そういうふうになるんですよ。この間に営業外収益、営業外費用という億単位のお金が動いていると思うんですけども、この辺の情報がないと、この表を見るちょっと価値が薄れるんじゃないかと思うんですけども、そういうルールがなければそういう項目を入れたほうがいいと思うし、ルールがあってこういう予算書、決算書に情報提供する内容がこれでいいのであれば、仕方がないかなっていう部分もあるんですけども、その辺について。

○津川委員長

手嶋課長。

○手嶋地域整備課長

お答えいたします。これについては、ある程度の一定のルールに沿って記載をさせていただいております。先ほど言いましたように、公営企業会計の会計報告をする際にこうした統合の際のセグメントとして載せる記載方法としては、この程度という言い方は悪いですけども、この情報で足りるというようなことで示されているものがありますので、そのとおりに記載したものでございます。委員おっしゃられるとおり、確かに営業外費用ですとか、営業外収益といったものがどのように動くのかということをつぶさにセグメントで見るとは、ある程度大事ではあるかと思いますが、全体的な金額の動きは、いわゆるキャッシュフローでの動きですとか、それから貸借対照表で全体的な流れの中でお読み取りいただければというふうに考えておるところでございます。

○津川委員長

秋山委員。

○秋山委員

この中に営業外収益のところには他会計繰入金、一般会計からの繰入金、それから長期前受金の戻入れ、この2つが大きいんですよ、この会計の決算を見るには。その情報が欠けているっていうのは、優先順位の高い情報が抜けた情報提供になってるんですよ。だから、その辺が許されるのであれば、この他会計繰入金っていうのと長期前受金の戻入れっていう項目が入るような情報提供にしてもらいたいと思うんですけども。

○津川委員長

手嶋課長。

○手嶋地域整備課長

決して出しては駄目だというものではございません。先ほど言いましたように、この程度の最低の情報として載せることがふさわしいということで指針が示されておるものでございますけれども、委員おっしゃられたように、重要な情報で載せてほしいというものがあれば、ちょっと検討させていただいて、また今年度というわけにはなりませんけれども、来年度以降ですね、こうした会計の中で出せるものを精査をして、出せるかどうかというところを判断をして、情報として提供できるようにしたいというふうに考えます。

○津川委員長

そのほかございませんか。

以上で本案に対する質疑は終わります。

(10) 議案第13号 令和6年度北栄町風力発電事業会計予算

○津川委員長

次に議案第13号、令和6年度北栄町風力発電事業会計予算に対する質疑に入ります。  
ここで、担当課長から資料の説明があります。

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

定例会の本会議のフォルダーの中に入っております、全員協議会の補足として予算説明資料をお示ししました。それを少しこの場で簡単に説明をさせていただけないでしょうか。お手元、大丈夫でしょうか。(発言する者あり) 1-3です。すみません、1-3【議案第13号 参考資料】。(発言する者あり) 本会議のフォルダーです、定例会のほうの。

そうしますと、説明を始めさせていただきます。予算書15ページ、支出、1款1項1目風力発電費の20節委託料の中にあります撤去事業、実施設計の委託料についての関連資料として説明をさせていただきます。

北条砂丘風力発電所の譲渡検討の流れということで、図を示させていただきました。令和5年12月に複数の事業者から譲渡希望がありました。これを踏まえまして、令和6年の1月から、希望された事業者に風車調査に対する調査をされますかと、希望だけ出されても、今の風車の状況等を調査される必要があるんじゃないですかということ、調査の希望を確認しましたところ、2社が希望を出されました。現在、風車の各種データの提供をして、そのデータを分析、そして現地調査を行っておられるところです。ここからがどういうふうに流れていくかということの説明になります。まず、調査をされて、右側になりますが、譲渡の希望はしましたが、譲渡をしませんよということであれば撤去に向かいますので、実施設計に入りたいということになります。調査をされて、左側になりますが、引き続き譲渡を希望していきますよということで報告が3月末にありますので、その報告を受けた上で、町のほうがこの報告の内容によって譲渡の希望を受けませんという判断をした場合は撤去へ向かいます。譲渡の希望の報告を受けて、もう少し話をしっかり聞いてみましょうという話になりますと、そこ、4月、5月の左側になりますが、事業者のほうに譲渡案の提案を求めます。この提案を受けまして、6月ぐらいになると思いますが、6月に町がこの提案を受けない、選定しないということになれば撤去に進みます。提案を受けるということになると、7月から、次の下の矢印になりますが、来年の2月ぐらいまでの期間、条件、こちらがこういうことをしっかり整理されなくてははいけませんよということをお示ししていることをクリアされなくてははいけませんので、その手続が進むということになります。その主な条件は、下にあります、上空占用(地権者)・関係者への説明、送電線利用調整、安全に関する自治体との協議、新規計画事業者との協議などなどがありますので、そういうことがしっかり調整ができるかどうか様子を見守っていくということになります。結果、この条件の調整ができなかった場合は撤去に向かいますし、条件が調整された場合は譲渡の決定ということで、令和6年度中に判断をしていきたいというふうに考えております。この全体の流れの中で、もう1点だけ付け加えさせていただきたいのが下の二重丸ですが、譲渡提案が一部の風車であった場合、要は9基ありますので、そのうちの一部の風車だけ譲渡希望が出る可能性もないわけではありませぬので、全く今、そういう話は分からない状態にありますので、一部の風車だけを希望される場合は残った風車の撤去はしなくてははいけないということで、実施設計が必要になるという状況にあります。こういう進め方の中で、予算の説明の中でも申し上げましたが、実施設計などに入る場合など特徴的なことがある場合は、議会のほうには事前に、あるいは特徴的なことが起きたことを報告をするということをお願いいたします。この判断につきましては、町が方針と示しておりますように、町としましては収支が合わない、赤字という判断をした中で撤去をしておりますので、そこをどういうふうにかちんと対応されるのかということと、安全運転、撤去実施は大前提で、そういう提案が出てきて検討ができるというふうに思っておりますので、

そういうことも含めて御説明させていただきました。

以上で補足の説明を終わります。

○津川委員長

そうしますと、ただいまより議案第13号についての質疑を受けます。

油本委員。

○油本委員

御丁寧な資料、ありがとうございます。これは前回の予算説明会で、私がちょっと分かりにくいといったことを申し上げました資料の改良版だと思っていきたいと思います、ということで、ちょっと質問させていただきますね。

まず、15ページが一番下に計上されました委託料、いわゆる撤去業務委託料8,800万円ということでございます。今言われましたように、いろんなファクターが絡み合っていて、私、これに賛成することを今迷っている立場ということで質問していることを前提とさせていただきます。ですから、今日の執行部の皆様の回答により判断が左右されますので、御承知おきください。まず申し上げますが、この8,800万円、かなりの金額かと思えます。おおよそ1基の解体価格に近い金額だと思うんですが、まず、これの積算根拠をお伺いします。

○津川委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

設計であります。現在のところ、風車施設の撤去の件と施設の詳細、ヤード造成を一一、ヤードというのは、撤去する場合に必要な場所をヤードといいます、そこを確保したり造成したりする設計、それから仮道が必要な可能性もあるので、そういうことに対する設計、そして自営線等の撤去、それからそういうことに伴う測量、それから補償的なことも可能性があるのではないかとということで、そういうことを全てやるために最大かかるであろう額として積算しております。

○津川委員長

油本委員。

○油本委員

ちょっとはつきり聞き取れなくて、ヤードですとか、何か仮道ですとか、補償とか言われました。これ、補償というのは何の補償ですか。

○津川委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

補償が発生する場合は、例えば撤去をする場合に、風車のある場所で例えば事業をされている場合でしたら、その事業を一時的に停止する場合があります。また、特に畑とかが多いですので、農業であれば、畑地をヤードとして、作業場として貸していただいたり、工事で止まる場合は、その農産物に対する補償等も可能性としてあるというふうに考えております。

○津川委員長

油本委員。

○油本委員

本題に入りますけども、今年の1月の行政報告会から民間事業者への風車の譲渡問題、譲渡の話が出ております。一昨日、同僚議員の一般質問をライブ中継で見られていた町民の方から早速連絡が、これ複数あったんですよ、私のほうに。手嶋町長の場合、一貫して就任以来、風車撤去の方針を明言されておられましたわけですけども、今回の一般質問に対する同僚議員の質問、答弁の中でちょっと不安を覚えたということなんですよね。いわゆる風車のあるところの住民の方、1号基から9号基までの住民の方の中

で、およそまた関係者の方々が、ちょっといわゆる譲渡となるとどういうところに行くんだらうということで疑心暗鬼になって、どんな会社に行くんだ、どんな会社に行くんだみたいに、何かうわさが独り歩きしているようなことか、何か、意見が出始めているということを言われてました。今もライブ中継を御覧になっているかもしれませんが、それに関しましてちょっと伺いますが、譲渡を申し入れておられる業者、どこの業者なんですか。どの業者か、お伺いします。

○津川委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

まだ言う時期ではないというふうに考えています。というのが、本当に町としましては、譲渡を希望されて、それに対して調査とかいろいろしっかりして、本当に譲渡にふさわしいものかどうかということを確認していただいた上で、もう一度譲渡を希望されるかどうかの判断をしていただきたいということを言っておりますので、何も今の状況で決まっていることはありませんし、この話が全てその時点で終わる可能性もあるわけで、そういう中で、どの事業者がどういうふうに、事業者名とかが出るということは事業者自身もそれを望んでいないと思いますし、それこそうわさだけが独り歩きするような状況があるのではないかということに対して、町は慎重な対応をしなくちゃいけないというふうに思っております。また、工事等を発注する等でも、事前にそこをどこに出すというようなこともあまり言ってることも、町がお願いした場合もですけど、今回、町がお願いしていることは全くありませんので、そういう意味も含めて判断しております。

○津川委員長

油本委員。

○油本委員

うわさの独り歩きを防止するなら公開されたほうがいいと私は思うんですよ。もし、申し上げにくいことを言いますが、お答えしにくいんでしょうけども、例えば県内業者とか県外業者とか、そういうのも今言えない状態なんですね。もう一度、重ねてお伺いします。

○油本委員

手嶋町長。

○手嶋町長

全く言うことはありません。

○津川委員長

予算に特化した質問をお願いします。

油本委員。

○油本委員

予算をこれ、賛成しようか、そうしようかということでちょっと悩んでおります。いつになったらこれ、その事業者発表できるんでしょうか。今示された資料でも結構ですし、予算説明会の際の資料でございますし、いつになったらそれが分かるんだという質問があるんですが、これに対してどう答えさせてもらったらいいか、それをお伺いしたいです。

○津川委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

事業者の提案は、プレゼンテーションといいますか、提案はしっかり受けたいと思いますので、そのタイミングであればもう事業者は公表できるかと思います。

○津川委員長

油本委員。

○油本委員

ごめんなさい。ですから、例えばこの表だったらどこに当たるんですかという私の質問なんです。

○津川委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

この図であれば、提案を受けるのは4月から6月という形でしていますので、この間ということになろうと思います。

○津川委員長

油本委員。

○油本委員

4月から5月の間にその業者名がオープンにされるということで分かりました。もしそれが、諸条件を上げておられますけども、これに合致しなかった場合は、町長のおっしゃるように、これはもう完全に撤去に向かう。もう一度確認させてください、それよろしいですね。

○津川委員長

どなたが答えられますか。どちらでもいいです。

手嶋町長。

○手嶋町長

そのとおりです。

○津川委員長

油本委員。

○油本委員

最後にします。基本的といいますか、考え方なんですけども、先日来上げておられます譲渡に関しますこの条件がいろいろございますよね。上空占有であるとか、関係者の協議であるとか送電線、例えばそれをクリアしましたとしても、例えば行政財産であります今の9基の風車、これを民間に譲渡となりました場合、議会の議決、これ必要になってくるかと思うんですが、その確認と、そうなった場合、どういう手順を踏んで譲渡まで至ることになるのか、その説明をお願いします。

○津川委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

北条砂丘風力発電所は地方公営企業でありますので、地方公営企業法に基づいて、重要な資産を取得あるいは処分する場合には予算で定めるということで規定されております。その中で、貴重な資産の取得及び処分につきましてはというところで、面積5,000平米以上、金額700万円以上ということで、そういうものについては予算に定めているということがありますので、予算案の中で提案し、議決をとということが出てくると思います。

○津川委員長

そのほかございませんか。

阪本委員。

○阪本委員

関連です。この間の一般質問でも申しました。予定しておられるJR東日本が、西園から東園、あるいは近くの由良宿等、関係する地域の人たちに初めに説明をされるべきだと思うんですよ。順序がやっぱり違うんじゃないかと思います。

○津川委員長

阪本委員に申し上げますが、予算に関連した事業であります。その質問をお願いしたいんですが、JR東日本の関連の風車の話については、この予算には載っておりません。別な質問をお願いします。

そのほか。

齊尾委員。

○齊尾委員

この撤去事業委託料ということで、今回8,800万円を……。

○津川委員長

ページ数をお願いします。

○齊尾委員

15ページでございます。撤去事業委託料ということでこの8,800万円、これが載っております。今後の事業の説明も、流れの説明がありました。この予算が通った場合いつ頃——、要は問題は、何ていうかな、この予算を使いながら、事業を進めながら譲渡の話も聞くということになると思うんですね。そのときに、この8,800万円は、もしかしたら譲渡になったときには無駄なお金になる可能性があるというふうに予想するんですけど、どうですか、こういうこともあり得ますか。

○津川委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

いろいろ御意見もいただいていますので図で説明させていただくと、4月、5月、要は譲渡案の提案を受けるという話になった場合、ここまでは実施設計は入らないということで、入る場合は議会のほうに報告をさせていただくということで。今の状況でいいますと、4月、5月、この6月のところにあります町が提案を受けるかどうかということ判断するところまでは、実施設計には入らない予定であります。撤去が決まった場合は当然入りますが、そういう状況で、あと7月以降で手続を始めてる、もし提案を町が受けてその事業者が条件調整をしている時期になりますと、そこまで待つと町の撤去のタイミングが遅れていきますので、その場合、実施設計には入っていくという状況が出てくるかと思っております。

○齊尾委員

分かりました。結構です。

○津川委員長

そのほかございませんか。

蓑原委員。

○蓑原委員

すみません。15ページで、町長がおっしゃったように、もし譲渡になれば、撤去費用のところは町の負担からなくなるのでというところのお話があったと思うんですけども、本当に今のお話を聞いていますと、その事業者に何か翻弄されているような感じがします。本当に町が優しい対応をしているなというふうに思います。そうすると、1年間の予算で見ますと、約2億のお金が、もし譲渡にならなかつたら、1年間で2億円の町の出費があるというふうになると思うんですけども、何かそこももっと、町が事業者のことを考えてしなくても、事業者がその収益のところから利益が出るような状況になり得るとはちょっと考えにくくて、基本どおりに撤去の方向で進めたほうがいいんじゃないかなと私は思います。意見です。

○津川委員長

質問をお願いします。

そのほかございませんか。ありますか。

○蓑原委員

その点については、どうお考えでしょうか。

○津川委員長

質問にはなりません。予算についての質問をお願いします。

例えば、8,800万円の委託料が組んであるんだけど、いつ施工するのかとか、しないのかとか、しないのであれば予算計上する必要がないでないかというふうな質問にさせていただくと今の回答が得られるんじゃないかなと思いますので、御配慮をお願いします。

○蓑原委員

はい。

○津川委員長

そのほかございませんか。ございませんか。

すみません、私のほうから1点だけ質問させてください。15ページの撤去事業委託料8,800万円計上されてあるんですが、予算計上として、先ほど説明していただいた表の中の6月のところで2通りあって、町が提案を選定、町が提案を選定せずという2つの選択肢があって、撤去するのか、撤去しないのかというのが6月の末には決定される。6月の末までに町が提案を選定するという選択がなされたときには、速やかに議会に説明がある。そして、速やかに撤去事業委託料が補正予算として減額されるというふうな理解でよろしいでしょうか。

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

今の委員長のお話の部分でいきますと、条件が整わない場合も可能性としてありますので、6月の減額補正はできないというふうに考えております。また、提案の内容が、9基金基ではなくて一部だった場合は実施設計に入りますので、その提案内容によっても変わるというふうに考えております。

○津川委員長

議会としてこの当初予算を議論するに当たって、実施しないものを計上してあるというのであれば、それはしなくていいんじゃないかっていう判断もできるわけで、どこまで判断を延ばせて、当初計画の令和8年度末、令和9年の3月でしたっけ、撤去が最終に終わるといふ計画が延びない、いつまでに設計を開始すれば当初の計画どおり最低できるという期限を、タイムテーブルを作っていて、今回、設計委託料を計上してあるんだけど、ここまでだったら待てますよと。それが6月末ということでは判断できないということでしたけど、一部とかっていうことがあったので、そういう曖昧なことじゃなしに、やっぱり6月末には撤去に向かってやりますよというふうな方向を出しますよというふうに、すかつとした回答がいただきたいんですが、いま一度、回答をお願いします。難しいですか。

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

こういう町直営で自治体が稼働させている風車で、たくさんの風車を解体撤去している事例っていうのは今あまりない状況の中で、できるだけ実施設計に時間を取りたいということがありますし、この図でも説明させていただいてますが、撤去の判断が3月末以降、随時ありますので、できるだけ速やかに実施設計に入りたいという思いはあります。ただし、議会に報告しながらということは考えておりますので、当初予算のほうに計上ということで、ぜひお願いしたいと思っております。

○津川委員長

そのほかございませんか。

油本委員。

○油本委員

今のに関連ですけども、今おっしゃったのは、初め、2月の予算説明会で、表にございます、年度別でいきますと、令和7年3月の時点で線が引っ張ってありますよね、もちろん年度替わりで。それで、修正されたほうの、今日説明があった資料でも、令和7年3月で撤去という方針も、これ、打ち出されております。すなわち、令和7年3月で撤去ということもにらみながら、お話を両立てで進めていかれるということを私は理解しているんですが、それでよろしいでしょうか。

○津川委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

基本は令和7年3月には撤去したいというところを中心に……(発言する者あり) ごめんなさい、大変失礼しました。令和8年3月……(「令和8年度中に撤去ということ」と呼ぶ者あり) すみません。撤去ですね、ごめんなさい。撤去は、令和8年度に撤去ということで考えております。

○津川委員長

油本委員。

○油本委員

ちょっとずれてるんですけど、本当に単純に確認しますね。

まず、予算説明会の表と今日出された表を見比べまして、今日出されたほうは令和7年3月で撤去という選択肢、これ最後に設けられております。よろしいですね。2月に出されました予算説明会のところも、令和7年3月で線が引っ張ってありまして、そこから半年間あって入札とか始まる段取りになってるんですよ。ですから、今これで拝見しますと、令和7年3月までは、いわゆる撤去であるか、譲渡であるか、それを両方考えながらこの議論は進行していくもんだというふうに私は考えるんですけども、それでよろしいでしょうかという質問ですが。

○杉本環境エネルギー課長

すみません、ちょっとよく分からないので、もう一度お願いします。

○津川委員長

しばらく休憩します。

(15:45～15:47) 【休憩】

○津川委員長

休憩前に引き続き再開します。

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

令和7年3月までは、委員がおっしゃるように譲渡と撤去、両方が可能性があるというふうに考えております。

○津川委員長

よろしいですか。

そのほかございませんか。

以上で本案に対する質疑を終わります。

(11) 議案第14号 令和5年度北栄町一般会計補正予算(第13号)

○津川委員長

次に議案第14号、令和5年度北栄町一般会計補正予算(第13号)に対する質疑に入ります。ございませんか。

秋山委員。

○秋山委員

35ページをお願いします。真ん中辺に、11節役務費で公共ポイント手数料が227万1,000円の減額予算にしてあるんですけども、公共ポイントのどの部分が、この金額減額されるようになったのかっていうのの経緯をお願いします。

○津川委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

一応、確認をさせてください。

○津川委員長

そのほかございませんか。

斉尾委員。

○斉尾委員

26ページをお願いいたします。一番上の18節負担金、補助及び交付金のところで、タクシー利用料助成事業費補助金600万円、マイナスになってますけども600万円の、この説明では下北条の利用者が少なかったという説明だったと思います。それで、少なかったということで、私、この質問をどこですべきかなとちょっと迷ったんですけども、当初のほうで利用料を値上げするというお話の提案の中で、下北条分を、同じく枚数を多くするというような説明があったと思います。そういうことがあったということを取りあえず確認をしたいと思います。

○津川委員長

小澤課長。

○小澤福祉課長

当初予算のほうの枚数を増やすっていうことですね。

○斉尾委員

はい。

○小澤福祉課長

まず9月補正ですが、下北条のAコープの閉店に伴って、昨年9月補正で計上させてもらったものです。その計上の考え方としましては、そのときの下北条地区の利用者の方を、全員150名分を使われる、買物に困られるからということで、150名分掛ける大体平均的な助成率が1,700円で、それ掛ける30枚ということで、皆さんが使われるという形で総額765万円計上させていただきました。その結果、実際に使われたのは、9月29日閉店以降、新規でチケットをもらわれた方が11名、それから、年度当初から使われていて追加で申請に来られた方が13名ということで、全部で24名の利用でありました。ですので、当初、補正では150名組ませていただいてましたので、その差額を今回600万円落とさせてもらったところです。

新年度、令和6年度の予算では、9月補正では150名全員の方が使われるだろうということで予算計上していましたが、今年度の利用を見まして、50名分を組ませてもらったところです。下北条地区の方に増やすということではなくて、通常、この定額チケットは30枚交付のところを、下北条地区の方には追加で30枚、令和6年度も交付しますよということで説明をさせてもらったところでもあります。

○津川委員長

斉尾委員。

○斉尾委員

前回のときは150名分だったけども、今度、当初では50名分に減らしたということで、前回、9月時点で24名の方が利用されたということですけども、この50名分使われる見込みはあるということで補正を上げられ——、ちょっと当初予算になってしまうんですけど……

○津川委員長

補正予算の質疑をお願いします。

○斉尾委員

しゃべっていて、そう思いました。(笑声)

これ以上言いませんけど、要は減額したのに、なおかつまた当初に上がるのがいかななものかなということをちょっと思いましたので、質問させてもらいました。

○津川委員長

そのほかございませんか。

前田委員。

○前田委員

27ページの民生費の児童福祉費の中に、19節扶助費、小・中学校入学祝い金が28万円減額になっています。これは確定してるんですけども、小学校と中学校なので当初予算組むときから予算は大体ほぼ決まってると思うんですけども、28万円、思ったより余っちゃったと思うんですけども、対象者でも受け取られない方があったのかどうか。

○津川委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

対象になる方については申請をしていただいて、それに対して支給をするという手続で行っておりますが、全ての方に支給をしております。では、なぜ金額が余るかというところですけども、5月1日を基準日にするというところがありまして、転入もあるのだろうということで、少し予算編成時の実際の人数よりは多めに予算を組んでいたというところもありまして、実績の中でその金額が余ってきたというところがございます。以上です。

○津川委員長

前田委員。

○前田委員

実績はいいんです。お聞きしたのは、対象者でも受け取られない方があったかどうかというのをお聞きしたいんです。申請式だったらそうなのかもしれないですけど、その辺で把握しておられるところがあればお聞きしたい。

○津川委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

対象となる方には全て申請をしていただき、全ての方に支給したというところがございます。以上です。

○津川委員長

前田委員。

○前田委員

もう一つお願いします。その2つ上ですけども、2つ上というのは18節の負担金、補助及び交付金の中の出産・子育て応援交付金、これは非常にありがたいものですけども、1人5万円ということ、これもかなり余っていると。なかなか子どもが生まれなくて、当初のときには当然、もう妊婦の方もおられれば、これから妊娠されて出産という方もおられるので余分には取られるんだと思うんですけども、町長の政策として、未来への投資ということでやっておられるんですけども、なかなか160万円も余るといのはちょっとやり過ぎだと。実績なので、やり過ぎだと言って予算なんであれですけども、やっぱり町長、意気込みをね、やっぱり子育てに対してはもう少しちょっと…(聴取不能)。

○津川委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

まず、私のほうからお答えいたします。当初予算の段階で、10月から3月までの出産・妊娠について、見込みで上げさせていただいているというところです。それが見込みよりも少なかったというのが正直なところであります。これは国のほうの事業であります。妊娠時に5万円と出産後に5万円ということで、1回の出産で合計10万円支給することなので、人数的には16人です。確かに16人が人数変われば、北栄町としては大きな変動かなというふうには思いますが、現実として、こういう結果となったというところがございます。以上です。

○油本委員

手嶋町長。

○手嶋町長

大きな項目でも、未来の投資の中でも上げておりますし、それから令和6年度のほうにも当然、子育ての関係は上げています。ここだけではなくて、いろんな場面で子育て応援ということをさせていただいておりますので、少ない多いではなくて、応援しているよという意気込みでやっておりますので、よろしくお願ひします。

○津川委員長

そのほかございませんか。

秋山委員。

○秋山委員

8ページをお願いします。地方債の補正の変更がここで上がってるんですけども、臨時財政対策債が上がってないということは、ゼロにするわけでもないし、当初予算のとおりに残しておいて、最終的に判断をするというような見方をすればいいんでしょうか。

○津川委員長

中野課長。

○中野企画財政課長

委員のおっしゃるとおり、そういうふうな見込みであります。以上です。

○津川委員長

よろしいですか。

○秋山委員

はい、いいです。

○津川委員長

そのほかございませんか。

蓑原委員。

○蓑原委員

37ページをお願いします。9款教育費で7節の報償費ですけれども、ここ、学力向上のために講師報償費があるわけですが、説明では、ちょっと予定よりも安価で対応していただいたという話でしたけれども、学力向上につながったというところの視点ではどうだったのでしょうか。どのように判断されていますか。

○津川委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

講師、子どもたち向けもあるんですけども、どちらかというところの分は教員向けの講師ですね、大学の教授に来ていただいたりとかというようなところあります。どこまで学力につながったかって言われると、まだ今の時点で言えませんが、研修自体は、継続的に呼びしている先生もありますし、新しい方だったかな、内容的には充

実した研修、講演だったというふうには理解しておりますので、何とかそれが学力につながるように今後頑張っていきたいと思っております。以上です。

○津川委員長

蓑原委員。

○蓑原委員

よろしくお願ひしたいと思ひます。

○津川委員長

そのほかございませぬか。

秋山委員の答弁保留がありますので、回答をいただきます。

清水課長。

○清水産業振興課長

秋山委員の御質問に答弁保留がありましたのでお答えします。

35ページの中ほど、役務費の公共ポイント手数料の減額の主な要因ということがありました。確認をいたしますと、約40の講座、講演会、それからあるわけですが、主なものとしましては、ぷくぷく子育ての給付金が1人当たり5万円というのがあります、こちらのほうが大きな減額の要因となっております。この部分で、550万円の予算に対して425万円ということで、125万円の減額というのが主な要因になっております。そのほかにつきましては、全体の講座の参加者数を見込んだ額からの実績の減です。以上です。

○津川委員長

秋山委員。

○秋山委員

後半のところを特に知りたいんですけども、どれだけの講座を設定されて、参加人員がどれだけで、ポイントのあれが配られて、それをほくほくカードに入れられたかというような数字を知りたいんですけど。どれだけの効果があったかというのを知りたいんです。そういう講座にポイントを付与することによって、講座に参加をした人が、実際そのポイントをほくほくカードに受け入れられたかというのを知りたいんです。

○津川委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

お答えします。今御質問のあった件につきましては、一度調べさせていただきます。細かい内容になりますので、調べた上でお答えさせていただきます。

○津川委員長

秋山委員にお聞きしますが、質疑を終わっていいのか、この委員会中に回答を求められますか。

○秋山委員

いや、別に後でいいです。

○津川委員長

後でいいですか。

○秋山委員

別に、このことでこの補正予算を認めるか、認めないかの判断を私がしようとして聞いたわけではなくって、このポイントカードの仕組みでされた事業がどれだけの効果があって、町民にどれだけの反応があったかというのを知りたいので、令和6年度の予算にも計上されていることなので、この委員会が終わってから、閉めてから報告をいただいても構いません。

○津川委員長

そのように回答をお願いします。

そうしますと、以上で本案に対する質疑を終わります。

**(12) 議案第15号 令和5年度北栄町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)**

○津川委員長

次に議案第15号、令和5年度北栄町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)に対する質疑を行います。ございませんか。(なし)

質疑がありませんので、本案に対する質疑を終わります。

**(13) 議案第16号、令和5年度北栄町栄財産区特別会計補正予算(第1号)**

○津川委員長

次に議案第16号、令和5年度北栄町栄財産区特別会計補正予算(第1号)に対する質疑を行います。(なし)

質疑がありませんので、本案に対する質疑を終わります。

**(14) 議案第17号 令和5年度北栄町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)**

○津川委員長

次に議案第17号、令和5年度北栄町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)に対する質疑を行います。(なし)

質疑がありませんので、本案に対する質疑を終わります。

○津川委員長

以上で、付託議案の質疑は全て終了しました。

これをもちまして、執行部の皆さんは退席をお願いいたします。ありがとうございます。

この後、委員の皆さんについては、協議事項がありますので、そのままお待ちください。休憩します。

(16:05) 【執行部退場】

(16:05~16:06) 【休憩】

## 5 協議事項

### (1) 議員間討議について

○津川委員長

休憩前に引き続き再開します。

5番の協議事項に入りたいと思います。

本日で委員会としての付託議案の質疑が全て終了いたしました。議員間討議について、皆さんと相談をいたします。議員間討議につきましては、基本原則としては3日前に文書をもって議員間討議をしたいという旨を申し出るということになっておりますが、委員会あるいは本会議等におきまして、委員会の中で動議的にやりたいということができるとなっております。その第4条の第2項の規定をもちまして、するのであれば明日、議員間討議をしてはというふうなことで皆さんにお諮りします。議員間討議を実施したいという意向のある方は、この場で表明いただいたら、そのような手順を踏みたいと思いますのでよろしく申し上げます。その協議でございます。

蓑原委員。

○蓑原委員

すみません、私、いろいろなことがよく分かっていないんですけども、風車の件なんですけれども、先ほど意見ということで申し上げたんですけども、やはり事業者のほ

うが主体になっているように思います。そのために町が2億円余りの——、もしその事業者が譲渡を申し出なかったら2億円というお金が無駄になるように思って、何か風車のことについては皆さんと討議を、意見交換をお願いできたらなと思っています。

○津川委員長

そのほかございませんか。ございませんか。

そうしますと、ただいま風車の撤去費8,800万円のことについて、議員間討議の申出をお受けしました。議員間討議をする際には1人以上の賛成者が必要です。それについて、賛成される方の挙手をお願いいたします。

○油本委員

その前に。

○津川委員長

では、油本委員。

○油本委員

今、委員長、撤去費8,800万円と言われましたが、撤去設計委託料でよろしいですね。その確認です。

○津川委員長

失礼しました。もう一度やり直します。

ただいま蓑原委員のほうから議員間討議をこの委員会でやりたいという申出がありました。風力発電事業特別会計のこととございます。このことについて賛成……（「ちょっといいですか」と呼ぶ者あり） はい。

○野田委員

蓑原委員は、8,800万円の撤去に対する設計委託料のことじゃなくって、10億円がもったいないから討議しましょうということだったように聞こえたんですけども、その辺をちょっと正しく願います。

○津川委員長

すみません。（「2億」と呼ぶ者あり） ではすみません、これからもう一度発言いただいて、それについて議員間討議として取り扱うかどうかについて賛成いただけるかどうかというので問いますので、申し訳ない、よろしく願います。

蓑原委員、願います。

○蓑原委員

すみません、皆さん。この資料の一番最後のページ、15ページです。風力発電事業会計予算明細書、15ページにあります。撤去事業委託料は8,800万円なんですけれども、風力発電費用としては発電費が約2億9,000万円あって、もしこの撤去事業委託料もなければ約2億円のお金を費やすわけです、1年間。それは、事業者がやるかやらないかまだ分からないのにこの2億円という金額が費やされるわけで、町費が、そういうことは業者に翻弄されているので、予定どおり風車は撤去っていう方向に進んだほうがいいと思います。私はそう思っていますので、この予算を何か承認できないなと私は思っていますので……。

○津川委員長

長谷川委員。

○長谷川委員

ちょっと休憩して話詰めたほうがいいんじゃないですか。

○津川委員長

しばらく休憩します。

(16:10~16:26) 【休憩】

○津川委員長

休憩前に引き続き再開します。

議員間討議についてお諮りします。どなたか御意見ございませんか。

蓑原委員。

○蓑原委員

風力発電事業会計のところについてですが、風車の撤去について議員間討議をお願いしたいと思います。

○津川委員長

ただいま蓑原委員のほうから、風車の撤去事業委託料8,800万円が計上されておりますが、このことについて議員間討議をしたいという申出がありました。

これに賛成の委員の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○津川委員長

(賛成者が)4人いらっしゃいます。

そうしますと、議員間討議、明日の委員会で行います。

そのほかの希望はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり) ありません。

そうしますと、議員間討議は明日行いますので、そのように準備をさせていただきます。

## 6 その他

○津川委員長

次に、6番のその他に入ります。

ありますか。(なし)

## 7 閉会 (16:28)

○津川委員長

そうしますと、以上をもって本日の日程は全て終了しました。

これにて散会いたします。ありがとうございました。

※この会議録は要点筆記である。